14.7
620

③

0007190000

0007190-000

14．7－620

改正恩給法解義

門田重雄・著

宝文館

昭和８年改正

昭和８

ABH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年５月１５日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

學校職員

改正恩給法解義

—昭和八年改正—

門田重雄 著

東京
大阪 寶文館藏版

14.7-620

緒言

帝國教育會から舊著「新恩給法解義」を出してから、茲に、十年の歳月は流れた。其の間、著者が各地の學校職員から受けた質疑は、書面によるものだけでも千餘に達したように記憶する。中には、地方裁定官廳の誤算、其の他の間違から、質疑者の權利を害せられてゐるのも再三ならず發見された。この事實の一端を以ても、いかに、教育職員の恩給が難解のものであるかを窺知される。加ふるに、今回の恩給改正は教育職員にとつては、大正十二年の改正以上の大改正である。從つて、教育職員の恩給は一層難解のものとなつた。恐らく、今後、恩給請求者は、もとより、地方裁定官廳の取扱者に於ても解釋に困る問題も相當に起ることと思はれる。ここに於て、著者は、教育職員を中心とし、かつ、恩給受給者の立場を主として、改正恩給法について解說し、勿論盡さゞるところは、後日の訂正增補に俟つことにして、幾分でも學校職員の恩給請求に當つて參考ともなればよいと思つて、本書を著述した。

昭和八年十月

大阪市天王寺南京寺の假寓にて

門田重雄

凡例

一、本書にある「例規」は內閣恩給局が恩給法施行以來各般の質疑に對して回答したもの、又は實際の事案に付て裁決したものである。

一、本書は讀者の理解を容易ならしめるために例規、設例などに付ても重複收錄しておいた。

一、本書に比較的、多くの關係法令を挿入したことは、讀者に幾分でも敎育法令に通じて貰ひたい心組みからである。

一、本書は恩給受給者に餘り關係のない事項の說明は可成これを省略することにした。

學校職員 改正恩給法解義目次

第一編 總則 ……一

第一章 昭和八年の改正要綱 ……一

第一節 昭和八年の改正の趣旨と經過 ……一

第二節 昭和八年の改正要綱 ……八

㈠敎育聯員の當分規定の撤廢 ㈡普通恩給年限の延長 ㈢一時恩給及び一時扶助料の最短年限の延長 ㈣個人納金の增額及び新設 ㈤普通恩給給與の一部停止 ㈥一時恩給金の一部返還 ㈦傷病年金の制定 ㈧特殊扶助料の增額 ㈨恩給權の消滅となる處刑の變更 ㈩恩給受給權の調査 ㈪休職期間中の在職年の計算改正 ㈫俸給額算定の方法改正 ㈬扶助料を受ける權利の消滅 ㈭加算年規定の改正 ㈮敎育法令の改廢による改正

第二章 大正十二年の改正要綱 ……三一

第一節 恩給給與率の增加 ……三一

㈠普通恩給 ㈡增加恩給 ㈢遺族扶助料 ㈣一時恩給及び一時扶助料

第二節　法規の整理統一……三六
㈠法規の合同　㈡恩給請求時效期間の統一　㈢裁定機關の變更　㈣恩給權侵害に對する行政救濟　㈤恩給審査會の設置　㈥恩給の負擔分擔　㈦待遇職員の恩給　㈧在職年の通算　㈨準公務員の在職年通算　㈩加算年に關する規定の改正　(十一)除算年に關する規定の改正　(十二)自己便宜の退職に關する規定の削除　(十三)爾後重症者の恩給請求期間の延長　(十四)有期傷病恩給　(十五)外國在勤加給　(十六)寡婦扶助料に關する規定　(十七)成年以上の子及び夫の扶助料　(十八)屯田兵現役期間の通算
第三章　學校職員の恩給法上の地位……四一
第一節　學校職員の從來の恩給法規……四一
第一款　公立學校の職員……四一
第二款　官立學校の職員……四四
第三款　從來の學校職員の在職年通算の範圍……四四
第二節　大正十二年恩給法上學校職員が他の公務員と異なる取扱を受けた事項……五一
第一款　公立學校及び圖書館の職員……五一
第二款　官立學校及び圖書館の職員……五三
第三節　昭和八年改正法による學校職員特別扱の廢止……五四

第二編　各論

第一章　總則……五五
第一節　恩給を受くる權利を有する者……五五
第二節　公務員及び準公務員の意義……五六
第一款　公務員の種別……五六
第二款　教育職員及び準教育の意義……五七
第三款　文官(教育文官)の意義……七〇
第四款　待遇職員の意義……八一
第五款　宮內職員の意義……八五
第三節　恩給の種類……八七
第四節　恩給を受くる權利の消滅……九〇

第一款　恩給を受くる權利の發生及び消滅の時期……九〇
第二款　恩給を受くる權利の消滅する場合……九二
㊀時效に因る場合　㊁失權に因る場合
第五節　二つ以上の恩給を給與される場合……一〇〇
第一款　恩給の選擇……一〇〇
第二款　恩給の併給……一〇一
第六節　恩給の承繼……一〇二
第七節　恩給を受くる權利の讓渡・擔保・差押の禁止……一〇五
第八節　恩給の裁定……一〇九
第一款　恩給裁定の意義……一〇九
第二款　恩給請求書類の經由廳……一一一
第三款　教育職員並其の遺族の恩給裁定官廳及び經由廳……一一三
第九節　恩給に關する權利の侵害された場合……一一五

第一款　行政救濟の方法……一一五
第二款　具申……一一六
第三款　訴願又は行政訴訟……一一八
第十節　恩給を負擔する者……一一九
第十一節　恩給受給者の權利存否の調査……一二〇
第二章　公務員……一二三
第一節　在職年計算の方法……一二三
第一款　在職年の始期及び終期……一二三
㊀就職の意義　㊁退職の意義　㊂退職の原因と恩給との關係
第二款　在職年計算上の通則……一二〇
第一項　同一公務員としての在職年……一二〇
㊀引續いた在職年　㊁引續かない在職年　㊂休職期間中の在職年
第二項　官職併有の場合の在職年……一四〇

第三項　異なる公務員としての在職年……一四五
㈠公務員相互間の在職年の通算　㈡改正法施行令前の教育職員と他の公務員との在職年の不通算　㈢宮内職員及び準公務員の在職年の通算
第三款　在職年の加算規定……一五一
第一項　加算の意義……一五一
第二項　加算年の種類……一五三
㈠邊陬又は不健康地域在勤加算　㈡植民地勤務加算　㈢其の他の加算
第三項　教育職員の從來の加算年規定……一五七
第四款　在職年の除算規定……一五九
第一項　除算される在職年……一五九
第二項　教育職員の從來の除算年規定……一六六
第五款　在職年の種類……一六九
第一項　勤續(引續いた)在職年……一六九
第二項　實勤續在職年……一七〇
第三項　接續せる在職年……一七一

第四項　繼續せる在職年……一七一
第二節　俸給の意義……一七二
第一款　本給及び準本俸の意義……一七二
㈠本俸　㈡準本俸　㈢官職併有の俸給
第二款　恩給額算出の基礎となる俸給計算……一七九
第三款　減俸後の俸給額の舊俸換算……一八八
第三節　各種恩給の給與される場合及び其の請求手續……二〇七
第一款　普通恩給……二〇七
第一項　普通恩給を受くる要件……二一〇
第二項　普通恩給請求の手續……二〇八
第二款　一時恩給……二一七
第一項　一時恩給を受くる要件……二一七
第二項　一時恩給請求の手續……二一八
第三款　增加恩給……二二〇

第一項　增加恩給を給與せられる理由……二二〇
第二項　增加恩給を受くる要件……二二一
第三項　增加恩給請求の手續……二二八
第四款　傷病年金……二三一
第一項　傷病年金を受くる要件……二三一
第二項　傷病年金請求の手續……二三四
第四節　恩給を受くる資格を失ふ場合……二三六
第五節　恩給を受くる者再就職して退職したときの恩給の改定……二四一
第一款　恩給の改定される要件……二四一
第二款　恩給改定の方法……二四五
㈠普通恩給改定の方法　㈡增加恩給改定の方法　㈢傷病年金改正の方法
第六節　恩給給與の停止……二五一

第七節　公務員の毎月恩給納金……二五五
第八節　恩給金額算定の方法……二五七
第一款　總則……二五七
第二款　普通恩給金額の算定……二五九
第一項　教育職員の普通恩給額……二五九
第二項　準教育職員の普通恩給額……二六七
第三項　文官の普通恩給額……二六七
第四項　一時恩給を受けた者の普通恩給額……二六九
第三款　增加恩給金額の算定……二七一
第一項　增加恩給額表……二七二
第二項　退職當時の階等……二七四
第三項　傷病原因……二八二
第四項　不具癈疾の程度……二八二
第四款　一時恩給金額の算定……二一三

第五款　傷病年金額の算定……二八四
第三章　遺族……二八五
第一節　遺族の意義……二八五
第一款　遺族の範圍……二八五
第二款　遺族の特別要件（夫・子たる遺族）……二九〇
第二節　扶助料を受くる遺族の順位……二九一
第三節　扶助料を受くる資格を失ふ場合……二九五
第四節　扶助料を受くる權利を失ふ場合……二九八
第五節　扶助料を給與される場合……三〇一
㈠新に扶助料を給與される場合　㈡引續き次位者に扶助料に給與される場合
第六節　扶助料の請求手續……三〇四
第七節　扶助料年金額算定の方法……三〇八
第八節　扶助料の停止及び轉給……三一一

㈠扶助料の停止される場合　㈡扶助料の轉給される場合　㈢扶助料の停止及び轉給の請求手續
第九節　一時扶助料の給與される場合並其の金額……三一四
第一款　兄弟姉妹に給與される一時扶助料……三一四
第二款　一般遺族に給與される一時扶助料……三一六
第十節　一時扶助料の請求手續……三一八
第四章　附則……三二一
第一節　恩給法令の概要……三二一
第二節　廢止された法令……三二一
第三節　舊恩給法令と新恩給法との關係……三二二
第一款　舊法によつて恩給を受くる權利を有する者の取扱……三二四
第二款　新法の規定が遡及適用される事項……三二六
第三款　本法施行前の在職年の計算……三二七
第四節　改正前の恩給法第九十九條の規定の内容……三二四

第一款　教育職員の恩給不停止及び在職年不通算……三三四
第一項　恩給不停止……三三四
第二項　在職年の不通算……三三七
第二款　文官より教育職員に轉任して退職したときの恩給の關係……三三九
第三款　教育職員より文官に轉任して退職したときの恩給の關係……三四三

第三編　恩給法並に關係法令

恩給法……附一
恩給法施行令……附三〇
恩給給與規則……附五九
恩給給與細則……附六六
一時恩給返還等ニ關スル取扱規程……附九〇
索引……三四八
學校職員改正恩給法解義目次　終

學校職員

改正恩給法解義

昭和八年改正—

門田重雄著

第一編　總則

第一章　昭和八年の改正要綱

第一節　昭和八年の改正の趣旨と經過

昭和八年の改正眼目

一、今回の恩給法の改正は、逐年累增の趨勢にある恩給總額を減少したい、云はば、國庫及び地方經濟の恩給負擔の輕減を圖らうとすることが大眼目である。これに加へて、現行法に存する種々の不備不當の點、例へば、恩給受給者の中には給與の著しく薄い者もあ

ればまた、公務傷病者其の他の者についても適當に恩給が給與されてゐないので、これを整備しようといふのである。

大正十二年の改正の眼目

二、顧みるに、大正十二年の恩給改正（制定）には二つの大きな眼目があつた。其の一は恩給法規の整理統一で、其の二は恩給給與率の增加であつた。（第二章大正十二年の改正要綱參照）

大正十二年の改正恩給法による恩給法規の整理統一の結果は、從來、文官・軍人・教職員・巡査・看守等各職員間の在職年の通算は、極めて狹い範圍で特に規定されたものに限り認められてゐたものが、原則として各職員間の通算を認められることになつた。尤も學校職員に限り例外はあつた。從つて、公務員として普通恩給を受ける機會を多くした。其の他、自己便宜による退職にも恩給が給與せられ、準公務員（試補見習・準教員）の在職年も公務員の在職年に通算せられる等（尤も準教育職員に限り例外はあつた）公務員にとつて利益となる改正を見た。

行政調査會に於ける恩給改正の調査

尙、大正十二年の改正恩給法は、恩給給與率の增加に於ても、從來、普通恩給は文官・教職員等は、概ね、退職當時の俸給額の四分の一を最低限として、在職四十年の最高限が三分の一强となつてゐた。それを、最低額三分の一、最高額二分の一、殊に小學校教員のは最高額三分の二までに增額した。又、軍人の恩給も文官・教職員に對して權衡を失するのではないかと言はれるまでに增額した。獨り、普通恩給のみでなく、一時恩給及び扶助料等も均しく其の增額を見たのである。

三、上述の如き、大正十二年の恩給法の改正の結果は、恩給金額の激增を來たし、三、四年經つか經たぬ內に恩給亡國の論が盛んになり、かつ、政府に於ても、將來、恩給負擔に堪へ得ないものとの不安を感ずるようになつた。是に於て、政府も行政調査會に附議して、これが對策を考へだした。調査會は審議に審議を重ね、大正十五年十月頃には、既に、一成案を得て、これを發表し、其の年の議會に提出されるとまでに言はれたが、遂に、その提案を見なかつた。

恩給總額の累增

其の後、議會の開かれたこと十回餘に及んでゐるが、その都度、恩給改正法律案は提案されると言はれながらも、常に、立ち消えの狀態に終つてゐた。されど、いつの內閣、いづれの政黨に於ても恩給制度改革の必要を唱へないものはなかつた。

斯くありながら、何が故に、恩給制度の改革が實行出來なかつたのか、云ふまでもなく、大正十二年の改正と異つて、今回のは根本に於て、恩給負擔輕減から割出される改正であるから一般公務員の不利益になることが多い。そこで、政府がその提案を鈍るのも、輿論政治、政黨內閣では止むを得なかつたかも知れない。また、一面には、官尊民卑の思想の强いわが民風は、官吏の特權及び優遇は、これを當然視して、恩給に對しても民論が餘り喧しくなかつたことも一因をなしてゐたように思はれる。

四、かくの如くして、恩給制度の改革は、夙に、企圖され成案を得ながらも一年一年と

延びて今日の如く、國庫に於て約一億四千七百萬圓、地方經濟に於て約四千六百萬圓の恩給負擔となり、現職にある公務員に支拂はれる俸給總額よりも、嘗て公務員たりし者に給與せられる恩給總額が、遙かに、超過する狀態になつては、最早、恩給の改正も逡巡してゐられなくなつた。

昭和七年は滿洲事變のため五百八十萬の增加を見た

倘ほ、この際、恩給法を改正せず其の儘として置けば、毎年約四百萬圓の累增を來たし、十年後には、國庫負擔の恩給額のみでも約一億八千三百萬圓の巨額に昇る豫想である。こゝに於て、齋藤内閣は、第六十四議會（昭和八年二月二十一日）に、恩給法中改正法律案を提案するにいたつたのである。

地方經濟の實際の增收は約百五十萬圓になるが、地方經濟の國庫納金するこゝが增加したので差引約百四十萬圓になる

政府の所見によれば、改正法が實施せられると、四年後には五百二十萬圓、十年後には六百八十五萬圓、平年（戰時時變のない場合）と看做さるべき十五年後には九百二十七萬圓の減額が出來る。從つて、改正法が實施されると、十年後に於ても、恩給總額は現在支給されてゐる一億四千萬圓に比して、約五百萬の增加で喰止めることが出來る豫想である。又、地方經濟の負擔する恩給についても、從來、一年の累增額が平均二百八十萬圓になつてゐるが、改正法施行後は、地方納金增收が約百四十萬圓あるのみならず、一般事項の整理によつても、十五年後には約百萬圓づゝの減額を生ずるので、大體、十五年後に於ては實質上恩給漸增を防止し得るものと推算される。

恩給法中改正法律案の議會提出

五、衆議院は、政府提出の法律案に對し、たゞ左記の如き附帶決議して政府案に何等の修正を加へずして可決した。しかし、委員長の審査報告によれば、委員會に於て最も論議せられた點は、恩給給與は、假令、上級者に薄くしても、下級者に厚くするの必要があるではないか。就中、戰死者の遺族扶助料については、特に、今日、時局重大な秋に方り、相當に增額するの必要があるのではないかと云ふことであつた。其の他、恩給の金融に關して低利資金を融通すること、恩給辭退の途を法規に規定することなどに就いても論議された。倘ほ、財政的の見地からしても、普通恩給年限の僅か一年二年の延長や、個人の國庫納金の百分の一又は百分の二の新設增額では、平年度に於て減額すべき額は、僅少で、極めて、貧弱なる財源の捻出ではないかと云ふ說も有力であつた。

衆議院に於ける委員會の論議

國庫納金の增收は三百四十萬圓

これを要するに、社會政策的見地からしても、財政的見地からしても、改正法は不徹底であるから、今後、更に、政府は恩給の根本的改正をせねばならぬといふにあつた。

貴族院に於ける委員會の論議

第五十九條を挿入した

六、貴族院に於ては、衆議院より回付せられた政府案に對し、附則第一條を「本法ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十六條ノ二、第五十八條第一項第四號及第五十九條ノ改正規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス」に修正した。即ち、政府案は個人の納金の增額又は新設（第五十九條）を八年十月一日から實施せようとするのを、昭和九年四月一日から實施せよといふのである。其の他については、別に修正を加へられず、たゞ、衆

議院の委員會に於けると同樣に、今回の改正法は不徹底であるから、他日、根本的の改正をするようにとの希望決議をした。

貴族院の修正案に對しては、政府並に衆議院も同意を與へたので、多年の懸案であつた恩給法の改正も、議會閉會の前々日(三月二十三日)漸く、議會の協賛を經ることが出來た。

昭和八年の改正法の公布

七、かくして、御裁可を得て昭和八年四月十日法律第五十號を以て、恩給法中改正法が公布せられた。尙ほ、恩給法の改正に伴ふ恩給法施行令の改正は、昭和八年九月十一日勅令第二百三十六號を以て公布せられた。

衆議院の附帶決議及び希望條項

衆議院の附帶決議

恩給制度改正に關してはなほ根本的に考慮を要するものあり、而して本改正案が社會政策的見地よりするも不備の點少しとせず、政府は宜しく對策を講ずべし

希望條項

一、戰公傷病死者及び傷痍軍人の遺族扶助料中下級者に對してはその最小限度の生活を保障するに足るべき增額を必要とす

二、一時賜金、傷病軍人に對する傷病年金制度の制定は適當と認むるも尙ほ增加恩給者との均衡については考慮を必要とす、增加恩給額は症項差額過少にして階級差額は過大なり考慮を要す

貴族院の希望決議

三、大正十二年十月以前に死亡したる傷病者の寡婦にして兵籍簿に登錄なかりし者に對しては速かに調査を了し扶助の方法を講ずべし

四、北海道屯田兵恩給問題については同兵役義務者及び擬兵待遇奉職者答申通り速かに相當の一時金を支給して最後の解決をなすべし

五、政府は恩給金融に對し速かに適當の方途を講ずべし

六、政府は常に恩給交付の狀況を嚴密に調査し苟も不當交付なからしむることに努むべし

貴族院の希望決議

一、改正案が現行法に於ける不公正なる諸點を整理せんとするは可なり、又恩給支給總額年次累增の傾向を阻止せんとするは多少の效果あるに似たりと雖も姑息の手段たるに止まり窮極の目的を達し得るものと信ずる能はず、思ふに現行法は能く恩給の性質に鑑み且つ財政の整理と相待ちて根本的改革を加ふるの要あり、政府は他日再度の改正を企圖し今後尙調査を繼續せられんことを望む

二、恩給の甚しき增額を來たせる原因は官吏の任免放漫に失せること多きに居る、政府は宜しく愼重に考慮し以て如上の弊を阻止すべきものと認む

三、一時賜金、傷痍軍人の恩給改正並に特殊扶助料の增額に就きては不徹底の點ありと認むるを以て將來速に適當なる改正を行はれんことを望む

此の外に尙ほ委員全般の意見として

近來法制上條項の排列及字句の撰定妥當ならざるもの多く本改正案に於て殊に甚しきものあるは遺憾に堪へず、政府は將來此處に意を致されんことを望む

昭和八年の改正の要項

第二節　昭和八年の改正要綱

今回の恩給改正を恩給受給者の立場から見て、其の主なる點を擧げると次の如くである。

一、新に傷病年金の制を設けたこと
二、六年以上の處刑による恩給權の消滅を二年を超える處刑に改めたこと
三、新に恩給受給權の調査の制を設けたこと
四、「盲啞學校」を盲學校、聾啞學校に「學校若ハ圖書館」を「學校、幼稚園若ハ圖書館」に「府縣立師範學校長」を「道府縣立師範學校」に改めたこと
五、新に休職期間中の在職年數を半減するようにしたこと
六、新に若年者又は多額の所得のある者の普通恩給給與の一部を停止したこと
七、個人の國庫納金を增加し軍人、小學校教員等にも新に納金制度を設けたこと
八、恩給額算出の基礎とする俸給額の計算を改めたこと
九、普通恩給最短年限を延長したこと
一〇、一時恩給及び一時扶助料の最短年限を延長したこと

教育職員の當分規定の撤廢

恩給法第九十九條の內容

教育職員の恩給不停止

一一、一時恩給の一部を返還さす制を設けたこと
一二、事實上の婚姻を婚姻と認めることの出來るようにしたこと
一三、植民地在勤加算年の在勤期間を延長し、其の他加算規定を整理したこと
一四、特殊扶助料(公務基因死亡者及增加恩給受給者の遺族扶助料)を增額したこと
一五、恩給法第九十九條を削除し教育職員の特例規定を廢止したこと

就中、學校職員にとつては、恩給法第九十九條の削除が最も重大な改正である。

一、教育職員の當分規定の撤廢——恩給法第九十九條の削除

一、恩給法第九十九條は、教育職員に對してのみ當分適用せられた特則規定であつた。規定の內容は、(一)教育職員は再就職によつても普通恩給は停止されない、(二)教育職員の在職年は一般公務員に通算されないことである。

恩給法第九十九條の規定のため、從來兎角、教育職員の恩給に、不明の個所が起つたり、不合理があつたりしたように思はれる。これは、恩給局の立案では第九十九條の規定を設ける意思はなかつた。それを文部省側から强硬に主張されて、議會提出間際に充分の研究を經ることもなく附則として第九十九條の規定が出來たように聞き及んでゐる。

二、恩給法第五十八條の規定によれば、普通恩給を受ける一般公務員が公務員として再

就職したときは、再就職の俸給の多寡に係らず普通恩給は全部停止される。然るに、從來、教育職員は公務員として再就職しても恩給は停止されなかつた。

恩給法第九十九條削除後の恩給停止

一、從來、教育職員は恩給法第九十九條　第一項）により、恩給法第五十八條の規定が適用せられなかつたので、教育職員としての普通恩給を受ける者が、文官（教育文官は除く）、軍人・警察監獄職員・待遇職員として、再就職しても、恩給は依然として給與された。このことは、反對に、文官・軍人其の他の公務員としての普通恩給を受ける者が、教育職員として再就職しても、文官・軍人等の恩給は停止されない。

二、尙ほ又、教育職員が、在職年の通算される教育職員として再就職しても、恩給は全部停止されるのでなく、差額停止されるのみであつた。即ち、再就職によつて受ける俸給と、恩給月額を合算して、退職當時の俸給額を超過するときは其の差額のみ停止された。

三、上述の如き取扱ひは、教育職員が、他の公務員と異なる點で、言はゞ、教育職員の特典であつた。

三、上述の如き教育職員のみ受ける恩給不停止の利益は、恩給法第九十九條が削除されたので、今後は、全く無くなつた。即ち、改正法施行後は、教育職員の恩給を受けるものが、再び、教育職員とし又は他の公務員として、再就職すれば、俸給の多寡に係らず、一般公務員と同樣に、恩給は全部停止される。

但し、經過規定として、改正法施行の際に、現に、在職して差額停止を受け又は全部給與を受けてゐるものは、改正法施行後に於ても、其の者が引續き其の官職に在職する期間に限り、從來通り、差額停止又は全部給與せられる。

教育職員の在職年の不通算

四、現行法によれば、各種の公務員相互間の在職年はこれを通算することを原則とする。例へば、軍人として五年、警察監獄職員として十年、文官として五年在職したとすれば、全部を通算して二十年の在職年を基礎とした普通恩給を給與される。然るに、改正法施行前は教育職員は一般公務員との在職年の通算が認められなかつた。

一、恩給法第九十九條（第二項）の規定によつて、教育職員だけは教育文官、學習院職員など殊に規定された者の範圍に限り在職年の通算が認められるが、一般公務員との通算が認められなかつた。それで、教育職員として、十三年非教育文官として、五年在職しても普通恩給を受けることが出來ない。

二、殊に、現行恩給法第四十二條によれば、準教育職員が引續き教育職員となつた場合は、準教育職員の在職年は二分の一として、教育職員の在職年に通算されることになつてゐる。それが、恩給法第九十九條の規定のため同法第四十二條の規定が適用せられなかつた。言はゞ準教育職員の在職年は無價値のものとなつてゐた。

三、恩給法第九十九條（第二項）の規定のため、教育職員として上述の如き不利益を受けて困つてゐたものは幾人あつたか知れない。

恩給法第九十九條削除後の在職年の通算

五、それが、改正法により恩給法第九十九條が削除されたので、教育職員の在職年も一般公務員の在職年と同樣に、廣く通算が認められる。

恩給法第九十九條削除の結果は、從來の如く教育職員の恩給を有するものが、文官・待遇職員等に再就職して永年在

職しても文官又は待遇職員等の恩給を併せて受けられなくなつた。又、軍人恩給・文官恩給を受けてゐるものが教育職員となつて永年在職しても教育職員の恩給と、軍人恩給又は文官恩給とを二重に受けられなくなつた。

在職年通算の例外

六、改正法施行前恩給法第九十九條第一項の規定によつて、同法第五十八條の規定の適用を受けなかつた者及び改正法施行後と雖改正法附則第十八條の規定により同法第五十八條の適用を受けない者の當該在職期間は一般公務員の在職年との通算が認められない。

一、恩給法第九十九條(第一項)の規定によつて、恩給法第五十八條の適用を受けなかつた者の在職期間は、他の一般公務員との通算が認められない。例へば、教育職員又は文官或は軍人等の普通恩給を受けてゐる者が、大正十三年一月から昭和七年十二月まで教育職員として再就職したとすると、其の再在職八年間は、恩給停止(全額停止)を受けなかつたのであるから、この八年の在職年は、改正法施行後に於ても、從前の通算關係の認められた公務員以外との通算は認められない。

二、改正法施行の際、現に在職し、改正恩給法附則第十七條により恩給法第九十九條(第一項)の規定によつて、恩給法第五十八條の適用を受けない者の在職期間は、改正法施行後の在職年でも、從前通り、他の公務員との在職年に通算されない。例へば、改正法施行の際に現に軍人恩給を受け、教育職員とし在職してゐるものは、改正法施行後に於ても、依然として軍人の恩給を受けるのであるから其の期間(教育職員としての在職期間)は、軍人其の他一般公務員の在職年に通算されない。

三、改正法附則第十九條の規定によつて、右の場合の外は、教育職員の大正十二年十月一日以後の在職年は、同日以後の他の一般公務員の在職年との通算は認められる。例へば、大正十二年十月から昭和三年九月まで、五年教育職員として在職し、昭和四年一月から昭和七年十二月まで四年、待遇職員として在職したものは、教育職員五年に待遇職員四年とを通算して、九年がこの者の在職年となる。

四、法は既往の事實に遡らないのを原則とするが、教育職員の在職年の一般公務員の在職年との通算にのみ限り、大正十二年十月一日まで遡及してこれが通算を認めた。(改正法附則第十九條)蓋し、これは一般公務員は現行法の實施(大正十二年十月一日)當時から、各公務員の相互間の通算關係が認められたのである。それが、教育職員のみは、恩給法第九十九條の當分規定のため行はれたのであるから恩給法第九十九條の所謂當分規定が削除された以上は、現行法實施當時に遡るを適當とする意味で遡及通算を認めたのである。

五、改正法附則第十九條第三項の規定によつて、恩給法第九十條第一項の規定が適用せられるので、大正十二年十月一日、即ち現行法施行の際現に在職する者に付ては、其の在職年に繼續する在職年に限り、本法施行前の在職年と雖も、本法により其の在職年を計算される。例へば、大正三年一月から引續き大正十五年十二月まで十三年教育職員として、在職したものは、改正法施行後に於ては、この十三年の在職年は、すべての他の公務員の在職年に通算される。

普通恩給年限の延長

二、普通恩給年限の延長——恩給法第六十二條

一、從來は普通恩給の最短基礎在職年數は教育教員・文官・待遇職員は十五年で、警察監獄職員は十年、軍人は十一年になつてゐた。これを相當延長して、財政負擔の輕減を圖ると同時に、壯年で普通恩給を受ける弊を除去せねばならぬといふ論が、隨分以前から唱へられてゐた。大正十二年の恩給法改正のときも、衆議院は、將來恩給年限を相當に延長

することを希望條件としてゐたように記憶してゐる。

二、内閣の統計によれば、文官・教育職員等で普通恩給を受けてゐる者の在職年數の平均は十八年になつてゐる。そこで、行政調査會の成案ではこの平均在職年を二年位延長してもさまで、普通恩給の機會を失はすものではないといふ見地から、普通恩給最短年限を二十年に延長し、経過規定として、從來の在職年に對しては、文官・教育職員には十五分の二十を乘した年月數を加算して、期待權を侵害しないようにする案であつた。ところが、一足飛びに十五年を二十年にすることには反對が多いので、此度の改正法では、各公務員一様に二年（下士官以下の軍人は一年）を延長した。即ち文官・教育職員・待遇職員は十七年、軍人は十三年（下士官以下十二年）、警察監獄職員は十二年とした。恩給年限二年の延長では改正法施行前の在職年に加算を附けるの要はないといふ意味にてか、二十年に延長されるときの如き經過規定がない。それで、改正法施行前の十四年の在職年は改正法施行後に於ても十四年の在職年にしかならぬ。茲に十四年の在職者は、從來の規定では、一年在職すればよいものが今後三年も在職せねば普通恩給年限には達せないことになる。

一般公務員は二年の延長
下士官以下の軍人は一年の延長

三、經過規定として、改正法施行の際從前の規定により普通恩給につきその最短恩給年限（例へば文官・教育職員など十五年）に達した者が改正法施行後、改正規定による最短恩給年限（例へば文官・教育職員なら十七年）に達せずして退職したときは、退職前の俸給により普通恩給を給與する。但し、この場合恩給年額は在職年の不足一年につき（改正の恩給年限に對して）退職前の俸給年額の百五十分の一に相當する金額を控除したものとする。改正法施行の際休職中の者で改正法施行後其の休職期間の終了に因り、從前の規定に依り普通恩給に付ての最短恩給年限に達する者にも前項と同じ取扱をして普通恩給を給與する。

改正法施行後は準教育職員の在職年は引續き教育職員となつたときは二分の一通算される。そこで準訓導十年引續き訓導九年又は十年在職して改正法施行の際休職中の者は附則第十一條を適用すれば普通恩給となるが恩給局は設例の如きは期待權なかつた者として第十一條を適用しない。休職滿了の際十七年以上になれば普通恩給にならぬ。

改正法附則第十一條

改正法附則第十二條

經過規定

三、一時恩給及び一時扶助料の最短年限の延長——恩給法第六十七條

從來は、在職一年以上で普通恩給年限に達せずして退職又は死亡したときは、一時恩給又は一時扶助料が給與された。それを、恩給負擔の輕減のため短期在職者の一時恩給・一時扶助料を廢止した。即ち改正法では連續三年以上在職しなければ一時恩給は給與されない。又、三年以上在職中死亡した者でなければ、其の遺族に一時扶助料は給與されない。

しかし恩給金額は、從來通り俸給月額に在職年數を乘じた金額で、三年在職に對し從來

一時恩給年限の延長

三年以上の在職に延長

の一年の在職分を給するといふのではない。但し、從來の如く、退職當時の俸給を基礎とせず、退職前の俸給月額を基礎とする。

個人の納金の增額及び新設

恩給經費負擔に關する立法例

四、個人納金の增額及び新設——恩給法第五十九條

一、恩給の經費負擔について、其の全部を國庫又は公共團體が負擔するものと、其の一部を恩給を受ける者に負擔させるものとがある。從來の我が國の制度では、これを併用して、文官・一般教育職員・待遇職員には、其の一部を負擔させ、軍人・警察監獄職員・小學校教員にはこれを負擔させなかつた。これは、大正十二年以前の恩給法規をそのまゝ踏襲しての區別であつた。

然るに、最近の諸國の立法例を見ると、恩給經費の一部を恩給を受ける者に負擔させる傾向があり、且は、我が現時の恩給總額の增加に伴ふ財政負擔の輕減を圖る一方策としても、一切の公務員に恩給の一部を負擔させる必要が起きた。そこで、改正法では新に納金制度を認め、又は從來からあつた者にはこれを增額したのである。

二、從來、一般の教育職員は、毎月俸給の百分の一を國庫に納金してゐた。それを、改正法では百分の二に增加した。即ち、新たに百分の一を增額した。

改定規定の實施期

又、從來は朝鮮・臺灣・樺太以外の地の公立の小學校・實業補習學校・幼稚園・盲學校・聾啞學校又は小學校に類する學校の職員には、この納金制度はなかつたものを、新たに毎月俸給の百分の一を府縣又はこれに準ずる地方經濟に納金させることになつた。

三、この改正規定は、昭和九年四月一日から實施せられる。但し、俸給が其の儘で新に納金を課せられたり、又は納金が增額されたりすると減俸と等しい結果になる。そこで、經過規定として、昭和九年四月一日以後新たに就職した者は就職の翌月から（從來は就職の月から納金義務があつたが恩給法附則第九條によつて改正法施行後は就職の翌月からに變更されたと見ねばなるまい）、改正法施行の際現に在職してゐる者は改正法施行後といへども、恩給法施行令附則第九條の例によつて、昇給若くは增俸のあつた月の翌月から改定規定による納金すればよい。

政府案は、恩給法第五十九條の改正規定の施行を昭和八年十月一日になつてゐたのを議會に於て昭和九年四月一日に修正した。按ずるに、政府では改定規定の施行期日を十月一日とするも、四月一日とするも、文官の進級が大體同時期に行はれざる限り、期日を如何に定めても、全く均等にすることは不可能であるから、多少の不權衡は已むを得ないといふのである。然るに、貴族院の修正理由は、各種の納付金はこれを會計年度の半ば、即ち十月一日に於てなさしめることは、同一の會計年度の内に於ける增俸進級者に對し、右期日即ち十月一日の前後によりて納付金に不均衡を生ずる。例へば、海軍軍人の定期大異動（進級）は、毎年十二月に行はれるから、其の年度から直ちに改正規定によ

る納金をせねばならぬ。然るに、陸軍軍人の定期大異動(進級)は、毎年八月に行はれるので改正規定の納金は來年度からすればよい。かくの如き不公平をを生ずるから年度の半ばより納付金を納入せしめるより、寧ろ、年度始めに於て實行せしめることが最も穩當だと考へられるといふのである。

普通恩給の一部停止

五、普通恩給給與の一部停止——恩給法第五十八條

若年者の普通恩給の一部停止

從來は、普通恩給年限に達すれば、受恩給者の年齢の如何に拘らず退職の翌月から普通恩給は給與された。そこで、三十歳前後で普通恩給を受け(下士官以下の軍人に多い)、一方には社會に活動して在職中の俸給以上の所得のあるものもあれば、又、若年者の受恩給者でなくても、退職後、公共團體の公吏となり、又は、民間會社の重役などになつて多額の所得を收めてゐる者もあつた。かゝる者に對しては、普通恩給の一部を停止して恩給負擔の輕減を圖ると共に、恩給の生活保障たるの趣旨を明かにせねばならぬといふ見地から改正法では次の如くした。

一、恩給受給者が若年者であれば普通恩給の一部停止する。

1、三十五歳未滿で普通恩給を受けるようになつたものには普通恩給額の六分の一、三十五歳以上四十歳未滿のものには八分の一だけ恩給給與を停止する。

多額所得者の普通恩給の一部停止

但し、公務のため傷病を受けて退職し增加恩給又は傷病年金を受けてゐる者の普通恩給は恩給受給者の年齢の如何に拘らずこれを停止しない。

2、若年者の停止規定は昭和八年十月一日から實施されるが次の如き經過規定がある。

イ、改正法施行前から生じた恩給に付てはこの停止規定は適用されない。

ロ、改正法施行の際現に在職し改正法施行後退職して普通恩給を受けるの權利を生ずる者にもこの停止規定は適用しない。

ハ、右の者でも改正法施行後再就職して退職したため普通恩給が改定される場合は其改定の增額分については若年者の普通恩給一部停止の規定は適用される。

二、恩給受給者に多額の所得があれば普通恩給の一部停止する。

1、恩給年額千圓以上で、其の者の他の所得が年額五千圓を超えるときは、六千圓を超える額の二割に相當する金額を恩給から停止される。但し、恩給支給年額は千圓を下らしめることなく、又、恩給年額の二割を超え停止することは出來ない。

2、この多額所得者に對する停止規定は昭和九年四月一日から實施される。尙、改正法施行前給與事由の生じた恩給は從前の規定によるのを原則とするが、本停止規定だけ

は唯一の例外として、改正施行前に給與事由の生じた恩給に付ても適用せられる。

一時恩給の返還

六、一時恩給金の一部返還——恩給法第六十四條ノ二

一、從來は一時恩給を受けた者が再就職して、前後の在職年を通算して普通恩給を受ける場合でも、先きに受けた一時恩給は返還せなくてもよかつた。そこで、一時恩給は貰ひ得といふことになるので、大正十二年恩給法改正後は一時恩給金の支出は非常に增加した

學校教員の退隱料法時代には一時恩給(退職金)を受けたものが、普通恩給(退隱料)を受けるようになつたときは先きの一時恩給は十年賦位で返還したものである。

一時恩給の返還方法

二、この弊を防ぐために一時恩給を受けた者が普通恩給を受けるようになつたときは、一時恩給は返還するように改定規定が出來た。即ち、一時恩給を受けたものが、召集又は其の他の強制(多くは軍人に多い)によらず、退職後一定の期間(次の在職換月數)を經過せずして再就職し、其の後退職して普通恩給を受けるようになつた場合は、次の如くして算出せられた金額を控除したものを普通恩給金額とする。(註)

1、一年を二ヶ月と假定して、一時恩給の基礎となつた在職年數を月數に換算する。例へば、一時恩給の基礎在職年數が五年であれば十ヶ月、七年であれば十四ヶ月とする。これを假りに在職換算月數とする。

2、其の者の退職の翌月から再就職の月までの言はゞ、失職中の月數を計算する。例へば、昭和八年に退職して同年十二月に再就職したら八ヶ月となる。これを假りに退職期間月數とする。

3、在職換算月數から退職期間月數を引く。これを差月數とする。(固より在職換算月數より退職期間月數の方は多いときは差月數はないから控除の問題は起らない)

4、そこで、一時恩給額算出の基礎となつた俸給月額の二分の一に差月數を乘じたる金額の十五分の一に相當する金額を出す。これを控除額とする。

5、この控除額を控除したものを以て其の者の普通恩給額とする。

(設例)　教育職員として五年在職、退職前の俸給月額百圓で、五百圓の一時恩給を受けた者が、退職の月の翌月から八ヶ月目で、文官として再就職し、再在職十二年で退職前の俸給年額千八百圓で退職したとする。前後在職年を通算して、十七年になるので普通恩給を受けられる。其の金額は百五十分の五十、即ち三分の一であるから普通なら六百圓となる。それが一時恩給を受けに故を以て次の如くなる。

この者の在職換算月數は十ヶ月(一時恩給の基礎となつた在職五年であるから)から、退職期間月數八ヶ月を引くと、二ヶ月が差月數となる。俸給月額百圓の二分の一は五十圓である。五十圓に二(差月數)を乘すると百圓になる。百圓の十五分の一は六圓六十六錢である。今、六百圓から六圓六十六錢を引くと五百九十三圓三十四錢になる。圓位未滿は圓位に切上げて(恩給法第四條)五百九十四圓となる。之がこの者の普通恩給額となる。

一時恩給の返還

四、普通恩給額から一時恩給の一部を控除せられることが不利益と思ふものは、差月數一ヶ月に付き、一時恩給算出の基礎となつた俸給月額の二分の一の割合を以て計算した金額を、再就職の翌月より一年内に一時又は分割して返還すれば普通恩給から控除されない

で濟む。(註)この一時恩給の一部を返還するの改定規定は、改正法施行前に受けた一時恩給については適用されない。

(註)前の設例の場合にとれば、百圓の二分の一、五十圓、五十圓に二(差月數)を乘じたる百圓を返還すれば、普通恩給は六百圓給與せられる。併し、實際上大抵の場合に於て普通恩給年額から控除を受ける方が受給者には利益であるから一時に返還をなす者は少ないであらうと恩給局は見てゐる。尙一時恩給の返還の方法は大藏省令によつて規定される。㈠返還すべき一時恩給の一部又は全部を返還するも普通恩給年限に達せずして失格原因なく退職又は死亡した場合は返還した一時恩給は又本人に返還してくれる。㈡失格原因による場合は返還しない。㈢一部返還して普通恩給年限に達して死亡したときは其の遺族が其の遺志を繼いで完濟すれば遺族扶助料は控除されない。㈣一部返還して任意に返還を止め普通恩給年限に達して退職したときは先きに返還した一部は棄權と見て返還しない。

昭和八年九月二十七日大藏省令第二十五號參照

傷病年金

傷病年金給與の事由

㈠は尙在職五年で再就職し再在職中(再就職後一年內に)一時恩給の返還は完了したが再在職六年で退職したため前後を通算して在職十一年即ち普通恩給年限に達せず從て普通恩給を受けることの出來ないときの如きである。㈡は再在職の退職が懲戒免職のときの如きである。㈢は前在職十六年六月で再就職し一時恩給の一部を月割返還しつゝあつたが完了しない內再在職十ヶ月で死亡し前後を通算し普通恩給年限に達するときの如きである。

七、傷病年金の制定——恩給法第四十六條ノ二

一、從來も公務員が公務のため傷病を受け、又は疾病に罹つた場合に、其の被つた機能障害の程度か不具癈疾にいたるときは、增加恩給と普通恩給とが併給せられた。しかし、其の障害が、不具癈疾の程度に至らないときは、下士以下の軍人に限り傷病賜金として一時金を給與されたが、其の他の公務員には其のことがなかつた。それを、改正法では、一切の公務員に傷病年金を給與することになつた。即ち、敎育職員でも、公務のために永續性を有する傷病を受け、又は疾病に罹り、不具癈疾の程度に至らないでも(其の程度は別に恩給法施行令で定められてゐる)、これがため其の職に堪へずして一年內に退職したときは傷病年金を給與せられる。

傷病年金額

二、傷病年金の年額は、退職當時の公務員の階等、傷害の原因及び傷病の程度によつて定められた別表による。

傷病年金は、普通恩給又は一時恩給と併給せられることもあるが、增加恩給の如く、普通恩給が常に併給せられるものでない。例へば、普通恩給年限に達せないものが、公務傷病のため退職すれば、傷病年金は給與されても普通恩給は給與せられない。

特殊扶助料の增額

三、改正法は昭和八年十月一日から實施せられるが、傷病年金の制は昭和九年四月一日から實施せられる。

八、特殊扶助料の增額——恩給法第七十五條

この改定による恩給增額は四年後に約百八十萬圓十五年後には約百十八萬圓となる

恩給權の消滅

二年を越える處刑

職務犯に對する加重

一、從來から公務員(準公務員)が、戰鬪又は戰鬪に準ずべき公務による傷痍疾病のため死亡したるとき、又は普通公務による傷病疾病のため死亡したときは、其の遺族に對して扶助料が給與された。しかし、一般の下級者には其の額が餘りに少額であつた。

二、それでは君國のため身を犧牲にした、公務員(準公務員)の遺族に對して餘りに氣毒だといふので、改正法では、公務に基因して死亡したる者、及び公務傷病のため特に增加恩給を受けてゐる者が死亡したるときの遺族扶助料に對しては死亡の時より、五年間は扶助料の十分の三を加給することとなつた。

九、二年を超える處刑による恩給權の消滅——恩給法第九條

一、從前は年金たる恩給を受けるの權利は、六年以上の懲役若くは禁錮の刑に處せられなければ失權しなかつた。それを改正法では、二年を超える處刑(二年は入らない)であれば失權することにした。それで二年以下の處刑では失權しない。尙、「二年以上」と「二年を超ゆる」との區別に注意せねばならぬ。

二、但し、在職中の職務に關する犯罪(過失犯は除く)に限り、禁錮以上の刑であれば刑期にかゝはらず失權する。普通犯罪より職務犯を重くした。軍人はこの場合に於ても陸海軍刑法による一年未滿の禁錮の刑では失權しない。例へば、失權原因なく退職して普通恩給を受けてゐるものが、退職後に於て、在職中の瀆職が發覺して收賄罪として、二ヶ月の禁錮の刑に處せられたときは、爾後普通恩給を受けられない。

恩給受給權の調査

三、しかし、其の在職が、普通恩給を受けた後に爲されたときは、其の再在職によつて生ずる權利のみが消滅する。例へば、五百圓の普通恩給を受けてゐるものが再就職し、再在職を退職したので普通恩給が改正せられ、六百圓の改定普通恩給を受けるようになつたが、再在職中の職務上の犯罪で二ヶ月の禁錮に處せられたときは、再在職によつて生じた權利のみが消滅する。從つて、改定前の五百圓の普通恩給は之を受けることが出來る。

一〇、恩給受給權の調査——恩給法第九條ノ二

從來は、往々死亡其の他の事由によつて、恩給を受ける權利が、最早消滅してゐるにも拘らず、善意又は惡意でこれが屆出を怠つて、引續き本人又は關係者が恩給の支給を受けてゐた者もあつた。それがため、過誤拂が一年には數十萬にも昇るといふ仕末である。固より、過誤拂は見つかり次第返還請求されるのであるが、かゝる過誤拂のないように、改正法では、新に、恩給の裁定官廳は、恩給受給權の存否を調査することになつた。尙ほ、

調査の方法は恩給法施行令第一條乃至第一條ノ四に定められてゐる。

休職期間中の在職年計算の變更

一一、休職期間中の在職年の計算改正——恩給法第四十條ノ二

一、從來は、休職又は待命・歸休・停職(以上軍人の場合)、其の他現實に職務を執ることを要せない在職期間をも全部其の儘在職年に通算した。例へば、學校職員の休職について見ても、㈠病氣のため、㈡教員養成を目的とする官公立學校に入學のため、㈢學校編制の變更による過員のため、㈣刑事事件に關し告訴又は告發せられたため等の休職があるが、これ等の休職期間を一樣に在職年に通算したのである。それでは、現實に在職するものとの間に權衡がとれないといふので、改正法では、休職・待命其の他により現實に職務を執ることを要せない在職期間にして、一月以上に亙るものは恩給法施行令第十九條ノ二の定めるところによつて、これを半減することになつた。

二、改正法施行前の在職年につき在職年を計算する場合には、改正規定に拘らず從前の規定による。尙ほ、改正法施行の際現に進行中に屬する休職の在職期間に付ては、其の期間の終了に至るまで改正法施行後といへども改正法を適用しない。

恩給額算出の基礎となる俸給額の改正

一二、俸給額算定の方法改正——恩給法第五十九條ノ二

一、從來は退職當時の俸給を以て恩給額算出の基礎にしたので、恩給額を增加さす目的で、退職直前に異狀の昇給をなす弊があつた。そこで、內規が設けられて大體、一級昇給はこれを認めるも、二級以上の昇給なす場合には上司の認可を受けなければならぬことになつてゐた。それでも、恩給負擔の輕減を圖るには充分でないので、改正法では、退職前一定期間內に於て現實に受けた俸給を基礎とすることにした。

退職前一年內の俸給

二、即ち「退職當時」を「退職前」と改正して、恩給金額算出の基礎とする俸給年額は退職前一年內の俸給總額を以てすることになつた。尙ほ、これが算出方法については恩給法施行令に詳細の規定が設けられてゐる。そこで、今後は、退職直前の增俸又は昇給は餘り恩給法上の利益とならぬようになつた。

三つの特例

三、但し、これには特例があつて、㈠公務上の傷病のため退職し又は死亡した者に對して、退職又は死亡の際、昇給のあつたものは一級を限り、退職一年前より昇給のあつたものと看做して計算される。㈡退職前一年內に昇給があつた者でも其の昇給が前俸給二年以上据置かれてゐた後、爲されたものであるときは一年前から昇給のあつたものとして計算される。㈢右の場合其の公務員が同一種類の公務員として、實在職年二十年以上勤續した者

にして特殊の事情ある者については、當分の内右の制限の一級を二級とすることが出來る。

四、其の他、轉官職に依る俸給の增額もこれを昇給と看做される。

轉官職による增俸の場合

五、實在職期間一年未滿であるときは、其の俸給額の月數割合により一年分に換算する。

實在職一年未滿である場合

又、本法に退職前の俸給月額といふとき(一時恩給のとき)は、退職前の俸給年額の十二分の一に相當する金額をいふ。

一三、扶助料を受くる權利の消滅——恩給法第八十條

扶助料權の消滅

一、從來は、公務員の遺族が扶助料を受ける權利は、六年以上の處刑を受けなければ失權しなかつた。それを改正法では、二年を超える處刑で失權するようにした。

二年越える處刑による失權

二、從來から扶助料を受ける妻、子は婚姻すると其の權利を失つた。このときの婚姻は、法律上の婚姻であるから婚姻屆出のないものは、所謂内縁關係であるから扶助料を受ける權利を失はなかつた。それを改正法では、事實上の婚姻關係があれば内縁でも恩給審査會に諮問の上、裁定官廳は其の權利を失はすことが出來るようになつた。

事實上の婚姻による失權

一四、加算年規定の改正——恩給法第三十九條、第九十一條

加算規定の改正

一、從來は、内地人が臺灣・朝鮮・樺太・關東州(滿鐵附屬地帶を含む)又は南洋群島に一定の期間、例へば、教育職員であれば、三年以上在勤するときは、在職年數計算に於て一月につき半月を加算された。それを改正法は、其の一定期間を延長した。即ち、教育職員は四年以上引續き在勤せねば加算年が附せられない。

植民地在勤加算年の改正

植民地在勤加算はこれを廢すべしの論もあり、其れには相當の理由もあるので、他日加算年に對する全般的の改正が行はれることと思ふ。

二、本法施行前の在職につき在職年を計算する場合に於ては加算年は從前の規定によつて計算する。尚ほ、經過規定として、改正法施行の際現に在職し從前の規定する期間を經過したものには適用せられない。

三、其の他遠洋航海加算の在職期間一月に對して二分の一月を、三分の一月に減ぜられた改正などもあるが教育職員には關係がないから省略する。

一五、教育法令の改廢による改正——恩給法第十六條、第二十二條

教育法令の改廢による自然改正

一、「盲啞學校」を「盲學校・聾啞學校」に改定した。この改定は、教育法令の改廢による自然改正で、實質上には何等變りはない。即ち、從來の教育令では、盲啞學校になつてゐたのを、大正十二年八月盲學校及び聾啞學校令が制定されて、盲學校と聾啞學校が分離したけたこと

盲學校と聾啞學校に分けたこと

幼稚園を加へたこと

道府縣立師範學校としたこと

ので恩給法條文もかく改定したのである。

二、「學校若ハ圖書館」を「學校、幼稚園若ハ圖書館」に改定した。この改定も前と同じく、實質上には何等變りはない。即ち、大正十二年の恩給法制定當時は、幼稚園の規定は小學校令及び小學校令施行規則中の一部として附隨してゐた。又、保姆も小學校の本科正教員の免許狀を有せない者は判任官の待遇を受けてゐなかつた。それが、大正十五年四月二十一日に幼稚園令といふ獨立した教育令が公布せられ、且つ保姆(代用保姆を除く)は、小學校の本科正教員の免許狀の有無に拘らず、判任官の待遇を受けるようになつたのである。從つて、恩給法上教育職員として、其の權利を享有するようになつた。

三、「府縣立師範學校長」を「道府縣立師範學校長」に改定した。この改定も、教育法令の改廢による自然の改正で、別に實質上には變りはない。

大正十二年恩給法施行後、他の法令の改廢其の他の事情の變更により、恩給法の規定の不備、用語の不正確其の他これに準ずべき事項もあつたので今回、これ等も改正整理された。しかしこれ等の改正は規定の内容、即ち、恩給の實質には變りがない。例へば教育職員に付ては上述する通りであるが、他の公務員について見ても、恩給法第二十四條第二號の改正、同法第三十條中の「下士」を「下士官」に、同法第五十八條第一號中の「兵卒」を「兵」に改正したが如きである。

大正十二年の恩給改正の眼目

恩給扶助料給與率の增加

第二章　大正十二年の改正要綱

大正十二年の恩給法制定は、大體、從來の官吏恩給法・官吏遺族扶助法・軍人恩給法・市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法・巡査看守退隱料及遺族扶助料法等を統一したものであるが、其の改正には二つの大きな眼目がある。一は恩給扶助料給與率の增加で、他は法規の整理統一である。

第一節　恩給給與率の增加

歐洲大戰以來、物價騰貴に伴ひ最も困難したのは定額收入で衣食する者であつた。恩給增加運動の盛んになつたのも、この大正五、六年以降のことであつた。殊に、大正六年法律第六號に依り、明治四十三年四月以前に退職した軍人の恩給更正をしてから後は、遡及救濟の例を開くことゝなつて、一層受給者の運動が猛烈になつたのである。その後大正九年に一般官吏の俸給增額と共に、過去竝に將來の恩給扶助料受給者に對し平均約七割の增額があつたがこれが、一時的のものであることは當時政府が議會で說明したところである。

而して根本的に恩給率を增加することは、巨額の經費を要するので國家も容易に手を觸れ難く、たゞ大正十一年三月に增加恩給等を受ける者に一定の金額を增額支給することの法律が出た。この法律第十八號は一時的のもので、早晩何とか解決せずにはおけないこととなつてゐた。そこで是等の問題を總て解決するため大正十二年四月恩給法が制定され、同年十月一日から實施されるようになつたのである。

普通恩給

一、普通恩給

普通恩給といふのは、一定の年限在職し又は公務に因つて不具癈疾となつた者に給與する一般的恩給である。その率は從來文官・教育職員等は概ね退職當時の俸給額の四分の一を最低限とし、在職四十年の最高限が三分の一强になつてゐた。新法はこの最低限を退職當時の俸給額の三分一とし、在職一年毎に增加率を百五十分の一としたので、最高限が俸給額の二分の一になるやうになつた。軍人は從來も俸給に係らず、在職年と退職當時の階等に依り一定の表に據つて恩給を給せられることになつてゐたが新法でも同樣表にした。尤も文武官の權衡を顧慮して中佐以下の將校准士官は俸給が比較的他の公務員より低いので、殊に假定俸給を定め恩給額を算出したのである。從つて形式的には軍人の分が割がよいやうであるが實質的に權衡がとれるやうになつてゐる。

增加恩給

二、增加恩給

增加恩給といふのは、公務に因つて不具癈疾になつた者に普通恩給に加へて支給する恩給である。恩給、扶助料とも一般に少い今日ではあるが、公務のため不具癈疾となつた者に與へる恩給だけは、何を措いても充分に支給したいといふことは、誰しも異論のない所であらう。故に、今回の恩給增額中ではこの增加恩給の增加率が最も大きいのである。增加恩給を受ける狀況に在る者は、公務員の種別に依つて大きな差別的待遇をすべきでないといふ見地から、今回の恩給法では、增加恩給だけは總ての公務員を通じて一つの表で金額を表はし、公務員退職當時の階等に應じ一樣に取扱ふ心算である。

この增加恩給の表を作るに當つて考慮した重要な事項は次の如くである。

一、增加恩給と普通恩給とを合せて其の最低限を現時の社會狀態から見て略〻相當と思はれる程度に增率すること

二、增加恩給については出來るだけ階級的區別を少くすること

三、戰鬪又は戰鬪に準ずべき公務に因るもの（甲號）と普通公務に因るもの（乙號）との間

を接近させること

四、傷痍・疾病の症項に應ずる各項間の比を適當に按配すること

五、各階級間の比を相常に考慮すること

等であつた。この目的で一般的に增加恩給の額を從來より增額したので、中には、從來の給與額より三倍以上にもなつたものがある。又階級的區別減少のため、從來十八階級に分れてゐた階等を將官・佐官・準士官・下士・兵卒の六階級とし、甲號と乙號との比が從來十と七であつたのを十と八の割合に改める等かなり考慮を加へた。

遺族扶助料

三、遺族扶助料

增加恩給受給者の窮乏に次いで困つて居るのは遺族である。一朝にして稼ぎ人を失つた遺族が、僅か恩給の三分の一、卽ち俸給額の十二分の一に相當する扶助料でどうして生活が出來よう。社會政策の立場から見ても、これは是非一刻も早く何とか增額して欲しいと思つてゐたが、今回の法律では、戰鬪又は戰鬪に準ずべき公務で死んだ者の遺族には、其の普通恩給の全額を、普通の公務で死んだ者の遺族には、其の亡夫の受くべき普通恩給の十分の八、その他の一般的遺族には、普通恩給の二分の一（從來は三分の一を）給すること

一時恩給及一時扶助料

となつた。卽ち、普通の遺族扶助料は概ね五割の增額となつた。

以上の普通恩給・增加恩給及び遺族扶助料の增率は、將來の受給者ばかりではなく、現に給與を受けてゐる從來の受給者にも、その恩給扶助料等を更正し、大正十二年十月一日以降の分、卽ち大正十三年一月渡の分から新しい率の恩給扶助料等が支給される。

四、一時恩給及び一時扶助料

序に、申述べて置きたいのは、一時恩給及び一時扶助料である。一時恩給とは、恩給年限に達しないで、退職した公務員に與へる一時金で、從來の退官賜金、退職給與金等に當る。その額は、年金的恩給との權衡を顧慮して、在職一年毎に退職當時の俸給月額に相當する金額を乘じたものとした。卽ち、普通の文官なら丁度退官賜金が倍になつた譯である。又、一時扶助料とは恩給年限に達せずに在職中死亡した者の遺族に給する一時金で、從來の一時扶助金に當る。この一時扶助料の額は。從來區々であつたが。新法ではこれを統一して一時恩給と同率にした。

第二節　法規の整理統一

法規の合同

一、法規の合同

從來の恩給法規が、複雜多岐で困ると謂はれてゐたが、新恩給法は、從來の主な恩給法令を今同すると同時に、官吏恩給法以下法律二十八件、實體法に關する勅令十四件、太政官達四件を悉く廢止した。

時效期間の統一

二、恩給請求時効期間の統一

從來の規定では、恩給を受くる權利は三年乃至七年の期間內に請求しなければ、それを拋棄したものと看做される。新法では、この期間を時效期間と認め、且つ、總て請求權の時効期間を七年とした。尙ほ、時效に關する特殊の中斷・停止事由を認めることゝなつた。

裁定官廳の變更

三、裁定機關の變更

從來、文官・軍人・中等教員等の恩給・退隱料及び扶助料は內閣總理大臣が、又、巡査・看守・小學教員等の退隱料及び遺族扶助料は內閣恩給局長又は地方長官が裁定してゐた。新法では、勅令で定めるものを除く外、恩給の裁定は內閣恩給局長が行ふことゝなつた。

行政救濟

四、恩給權侵入に對する行政救濟

行政上の處分に依り、恩給に關する權利を障害された場合の行政上の救濟手段は、從來、區々であつたが、新法では之を具申・訴願及び行政訴訟の三として、且つ、具申期間を處分後一年內、訴願又は訴訟を爲すべき期間を六ヶ月內と更めた。

恩給審査會

五、恩給審査會の設置

恩給の裁定・具申及び訴願の裁決には、專門的事項に亘る事が甚だ多いので、新に內閣總理大臣及內閣恩給局長の諮問機關として恩給審査會を設けることゝなつた。（恩給審査會官制參照）

恩給の負擔

六、恩給の負擔分擔

新法では、國費支辨の公務員と、地方費支辨の公務員との在職年を通算するので、國庫の負擔に屬する恩給と、地方費負擔に屬する恩給とを如何に分擔するかといふことが問題となる。新法では是等の負擔は大體各公務員の在職年に應じて分擔するやうに定めてある。

待遇職員の恩給

七、待遇職員の恩給

判任官以上の待遇を受ける公務員の恩給は、從來學校教員及巡査・看守等の外一定の規定がなかつた。新法では取敢へず神職・地方待遇職員令に依る判任以上の待遇職員・監獄の

保健技師・保健技手・作業技手・教誨師・教師・矯正院職員及び感化院職員等に對する恩給規定を設けた。

在職年の通算

八、在職年の通算

從來文官・軍人・教職員・巡査・看守等は各獨立の恩給法規を有したので、各職間の在職年の通算は極めて狹い範圍で特に規定されたものに限られてゐた。新法では是等の法規を合同した結果、將來の在職年は原則として各職間の通算を認められることゝなつた。尤も學校職員に限り例外として教官其の他教育事務に從事する文官以外の公務員との間の在職年通算を認められないで從來通りとなつてゐる。茲に特に注意したいのは、この通算は過去の在職に及ぼすか否か、即ち例へば本法施行前軍人を九年服役した者が、その後巡査となり、本法施行後在職三年で退職したといふ場合に、前の軍人と巡査は通算出來るかといふに、新法は原則として施行前の法律關係は總て從來の規定によることとし、特に新法施行の際現に在職する者に限りこれに繼續する在職年は本法施行前の在職でもこれを本法の在職年と見做し新法を適用することゝなつてゐる。この在職年の繼續は、事實上の繼續であればよい。事實上繼續してゐなければ、その前官の在職は新法の在職とは見做されない。

準公務員の在職年通算

九、準公務員の在職年通算

官廳の試補・見習・準教員の如き準公務員の在職期間は、從來これを恩給法上在職年中に加へられなかつたが、新法では直接公務員に接續した在職年の二分の一だけを通算することとした

加算年の規定改正

一〇、加算年に關する規定の改正

從來の加算制を統一整理すると共に、新に航空・潜水・外國交戰擾亂地域・邊陬不健康地勤務・不健康業務・理蕃及び國境警備加算等の制度が認められ、且從來年計算であつたのを月計算とした。尤も加算年に關する改正規定は新法施行後事由の生じたものに限り、新法施行前の加算は從來の規定に依るのである。

除算年の規定改正

一一、除算年に關する規定の改正

除算年に關する規定は從來區々であつたが、新法はこれを統一整理し、特に從來軍人は滿十七歳未滿文官は滿二十歳未滿の在職年を除算されたが、新法ではこの制限を撤廢した。

自己便宜上の退職に恩給給與

一二、自己便宜退官に關する規定の削除

從來一定年齢に達しない者が自己の便宜で退官したときは、その時、恩給を受けられな

いのみならず、その以前の在職年全部が失格してしまふのであつたが、新法はこの規定を廢して自己便宜でも恩給は給與し得ることゝした。

一三、爾後重症者の恩給請求期間の延長

爾後重症の期間延長

從來公務に因つて傷痍疾病に罹り退職後重症となつた場合に、恩給の請求をすることが出來るが、その期間は三年以下なのを、新法では五年とし尙ほ期間後でも恩給審査會で公務に因ることが顯著であると認めたときは、これに恩給を給することゝなつた。

一四、有限傷病恩給

有限傷病恩給

增加恩給を受ける受給者が、裁定後輕症となり又は回復することのあるやうな場合には、五年の有期恩給を與へ、期間後再審査を爲し得ることゝした。

一五、外國在勤加給

外國在勤加給

永年外國に在勤する者のために、新法では普通の恩給の外特別に加給をする制度を認めた。

一六、寡婦扶助料に關する規定

寡婦の要件

從來扶助料を受くべき寡婦は、夫在官在職中から引續きその家籍に在るを要し、且つ軍人は尙ほ兵籍簿に記載されてゐることを要した。新法では是等の制限を撤して、公務員死亡の當時同一戸籍內にあればよいことゝした。又、分家も單獨分家又は遺族たる子供に伴つて行く場合は失權しない。

一七、成年以上の子及び夫の扶助料

成年者の扶助料

成年以上の孤兒には從來扶助料を與へないものもあつた。新法は不具癈疾で、生活資料を得る途がなく、且これを扶養する者のない場合には、扶助料を給することゝなつた。女子公務員の夫も、概ね同樣な條件で扶助料が給せられる。

一八、屯田兵現役期間の通算

屯田兵の通算

北海道屯田兵の現役期間は、從來軍人の在職中に通算されなかつたが、新法では之を通算することゝし、現に恩給を受けてゐる者は更正せられ、現に受けてゐない者で通算の結果恩給を取けられるやうになつた者は、本人の請求を俟つて新に恩給を給し得ることゝなつた。

以上の外尙細かい點では幾多の改正があるが玆には省略する。

（內閣恩給局の『恩給法の改正要綱』による）

第三章　學校職員の恩給法上の地位

第一節　學校職員の從來の恩給法規

第一款　公立學校の職員

公立學校と官立學校との職員の別

一、大正十二年の恩給法改正前、即ち退隱料法時代から學校及び圖書館の職員は、これを公立の學校及び圖書館の職員と、官立の學校及び圖書館の職員とに判然區別されて、其の適用される恩給法規を異にしてゐた。普通に、教職員といふ場合は公立學校職員のみをいひ、官立學校職員は文官として官吏恩給法の適用を受けてゐた。この點は現行恩給法に於ても同樣で、公立の學校及び圖書館の職員はこれを教育職員とし、官立の學校及び圖書館の職員は文官として兩者は異なる公務員となつてゐる。それで學校の教職員だからといつて恩給法上の教育職員だと早合點してはならない。

二、大正十二年九月以前は公立學校職員は如何なる恩給法令によつて恩給を受けてゐたかと云ふに、內地の公立の小學校・實業補習學校・幼稚園等の正教員又は保姆は市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法（明治二十三年制定法律九十號）により、公立の大學・專門學校・中學校・師範學校・高等女學校・實業學校（農學校商業學校工業學校等の類）の職員は、府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法（明治三十八年制定法律六十四號）によつた。尙は、朝鮮・臺灣・樺太のこの指定學校職員退隱料及遺族扶助料法（明治二十三年制定法律九十一號）により、在外指定學校の職員は在外種の學校の職員には前述の法律が準用された。（註）

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法

府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法

在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法

（註）朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル件（明治四十五年制定）

臺灣ニ於テ地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員ノ退隱料遺族扶助料ニ關スル件（明治三十三年）

樺太廳立小學校教員、樺太廳公立小學校ノ教員ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル件（明治四十一年制定）

之を要するに、公立學校教職員の恩給は市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法によるか、又は府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法によるかであつた。この二つの獨立した恩給法規は、其の內容に於てはたゞ恩給給與率を異にするまでゞあつて、大體同一のもので是等職員間の在職年の通算も認められゝば（註一第三條）又、其の他の規定に於ても密接の關係があつた。尙、これに在外指定學校職員の退隱料法を加へて、この三つのものが同じ系統に屬する恩給法規であつた。

官吏恩給法

公立學校職員ニ關スル退隱料等ノ件（明治二十三年法律第十九號）

各種恩給法

第二款　官立學校の職員

一、官立の學校及び圖書館の職員は國庫から俸給を受くる文官である。從て官吏恩給法（明治二十三年制定）の適用を受け、公立學校職員とは別個の系統の恩給法規によつた。而して官立學校職員と公立學校職員との間の恩給法上の關係は、官吏恩給法では全然何等の關係も規定してゐないが、公立學校職員退隱料法の側に於て、共に教育事務に從事し、かつ兩職間は轉任（引續き在職）も出來得るので（註三）在職年の通算關係を規定してゐた。

二、上述の如く、在職年の通算は官吏恩給法によつて認められたのでなく、學校職員の退隱料法によつて認められたのであるから、退隱料法によつて退隱料を請求する場合にのみ官立學校職員（教育文官）としての在職年が通算せらるのであつて、官吏恩給法によつて文官の恩給を請求する場合は、公立學校職員の在職年は通算さるべきものではない。

第三款　從來の學校職員の在職年通算の範圍

一、既に述べたるが如く、學校職員は次の如き區別によつてそれ相當の恩給（退隱料）を受けてゐた。

一、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法――公立の小學校實業補習學校幼稚園其他小學校類する學校の職員

二、府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法――公立の大學專門學校高等學校中學校師範學校高等女學校實業學校其他同種學校及圖書館の職員

三、在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法――在外指定學校の職員

四、官吏恩給法及官吏遺族扶助料法――官立の學校及圖書館の職員

各職員間の通算關係

二、是等の學校職員は、共に教育事業に携る者であり、且つ其間に轉任といふことも屢々あるので各職間の在職年の通算を認めて退隱料を受くるの機會を與へられてゐた。即ち、明治二十九年法律第十三號（註一）の規定によつて公立學校職員としての退隱料を受ける場合は、次の如き在職年はこれが通算を認められてゐた。

通算範圍

一、公立學校（小學校・中等學校・高等學校・專門學校・大學）職員相互間の在職年

二、公立學校と公立圖書館との職員相互間の在職年

三、公立學校と官立學校及び官立圖書館との職員相互間の在職年

四、公立學校職員と教育事務に從事ずる文官との相互間の在職年（註二）

如何なる學校が公立學校であるか、又は官立學校であるか、教育に從事する文官の範圍如何といふことに付ては、從來、屢〻質疑を生じたものである。（註四）

官立の學校及圖書館の職員

三、官立學校及び官立圖書館の職員は、元來、純然たる文官であるから官吏恩給法によつて官吏の恩給を受くる場合は、他の文官と同樣の在職年通算の認められることは勿論である。ただ、此處では教育職員としての退隱料を受くるときの通算の範圍であるから、官立學校職員としてのみ在職して退職したときは、教育職員の退隱料を受くることは絶對にないのである。

府縣立師範學校長

府縣立師範學校長は公立學校の教育職員ではあるが、また文官として、他の公立學校職員より廣き範圍の通算關係が認められてゐた。（註一）

明治二十九年法律第十三號

（註一）公立學校職員退隱料ニ關スル件（明二九、法一三）

第一條　明治二十三年法律第九十號ハ第十五條ヲ除キ公立實業補習學校ノ教員及小學校ノ本科正員タルヘキ資格ヲ有スル公立幼稚園ノ保姆ニ適用シ同年法律第十一號ハ第一條及第十二條ヲ除キ公立ノ高等女學校・大學・高等學校・專門學校・實業學校（實業補習學校ヲ除ク）及其ノ他ノ公立學校ノ學校長・教員・幹事・學生監・舍監・助手及書記並公立圖書館ノ館長・司書及書記ニ適用ス

參考　明治二十三年法律第九十號ハ市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法同年法律第九十一號ハ府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法

第二條　明治二十三年法律第九十號第二條及同年第九十一號第三條ハ非職又ハ休職滿期ニ依リ退職シ及校務ノ伸縮ニ依リ退職ヲ命シタル場合ニモ適用ス

退隱料ハ本職最終ノ俸給額ニ依リ之ヲ算定ス

第三條　明治二十三年法律第九十號同年法律第九十一號及此ノ法律ニ依リ退隱料等ヲ受クヘキ學校長・圖書館長・正教員・司書・保姆・幹事・學生監・舍監・助手及書記ノ在職年月數ハ各公立學校及圖書館ノ間ニ於テハ之ヲ通算ス

第四條　府縣立師範學校長タリシ者他ノ文官ト爲リ若ハ他ノ文官タリシ者府縣立師範學校長ト爲リタルトキハ其ノ在官年月數ハ明治二十三年法律第九十一號及官吏恩給法ニ於テハ各其規定スル所ニ依リ其在官年數若ハ在職年數中ニ通算スヘキモノトス

第四條ノ二　學校長・圖書館長・正教員・司書・保姆・幹事・學生監・舍監・助手又ハ書記タリシ者教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官ト爲リタルトキ若ハ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官タリシ者學校長・圖書館長・正教員・司書・保姆・幹事・學生監・舍監・助手又ハ書記ト爲リタルトキハ各其ノ在職年數ヲ通算シ明治二十三年法律第九十號及同年法律第九十一號ノ退隱料扶助料扶助金ヲ受クルコトヲ得

學校長・圖書館長・正教員・司書・保姆・幹事・學生監・舍監・助手又ハ書記ニシテ文官ト爲リタル者教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官以外ノ文官トシテ在官中死亡シ又ハ退官シタルトキハ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官トシテノ在職最終ノ俸給額ニ基キ明治二十三年法律第九十號同年法律第九十一號及此法律ニ依リ退隱料扶助料扶助金ヲ給ス

シ官吏恩給法第十三條第一項ニ規定スル事由ニ因リ退官シタルトキハ此ノ限リニ在ラス

前項ノ規定ハ學校長・圖書館長・正教員・司書・保姆・幹事・學生監・舍監・助手又ハ書記ニシテ他ノ文官ト爲リタル者ニ付之ヲ準用ス

通算スルコトヲ得ヘキ官職ノ種類及通算ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條ノ三　同一人ニシテ同一ノ事由ノ爲メニ公立學校職員退隱料及官吏恩給法又ハ軍人恩給法（賑恤金・扶助金・扶助料ヲ除ク）若ハ同一ノ事由ノ爲メニ公立學校職員遺族扶助料法及官吏遺族扶助法又ハ軍人恩給法ニ依レハ扶助料ヲ併セ受クヘキ者アルトキハ、本人ノ所擇ニ任セ其ノ一ヲ給ス

（註二）　公立學校職員退隱料等ニ關スル法律施行ニ關スル件（明三二、勅二〇一）

第一條　明治二十九年法律第十三號ニ於ケル正教員准教員ノ別左ノ如シ

一　公立實業補習學校ニ於テハ教諭及教諭助教諭ノ資格アル學校長ヲ以テ正教員トシ其ノ他ノ教員ヲ以テ准教員トス

二　公立ノ高等女學校專門學校實業學校（實業補習學校ヲ除ク）其ノ他公立學校ニ於テハ教授助教授教諭助教諭訓導ヲ以テ正教員トシ其ノ他ノ教員ヲ以テ准教員トス

第二條　明治二十九年法律第十三號ニ於テ通算スルコトヲ得ヘキ文官ノ種類左ノ如シ

一　官立ノ學校及圖書館ノ職員

二　文部省官吏

三　教育事務從事ノ北海道廳府縣郡區島廳、朝鮮總督府朝鮮總督府道府郡、臺灣總督府臺灣總督府州廳郡市、關東廳、樺太廳、南洋廳ノ官吏

明治三十二年勅令第二百一號

四　臺灣公立學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クル者

教育事務從事ノ統監府又ハ關東都督府ノ官吏ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ各之ヲ朝鮮總督府又ハ關東廳ノ官吏ト看做ス

第三條　前條ニ掲クル文官ノ在官年數ヲ公立學校職員ノ在職年數ト通算スル場合ニ於テ算入又ハ除算スヘキ年月數ハ官吏恩給法及官吏遺族扶助法ノ例ニ依ル

第四條　明治二十四年勅令第二百四十八號、明治二十五年勅令第五號同年勅令第十八號同年勅令第三十二號及明治三十二年勅令第百九十六號ハ明治二十九年法律第十三號ノ施行ニ關シ特ニ規定スルモノヲ除クノ外之ヲ準用ス

（註三）　公立學校職員ト教官其他教育事務ニ從事スル文官トノ間ノ轉任ニ關スル件（明三二、勅四五六）

第一條　奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル官立公立ノ學校又ハ圖書館ノ職員ヲ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官ニ任用シ又ハ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官ヲ奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル官立公立ノ學校又ハ圖書館ノ職員ニ任用スル場合ハ轉任ト看做シ其ノ手續ハ轉任ノ例ニ依ル

第二條　前條ノ教官其ノ他教育事務ニ從事ノ文官種類ニ關シテハ明治三十二年勅令第二百一號第二條ノ規定ヲ準用ス

但シ同條中官立トアルハ官立公立トス

（註四）　教育に從事する文官に關する例規

一、大阪府立高等海員養成所ハ公立學校ト看做シ退隱料等ノ支給上其在職年月數ハ通算ス（大八、文部省議決）

二、臺灣總督府工業講習所ハ退隱料支給上官立學校ト認ム（大七、文部省議決）

三、埼玉縣入間郡立染織講習所技手又ハ所長並同郡染色巡回教師ノ在職年數ハ公立學校職員退隱料等ノ算定上除算スヘキモノト認ム（大九、文部省回答）

四、朝鮮總督府工業傳習所職員ハ官立學校職員ト看做ス（明四五、文部省回答）

五、神宮皇學館職員ハ政府ヨリ俸給ヲ受ケサル官吏ナレハ其ノ在官年月數ハ官吏恩給法上通算セサルモノト看做ス（大五、內閣回答）依ツテ神宮皇學館職員ハ教育事務ニ從事スル文官ニアラサレハ退隱料支給上其ノ在官年月數ハ通算セラレサルモノナリ

然レトモ大正十二年ノ新恩給法ニ於テハ神宮皇學館職員モ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサルモ特ニ文官ト指定サレタレバ新法施行後ハ教育職員トノ間ニ在職年ノ通算ノアルモノナリ（恩給法第二十條施行令第六條）

六、海軍技手養成所職員ハ官立學校職員ト認メ公立學校職員ノ在職年ニ通算シ退隱料支給ヲナス（大八、文部省議決）

七、陸軍經理學校ハ官立學校ト看做ス（明三九、文部省回答）

八、農商務省所管水產講習所及蠶業講習所職員ハ官立學校職員ト認ム（明四四、文部省議決）

九、維新史料編纂事務局・中央氣象臺・臨時緯度觀測所・醫師開業試驗ニ從事スル官吏モ三十二年勅令第二百一號中ノ文部省官吏ト認ム（大六、文部省議決）

一〇、教育事務專務ノ官吏ニアラサルモ其ノ一部ヲ分擔セシ者ナラハ尙教育事務從事ノ官吏ト認ム（明四四、文部省回答）

二、一般行政ヲ司掌スル郡長知事等ノ官廳ハ、退隱料支給上ニ關シ之ヲ教育事務ニ從事スル文官ト認ムルコトヲ得サルモ、右官廳ノ下ニ教育竝其ノ他事務ニ從事スル官吏ハ（例ヘハ郡書記ニシテ教育事務ノ外尙勸業衞生等ノ事務ヲ管掌スル課長ノ如キ者）之ヲ法ニ教育事務ニ從事スル文官ト認ム（明四二、文部省回答）

三、海軍教員（南洋群島ニ設置ノ小學校勤務）ハ退隱料ノ關係ニ付其ノ在職年數ヲ通算ス（大九、文部省回答）

第二節　大正十二年の改正恩給法により學校職員が他の公務員と異なる取扱を受けた事項

第一款　公立學校及び圖書館の職員

恩給の不停止

一、恩給の不停止

恩給法第五十八條の規定によれば、普通恩給（退隱料）はこれを受くる者が本法の公務員又は宮內職員として再び就職したときは、再就職の俸給の多寡に係らず、直ちに、（就職の翌月から）普通恩給は全部給與を停止される。然るに、獨り、教育職員にあつては恩給法第九十九條の當分規定に依つてかゝる場合に於ても尙ほ恩給は停止されなかつた。

在職年の不通算

二、在職年の不通算

各種公務員として前後の在職年は、これを全部通算（合算）して一箇の在職年とし、これを基礎として恩給を給與することが大正十二年の改正恩給法の原則であつた。然るに、恩給法第九十九條の當分規定によつて、教育職員の在職年は他の公務員、卽ち文官（教育文

學習院職員の通算

官を除く)・軍人・警察監獄職員・待遇職員の在職年と相互に通算されず、尙ほ、準公務員及び宮內職員(學習院職員を除く)の在職年とも通算されない。これを要するに、大正十二年の改正恩給によつても、教育職員の在職年の通算の認められる範圍は、從來認められた範圍に限られてゐた。(第一節第三款參照)但し、從來認められなかつた學習院職員の在職年との通算だけは新に認められることになつた。

普通恩給の再加給率

(設例)　公立中學校教諭として九年在職したるものが、府縣視學に轉任して在官四年で、更に郡長に轉じ在官五年で退官したとき、此の者の恩給の基礎となる在職年はどうなるかといふに、府縣視學としての在職年は教育事務に從事する文官の在職年として教育職員の在職年に通算されるので、九年と四年とで十三年になる。然るに、郡長は非教育文官として教育職員との間に在職年の通算が認められないから、結局、此の者は教育職員としては十三年しか在職したことにならぬ。そこで教育職員十三年に相當の一時恩給(府縣視學最後の俸給を基礎としてか、又は郡長と視學との在職年を合せて九年に對する文官の一時恩給との何れかを選擇することゝなる。(恩給法第八條)恩給法第九十九條の規定がなかつたとしたら教育職員の在職年も當然一般文官(非教育文官にも)の在職年に通算せられるから、九年と四年と五年とで都合十八年在職したことになるから郡長としての退職當時の俸給を基礎として十八年に相當する普通恩給を終身受くることが出來る。

三、普通恩給の再加給率

公務員の普通恩給金額は在職年數と俸給とを基礎として算定する。例へば、十五年の在職者に對しては俸給年額の百五十分の五十即ち三分の一とし、在職年がそれより一年を增す毎に百五十分の一だけを增加することは、凡ての公務員(軍人を除く)が同一である。然るに、初等學校の教育職員には更に、百五十分の一、中等學校の職員には、三百分の一を再加給される。そこで、十五年以上の一年(但し勤續の場合に限る)に對しては百五十分の二又は三百分の三を增加されることになる。これは初等・中等學校の教育職員に對する一の優遇である。

警察監獄職員にはこの再加給がある

教育職員との在職年通算

第二款　官立の學校及び圖書館の職員

官立の學校及び圖書館の職員は、一般文官としては別に恩給法上特種の取扱ひを受くるといふのでなく、他の文官(非教育文官)と同樣に在職年の通算も廣く一般公務員相互間にも認めらるれば、又、文官の恩給を受けるときは、公務員又は宮內職員として再就職したときは、恩給の停止されることも文官と同樣である。たゞ、他の文官(非教育文官)と異なる點は教育職員に對する關係に於てのみである。即ち、他の文官は教育職員との間に在

職年の通算が認められぬが獨り教育文官のみはこれが認められるのである。

（設例）官立學校職員が公立學校職員に轉任したるとき、又は、更に文部省官吏若くは教育事務に從事する文官に轉任し後、公立學校職員となりたるときは、官立學校職員よりの在職年全部を通算して教育職員の恩給を受くることが出來る。然るに、教育事務に從事せざる文官（非教育文官）が公立學校職員として、再就職しても前後の在職年を通算して教育職員の恩給を受けることは出來ない。官立學校職員が文部省、内務省其他の官署の官吏（非教育文官）となつたときは、各官職の在官年月數全部を通算して官吏の恩給受くることが出來るのは勿論である。

第三節　昭和八年の改正恩給法による學校職員の特別扱の廢止

一、第一編第一章に於て述べたるが如く、昭和八年の改正恩給法は、恩給法第九十九條を削除したため、大正十二年の改正恩給法が認めた教育職員のみに適用せられる特則は今後なくなつた。換言すれば、（一）教育職員の在職年も廣く一般公務員の在職年に通算され、（二）再就職によると恩給も一般公務員と同樣に全部停止せられることになつた。

二、たゞ、茲に注意すべきことは經過規定のことで、改正法施行前の教育職員の在職年の計算についても或るものは通算され或るものは通算されないことである。

第二編　各論

第一章　總則

第一節　恩給を受くる權利を有する者

恩給法第一條――恩給權利者

恩給は退職後請求を俟つて始めて給與せらる

一、恩給法によりて恩給を受けることの出來る者は、本法にいふ所の公務員・準公務員及びそれ等の者の遺族でなければならぬ。又、實質に於てはそれ等の者と何等異らない公務に携つてゐても、本法にいふ公務員・準公務員及び遺族でない限り、本法に依る恩給を受くることは出來ない。尙ほ、嚴密にいふならば、恩給を受くる權利は公務員又は準公務員として有するものではなく、公務員又は準公務員たりし者が有するのである。それで、公務員又は準公務員として現に職にある者は勿論のこと、休職・待命・停職中の者でも未だ退官（退職）しない限りは如何なる恩給をも受くることは出來ない。換言すれば、在職中の公務員は將來恩給を受けることが出來る、所謂期待權を有するに過ぎない。そこで、恩給年限十五年

恩給權の本質

を十七年に延長し、從來の在職年に對して十五分の十七の加算年を認めないことは、既得權の侵害ではないかといふ議會の質問に對して、政府委員は決して既得權の侵害ではないと答辯してゐる。

二、これを要するに恩給を受くる權利は公務員・準公務員が退官(退職)後に有する所の權利である。この權利は、一の請求權(恩給請求權)で、國家に對して金錢(恩給金)の給付を請求するの權利である。從つて、如何なる恩給も權利者の請求を俟つて、始めて給與せられるものである。請求しなければ、何時になつても給與されることはなく、遂には、時效によつてその權利が消滅することになる。

【例規】　恩給ハ民法上ノ財産ト認メラレズ

第二節　公務員及び準公務員の意義

公務員及準公務員の種類

第一款　公務員の種別

恩給法第十九條――公務員準公務員の意義

前述するが如く、本法では恩給權利者を公務員及び準公務員並にその遺族に限定し、且つ公務員はこれを文官・軍人・教育職員・警察監獄職員・待遇職員の五つに、準公務員はこれ準文官・準軍人・準教育職員の三つに分けてゐる。

これ等の公務員は具體的に如何なる職員をいふのであるか、文官・準文官に付ては恩給法第二十條に、軍人・準軍人に付ては同法第二十一條に、教育職員・準教育職員に付ては同法第二十二條に、以下それぞれ規定してゐる。

教育職員の意義

第二款　教育職員及び準教育職員の意義

恩給法第二十二條――教育職員の意義
施行令第　八　條――在外指定學校の意義
施行令第　九　條――準教育職員の意義

一、教育職員

一、恩給法第二十二條によれば教育職員とは、

一、公立ノ學校、幼稚園若ハ圖書館又ハ在外指定學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ルモノ及判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ

二、道府縣立師範學校長

教育職員たるの要件

となつてゐる。右第一項の規定によれば、一、公立の學校・幼稚園・圖書館又は在外指定學校の職員たること、二、國庫より俸給を受けざること、三、官吏（官ニ在ル者）又は判任官以上の待遇官吏たることの三要件を具備する者でなければならぬ。如何なる者が職員であるかは、當該學校の官制又は職員制等によつて定まる。國庫より俸給を受けない教育職員は大抵待遇官吏であるが、朝鮮・臺灣・樺太の教育職員には國庫から俸給を給せられないで、尙ほ官吏たる者がある。

第一項に該當する教育職員を列擧すれば次の如くである。

第一、內地の公立の學校若しくは圖書館の職員（待遇官吏）

公立大學

一、公立の大學の職員（公立學校職員制第一條）

大學總長又は大學長　教授　助教授　幹事　學生主事　助手　書記　學生主事補

附屬醫院の附屬せるものは右の職員の外

醫院長　藥局長　藥劑手　看護長

公立專門學校高等學校

二、公立の專門學校・實業專門學校及び高等學校の職員（公立學校職員制第一條ノ三）

學校長　教授　生徒主事　助教授　書記　生徒主事補

內地公立中等學校

高等學校の尋常科及び豫科のある學校では右の職員の外

教諭　助教諭

三、公立の師範學校・中學校・高等女學校・實業學校・盲學校・及び聾啞學校の職員（公立學校職員制第二條）

學校長　教諭　助教諭　書記

寄宿舍の設けある學校、高等科を置きたる高等女學校、幼稚園を置きたる師範學校、初等部・豫科を置きたる盲學校及聾啞學校では右の職員の外

內地公立初等學校

舍監　教授　助教授　訓導（註一）　保姆

四、公立の小學校の職員（公立學校職員名稱及待遇・市町村立小學校長及教員名稱及待遇ノ件）

小學校長　訓導（註一）

（註一）准訓導、代用保姆は判任文官の待遇を受けないから玆に謂ふ教育職員ではない。

公立圖書館

五、公立の幼稚園の職員（內地幼稚園令第八條・公立幼稚園ノ園長及保姆ノ待遇ニ關スル件）

園長　保姆（註二）

（註二）小學校本科正教員たるべき資格を有せない保姆は、大正十五年四月以前は判任官の待遇を受けなかつたので教育職員とはならなかつた。

六、公立の圖書館の職員（公立圖書館職員令第一條）

朝鮮公立中等學校

館長　司書　書記

第二、朝鮮の公立學校の職員（國庫より俸給を受けざる官吏）（註三、四）

一、公立の專門學校の職員（朝鮮公立學校官制第一條）

學校長　教授　生徒監　助教授　書記

二、公立の師範學校・中學校・高等女學校・高等普通學校・女子高等普通學校・實業學校の職員（朝鮮公立學校官制第二條）

學校長　教諭　舍監　主事　訓導　保姆（判任待遇）　書記

朝鮮公立初等學校

三、公立の小學校・普通學校・幼稚園の職員（朝鮮公立學校官制第三條及第十二條）

學校長　訓導　園長　保姆（判任待遇）

（註三）朝鮮總督府諸學校官制による朝鮮總督府專門學校・師範學校（京城師範學校・大邱師範學校・平壤師範學校）及實業學校（京城工業學校）の職員は國庫より俸給を受くる官吏で茲に謂ふ所の教育職員ではない。

（註四）朝鮮公立學校官制による公立師範學校・中學校・高等女學校・高等普通學校・女子高等普通學校・實業學校・小學校・普通學校の職員は官吏たるも國庫より俸給を受けざるが故に茲に謂ふ教育職員である。大正十四年三月までは朝鮮總督府諸官制による所謂官立の中學校・高等普通學校・女子高等普通學校又は實業學校があつたが大正十四年四月勅令第八十八號を以て、これ等は公立の中學校・高等普通學校・女子高等普通學校又は實業學校に變更された。

臺灣公立初等學校

第三、臺灣の公立學校の職員（國庫より俸給を受けざる官吏）

一、公立の小學校・公學校及び幼稚園の職員（臺灣公立學校官制第三條臺灣公立幼稚園官制第一條）

學校長　訓導　園長　保姆（判任待遇）（註五）

（註五）臺灣の公立小學校及び公學校の准訓導は、臺灣公立學校官制第十二條の規定によつて判任官の待遇を受ける。これは內地其の他の一般公立小學校准訓導が准教員として官吏の待遇を受けないのと異なるところである。そこで臺灣公立學校の准訓導は恩給法第二十二條第一項第一に號該當するものとして、教育職員たるの資格を有するもののように考へられるが、一般准訓導と同樣に教育職員でなく、準教育職員である。

【例規】臺灣ニ於ケル準訓導（判任待遇）ハ本條第一項第一號ニ該當スルモノニ非ス、準教育職員トス

二、公立盲啞學校の職員（臺灣公立盲啞學校官制）（註六、七）

學校長　教諭　舍監　書記

（註六）臺灣總督府諸學校官制による臺灣總督府の專門學校・高等學校及師範學校・臺北第一及び第二師範學校・臺中師範學校・臺南師範學校の職員は國庫より俸給を受くる官吏で、茲にいふ教育職員ではない。

（註七）臺灣公立學校官制第一條による公立中學校・高等女學校及實業學校（實業補習學校を除く）の職員は官吏で且俸給は國庫支辨なるを以て茲に謂ふ教育職員ではない。之れ公立學校の職員でありながら教育職員でない唯一の例外をなすものである。

【例規】臺灣公立實業學校教諭ハ教育又官ニシテ教育職員ニアラス

關東州公立中等學校

第四、關東州の公立の高等女學校及び實業學校の職員（關東州公立學校官制第一條）（註八）

學校長　教諭　書記

（註八）この種の學校には現在は大連實業學校があるのみである。

樺太公立高等女學校初等學校

第五、樺太の公立の學校の職員（國庫より俸給を受けざる官吏）（註九、一〇）

一、公立の高等女學校の職員（樺太公立高等女學校官制第一條）

學校長　教諭　生徒監　書記

二、公立の小學校及び幼稚園の職員

學校長　訓導　園長　保姆

（註九）樺太廳中學校官制による樺太廳中學校の職員は國庫より俸給を受くる官吏で玆に謂ふ教育職員ではない。

（註一〇）樺太廳高等女學校官制による樺太廳高等女學校の職員も國庫より俸給を受くる官吏で玆に謂ふ教育職員ではない。それで樺太には公立高立女學校と官立高等女學校と二つのものがある譯で、一方は教育職員で他は教育職員でない。但し公立の高等女學校はまだ一校も設立されてゐない。

在外指定學校

第六、在外指定學校の職員（待遇官吏）（註一一、一二）

一、在外指定學校の職員（在外指定學校職員名稱待遇及任用解職ニ關スル件）

在外指定學校中、小學校の學科を授ける學校又はこれに準ずる學校にあつては、

學校長、訓導

前項以外の在外指定學校にあつては

學校長　教諭　助教諭　舍監　書記

（註一一）准訓導其他前掲以外の教員は判任官以上の待遇を受けないのであるから玆に謂ふ教育職員ではない。

（註一二）在外指定學校とは、在外國の本邦人のために設置せられた學校で外務大臣及び文部大臣によつて指定されたものを云ふのである。

關東州に於ける在外指定學校

二、恩給法施行令第八條に依る在外指定學校は次の如くである。（昭和八年七月一日現在）

【關東州】

學校名稱	指定年月日	設立者
瓦房店尋常小學校	明治四一、七、二五	南滿洲鐵道株式會社設置
上大石橋尋常高等小學校	同右	同右
上遼陽尋常高等小學校	同右	同右
上奉天春日尋常高等小學校	同・右	同右
上晶圓尋常高等小學校	同右	同右
上公主嶺尋常高等小學校	同右	同右

上長春室町尋常高等小學校	明治四一、七、二五	南滿洲鐵道株式會社設置	
上撫順尋常高等小學校	同右	同右	
本溪湖尋常高等小學校	明治四五、四、一	同右	
橋頭尋常小學校	同右	同右	
鷄冠山尋常高等小學校	同右	同右	
鐵嶺尋常高等小學校	明治四五、七、二一	同右	
熊岳城尋常高等小學校	大正三、四、一	同右	
上海城尋常小學校	同右	同右	
上四平街尋常高等小學校	同右	同右	
上開原尋常高等小學校	同右	同右	
連山關尋常高等小學校	大正三、一一、一	同右	
東洋鳥會立大連商業學校	大正四、三、一五	東洋協會設置	
撫順永安台尋常小學校	大正九、七、九	南滿洲鐵道株式會社設置	
奉天中學校	大正一一、四、一	同右	
上奉天高等女學校	同右	同右	
長春商業學校	大正一一、七、八	同右	
上撫順尚等女學校	同右	同右	
奉天彌生尋常小學校	大正一一、七、一	同右	
安東朝日尋常高等小學校	大正一二、一、一	南滿洲鐵道株式會社設置	
鞍山中學校	大正一二、四、一	同右	
撫順中學校	同右	同右	
長春高等女學校	同右	同右	
安東高等女學校	大正一四、二、三	同右	
安東中學校	大正一四、一一、九	同右	
長春西廣場尋常小學校	昭和二、三、三一	同右	
滿洲教育專門學校附屬小學校	昭和三、一〇、二〇	同右	
撫順新屯尋常小學校	昭和五、二、一七	同右	
奉天加茂尋常小學校	昭和五、四、一	同右	
大連女子商業學校	昭和七、三、三〇	社團法人東洋協會滿洲支部設置	
蘇家屯尋常小學校		南滿洲鐵道株式會社設置	
【滿洲國】			
來天敷鳥尋常小學校	大正六、一一、二九	南滿洲鐵道株式會社設置	
吉林尋常高等小學校	大正九、三、一七	同右	
哈爾賓尋常高等小學校	大正九、八、四	同右	
間島尋常高等小學校	大正一四、一〇、一六	間島龍井村內地人居留民會設置	
琿春尋常高等小學校	大正一五、二、一九	在琿春日本人居留民會設置	

滿洲國に於ける在外指定學校

局子街日本尋常小學校	大正一五、二、一九	間島局子街內地人居留民會設置	
錦州日本尋常小學校	昭和二、一、二六	錦州在留日本人會設立	
百草溝尋常高等小學校	昭和四、二、一二	百草溝居留民會設置	
居留民會立滿洲里日本尋常小學校	昭和四、三、七	滿洲里居留民會設置	
頭道溝尋常小學校	昭和四、八、二	頭道溝居留民會設置	
居留民會立齊々哈爾日本尋常小學校	昭和五、九、二七	齊々哈爾日本居留民會設置	
【支　那】			
天津日本尋常高等小學校	明治四一、四、二五	財團法人天津共益會設置	
日本尋常高等小學校	明治四一、六、五	上海居留民會設置	
漢口居留民團立漢口明治尋常高等小學校	大正元、九、三	漢口居留民團設置	
芝罘尋常高等小學校	大正四、四、一二		
香港日本人小學校	大正五、五、一九	香港日本在留民設置	
濟南居留民團立濟南尋常高等小學校	大正五、一〇、二四	濟南居留民團設置	
社團法人北京日本居留民會立北京尋常小學校	大正五、一、二八	社團法人北京居留民會設置	
青島日本高等女學校	大正六、一、一〇	青島居留民團設立	
青島日本中學校	大正六、七、五	同　右	
廣東日本人小學校	大正六、八、一五	廣東日本人會設置	
長沙日本尋常高等小學校	大正九、七、一	長沙日本居留民會設置	

支那に於ける在外指定學校

博山尋常高等小學校	大正一二、四、二一	博山日本人會設置	
張店尋常高等小學校	大正一二、五、一二	張店日本人會設置	
坊子尋常高等小學校	同　右	坊子日本人會設置	
青島第一日本尋常高等小學校 青島第二日本尋常小學校	大正一二、八、一〇	青島居留民團設置	
四方日本尋常高等小學校 滄口日本尋常高等小學校	大正一二、九、三〇	同　右	
上海居留民團立日本高等女學校	大正一三、一、九	上海居留民團設置	
淄川尋常高等小學校	大正一三、四、二八	魯大公司設置	
居留民會立蕪湖尋常高等小學校	大正一三、七、一七	蕪湖居留民會設置	
天津日本高等女學校	大正一三、一一、二六	財團法人天津共益會設置	
南京日本居留民會立南京日本尋常高等小學校	大正一三、一二、二五	南京日本居留民會設置	
蘇州日本居留民會立蘇州日本尋常高等小學校	大正一四、六、二五	蘇州日本居留民會設置	
九江日本尋常高等小學校	大正一四、一一、七	九江日本會設置	
宜昌日本尋常高等小學校	大正一五、三、二三	宜昌日本居留民會設置	
杭州日本居留民會立日本尋常高等小學校	大正一五、三、二五	杭州日本居留民會設置	
重慶日本尋常高等小學校	大正一五、四、二三	重慶日本居留民會設置	
上海居留民團立東部日本尋常小學校	大正一五、九、三〇	上海居留民團設置	
上海居留民團立日本實業學校	昭和元、一二、二九	上海居留民團設置	

上海居留民團立西部日本尋常小學校　昭和二、八、二九　同右
青島學院商業學校　昭和三、三、一五　財團法人青島學院設置
日本居留民會立龍口日本尋常高等小學校　昭和四、一、九　龍口日本人居留民會設置
上海居留民團立中部日本尋常小學校　昭和四、八、二　上海居留民團設置
上海居留民團立日本商業學校　昭和六、八、二六　同右
青島學院實業學校　昭和七、三、一九　財團法人青島學院設置

印度馬來群島等に於ける在外指定學校

【印度、馬來群島、其他】

馬尼拉日本人小學校（フイリツピン、マニラ）大正七、二、一五　在馬尼拉日本人會設置
新嘉坡日本小學校（マレー半島シンガポール）大正七、七、六　在新嘉坡日本人會設置
盤谷日本尋常小學校（シヤム、バンコク）大正一五、九、三〇　暹羅國日本人會設置
ダバオ日本人尋常小學校（フイリツピン）大正一五、二、二六　ダバオ日本人會設置
スラバヤ日本人小學校（ジヤバ）大正一五、二、二六　社團法人スラバヤ日本人會設置
孟買日本小學校　大正一五、七、一六　英領印度孟買日本人協會設置
ミンタル日本人尋常小學校（フイリツピン）昭和二、一〇、二一　ダバオ日本人會設置
タワオ小學校（ボルネオ）昭和二、一二、一六　タワオ日本人會設置
野村東印度殖產株式會社　昭和四、二、二二　野村東印度殖產株式會社設置
ボルネオ農園附屬小學校　昭和四、四、四　バタビヤ日本人會設置
バタビヤ日本人小學校（ジヤバ）昭和四、八、七　スマトラ日本人會設置
バギオ日本人小學校（フイリツピン）昭和四、八、七　在スマトラ中央瓜哇日本人會設置
メダン日本人小學校（スマトラ）

中央瓜哇日本人小學校（ジヤバ）昭和五、四、二六　在スマラン中央瓜哇日本人會設置
甲馬日本人小學校（ベリー、リマ）昭和七、四、二〇　財團法人秘露中央日本人會設置
露國浦潮斯德居留民會立日本小學校　明治四四、五、二七　浦潮斯德居留民會設置

道廳府縣立師範學校長

二、道廳府縣立師範學校長は元來、國庫から俸給を受くる所の文官（註一三）である。それを教育職員の中にも加へたから、結局、師範學校長は恩給法上、文官と教育職員との二つの資格を有する。かゝるものは、自己に、最も利益なる資格（公務員）に於て恩給を受くることが出來る。例へば、一般の場合は教育職員の方が文官よりも再加給率があつて、給與率が高いから教育職員となつた方がよいが、しかし他の文官（非教育文官）などになつて退官したときは、教育職員では舊法時代の在職年が通算されないから、この場合は文官となればよい。

（註一三）府縣立中等學校長が地方費から俸給を受ける待遇官吏であるのに、獨リ府縣立師範學校長のみが國庫から俸給を受くる本官（公立學校職員制第四條及ビ道廳府縣立師範學校長俸給ニ關スル件）であることは、彼の森有禮氏が文部大臣時代に國民教育の重大なることに著眼し、國民教育の任に當る者を養成する學校の校長たる師範學校長の地位を、地方行政官廳から獨立させるためにされた沿革がある。

準教育職員の意義

二、準教育職員

第一章　總則　第二節　公務員及び準公務員の意義

恩給法施行令第九條によれば準教育職員とは次の者をいふ。

一、官立學校の教授心得・助教授心得・教諭心得・助教諭心得・准訓導で專任教員たる者

二、公立學校の教授心得・助教授心得・教諭心得・助教諭心得・准訓導で專任教員たる者

官立學校の職員は文官で、公立學校の職員は教育職員である。然るに、教授心得・助教授心得・教諭心得等は官立公立の區別なく準教育職員である。尙ほ、教育職員・準教育職員の區別は、從來の退隱料及扶助料法に於て、教職員を正教員・准教員と區別したものを其の儘踏襲したのである。

官立學校の教授心得等

公立學校の教授心得等

講師・代用教員・囑託・代用保姆等は教育職員でもなければ、又、準教育職員でもなく、かつ如何なる種類の公務員又は準公務員でもない。故に、是等の者は恩給法上何等の關係もなく、よし公務上傷病を受けたにしても本法による恩給は給與されない。

講師代用教員囑託代用保姆

第三款　文官（教育文官）の意義

恩給法第二十條――文官の意義

施行令第三十四條――教育文官の意義

一、文官とは武官又は宮內官以外の官に在る者をいふ。官に在るとは官吏の意である。

文官の意義

蓋し、官吏は任官（待遇官吏は任命）といふ國家の特別の選任行爲に依つて、國家に對し特別服從關係のもとに無定量の勤務に服するのである。この意味に於ては公立學校職員・巡査・看守等皆官吏となる。併し、玆に謂ふ官吏は斯る實質上の官吏ではなく法令の用語としての官吏即ち、形式上の官吏のゝみを云ふ。從つて、親任官・勅任官・奏任官（以上高等官）・判任官に限られる。實質上の官吏であつて形式上の官吏でない者を、法令上待遇官吏又は官吏待遇者と云ふ。公立學校職員・巡査・看守等はこれである。

二、形式上官吏である以上は現に職務を擔任すると又國庫から俸給を受くると否とは關係しないのであるが、本法では國庫から俸給を受けない文官は特に勅令（恩給法施行令第六條）を以て指定した者に限る。

三、文官の中、教官、其他教育事務に從事する文官は教育文官として教員職員との間に轉任も認められ、（四十九頁參照）かつ、昭和八年の改正恩給法施行前から教育職員に對して、特に在職年の通算關係が認められてゐた。（五十三頁參照）以下教育文官に該當するものを擧げて見よう。

官吏と待遇官吏の別

教育文官

公立學校教員ト教育其ノ他事務ニ從事スル文官トノ間ノ轉任ニ關スル件

第一、官立の學校又は圖書館の職員

帝國大學の職員

一、帝國大學（綜合大學の職員（東京帝國大學官制、京都帝國大學官制、東北帝國大學官制、九州帝國大學官制、北海道帝國大學官制、京城帝國大學官制、臺北帝國大學官制、大阪帝國大學官制）

總長　教授　助教授　書記官　事務官　學生主事　司書官　助手　書記　學生主事補　司書　技師　技手

醫學部附屬病院には右の外、醫院長、分院長、藥局長、藥劑手其の他理學部、農學部等にも右以外の職員がある

京城帝國大學には

總長　教授　助教授　事務官　學生監　司書官　助手　書記　司書

官立大學の職員

二、官立大學（單科大學）の職員（官立商科大學官制、官立文理科大學官制、官立醫科大學官制、官立工業大學官制）

大學長　教授　助教授　事務官　學生主事　助手　書記　學生主事補

官立醫科大學の附屬醫院には右職員の外、醫院長、藥局長、藥劑手、看護長がある

直轄諸學校の職員

三、文部省直轄諸學校の職員（文部省直轄學校官制）（註一）

學校長　教授　生徒主事　助教授　書記　生徒主事補　助手

高等師範學校には右の職員の外

教諭　助教諭　訓導　保姆

（註一）文部省直轄學校は左の如し（昭和八年八月末現在調以下同じ）

東京高等師範學校、廣島高等師範學校、東京女子高等師範學校、奈良女子高等師範學校、盛岡高等農林學校

鹿兒島高等農林學校、上田蠶絲專門學校、東京高等蠶業學校、京都高等蠶業學校、鳥取高等農業學校、三重高等農林學校、宇都宮高等農林學校、岐阜高等農林學校、神戸高等商業學校、長崎高等商業學校、山口高等商業學校、小樽高等商業學校、名古屋高等商業學校、福島高等商業學校、大分高等商業學校、彦根高等商業學校、和歌山高等商業學校、横濱高等商業學校、高松高等商業學校、第一高等學校、第二高等學校、第三高等學校、第四高等學校、第五高等學校、第六高等學校、第七高等學校、第八高等學校、新潟高等學校、松本高等學校、山口高等學校、松山高等學校、水戸高等學校、山形高等學校、佐賀高等學校、弘前高等學校、松江高等學校、東京高等學校、大阪高等學校、浦和高等學校、福岡高等學校、靜岡高等學校、高知高等學校、姫路高等學校、廣島高等學校、富山藥學專門學校、東京高等工業學校、大阪高等工業學校、京都高等工業學校、名古屋高等工業學校、熊本高等工業學校、米澤高等工業學校、桐生高等工業學校、横濱高等工業學校廣島高等工業學校、金澤高等工業學校、仙臺高等工業學校、明治專門學校、東京高等工藝學校、神戸高等工業學校、濱松高等工業學校、徳島高等工業學校、長岡高等工業學校、福井高等工業學校、秋田鑛山專門學校、神戸高等商業學校、東京外國語學校、大阪外國語學校、東京美術學校、東京音樂學校、東京盲學校、東京聾啞學校、

臨時教員養成所の職員

三、臨時教員養成所の職員（臨時教員養成所）

教授　書記

帝國圖書館の職員

四、帝國圖書館の職員（帝國圖書館官制）

館長　司書官　司書　書記

朝鮮總督府諸學校及圖書館の職員

五、朝鮮總督府諸學校の職員（朝鮮總督府諸學校官制）

（一）朝鮮總督府專門學校の職員（註一）

學校長　教授　生徒監　助教授　書記

京城醫學專門學校附屬醫院には右の外、醫院長、藥局長

（註一）當該學校左の如し

京城法學專門學校、京城醫學專門學校、京城高等工業學校、水原高等農林學校、京城高等商業學校

（二）朝鮮總督府の師範學校及び實業學校の職員（註二）

學校長　教諭　舍監　書記

右の外小學校又は普通學校を置きたる師範學校にあつては、主事、訓導

（註二）當該學校左の如し

京城師範學校、大邱師範學校、平壤師範學校、京城工業學校

（三）朝鮮總督府圖書館の職員（朝鮮總督府圖書館官制）

館長　司書　書記

臺灣總督府諸學校及圖書館の職員

六、臺灣總督府諸學校の職員（臺灣總督府諸學官制）

（一）臺灣總督府の專門學校及び高等學校の職員（註三）

學校長　教授　助教授　教諭　生徒主事　助手　書記

（註三）當該學校左の如し

臺北醫學專門學校、臺北高等商業學校、臺南高等工業學校、臺北高等學校

（二）臺灣總督府の師範學校の職員（註四）

學校長　教諭　主事　舍監　訓導　書記

（註四）當該學校左の如し

臺北師範學校、臺灣師範學校、臺南師範學校

（三）臺灣總督府圖書館の職員（臺灣總督府圖書館官制）

館長　司書　書記

關東廳諸學校及圖書館の職員

七、關東廳諸學校の職員（旅順工科大學官制、關東廳高等女學校官制、關東廳中學校官制、旅順高等公學校官制、關東州小學校官制、關東州公學堂官制）

（一）旅順工科大學の職員

大學長　教授　助教授　事務官　學生監　助手　書記

（二）中學校の職員（註五）

學校長　教諭　舍監　書記

（註五）當該學校左の如し

旅順第一中學校、大連第一中學校、大連第二中學校

（三）　高等女學校の職員（註六）

學校長　敎諭　舍監　書記

（註六）　當該學校左の如し

旅順高等女學校、大連神明高等女學校、大連彌生高等女學校

（四）　旅順高等公學校の職員（註七）

學校長　敎諭　主事　舍監　訓導　書記

（註七）　昭和七年四月從來の旅順師範學堂が變更して旅順高等公學校となつた

（五）　關東州小學校の職員（註八）

學校長　訓導

（註八）　當該學校左の如し

旅順第一尋常高等小學校、旅順第二尋常小學校、大連伏見臺尋常小學校、大連朝日尋常小學校、大連日本橋尋常小學校、大連常盤尋常小學校、大連大廣場尋常小學校、大連春日尋常小學校、大連松林尋常小學校、大連南山麓尋常高等小學校、大連沙河口尋常小學校、大連大正尋常小學校、大連嶺前尋常小學校、大連聖德尋常高等小學校、大連柳樹屯尋常高等小學校、大連周水尋常高等小學校、大連早苗高等小學校、大連下藤尋常小學校、大連霞羅常小學校、金州尋常高等小學校、普蘭店尋常高等小學校、魏子窩尋常高等小學校、嶺前屯尋常小學校

（六）　關東州公學堂の職員（註九）

學堂長　敎諭

（註九）　當該學校左の如し

旅順公學堂、水師營公學堂、大連伏見臺公學堂、大連市土佐町公學堂、大連西崗子公學堂、沙河口公學堂南金書院公學堂、普蘭店公學堂、魏子窩公學堂、大連商業學堂、金州農業學堂、旅順家政女學校、大連家政女學校、盲啞學校

（注意）　關東州公學堂の「助敎」は判任官の待遇を受けてゐるがこゝにいふ官吏でない。

（七）　關東廳圖書館の職員（關東廳圖書館官制）

館長　主事　司書　書記

八、樺太廳諸學校の職員（樺太廳中學校官制　樺太廳高等女學校官制）　樺太廳諸學校の職員

（一）　樺太廳中學校の職員

學校長　敎諭　生徒監　書記

（二）　樺太廳高等女學校の職員

學校長　敎諭　生徒監　書記

九、南洋廳諸學校の職員（南洋廳小學校官制　南洋廳公學校官制）　南洋廳諸學校の職員

（一）　南洋廳小學校の職員（註一）

學校長　訓導

（註一）當該學校左の如し

サイパン尋常高等小學校、テニアン尋常高等小學校、タナパコ尋常小學校、チャツキチヤ尋常小學校、チャランカノア尋常小學校、トラツク尋常小學校、ヤップ尋常小學校、ポナペ尋常小學校、アスリート尋常小學校等

（二）　南洋廳公學校の職員（註二）

學校長　訓導

（註二）當該學校左の如し

サイパン公學校、ロメ公學校、コロール公學校、マルキヨク學校、ガラルド公學校、ペリリユウ公學校、アンガウル公學校、ヤップ公學校、夏島公學校、水曜島公學校、コロニー公學校、メタラニウム公學校、キチー公學校、クサイ公學校、ジャポール公學校、マロエラップ公學校等

神宮皇學館の職員

10、内務省所管學校の職員（神宮皇館官制）

館長　教授　助教授　學生監　書記

【例規】神宮皇學館ノ文官タル職員ハ恩給法施行令第三十四條中官立學校職員ニ該當スルモノト解シ其ノ在職年ハ教育職員ト相互通算ス

水産講習所の職員

11、農林省所管學校の職員（水産講習所官制）

所長　教授　技師　助教授　屬　技手

陸海軍諸學校の教官

12、陸軍省、海軍省所管學校の教官（陸軍大學校令、陸軍士學校令、陸軍大學校令、海軍兵學校令等）（註）

（註）陸軍省又は海軍省所管の諸學校の職員にして、兵學教官の如き軍人たる教官は玆に謂ふ教官に含まれない。尙ほ、この種の學校に屬するものには、陸軍大學校、陸軍士官學校、陸軍幼年學校、陸軍經理學校、海軍大學校、海軍兵學校、海軍機關學校、海軍經理學校等がある。

【取扱例】陸軍經理學校ハ官立學校ト看做ス、（明治三九、文部省回答）

第二、文部省の官吏

文部省の職

1、文部省内官吏（各省官制通則、文部省官制）（註）

大臣　政務次官　次官　參與官　局長　祕書官　學生部長　書記官　事務官　技師　社會教育官

學校衛生官　學校衛生官補　督學官　圖書事務官　圖書監修官　圖書監修官補　技手　屬

氣象臺の職員

2、氣象臺の職員（氣象臺官制）

臺長　技師　書記　技手

緯度觀測所の職員

3、緯度觀測所の職員（緯度觀測所官制）

所長　技師　技手　書記

東京博物館の職員

四、東京科學博物館の職員（東京科學博物館官制）本項に付ては未だ解釋の決定したことを聞かないので暫く疑を存して置く

館長　學藝官　學藝官補　書記

維新史料編纂事務局の職員

五、維新史料編纂事務局の職員（維新史料編纂會官制）

局長　維新資料編纂官　維新史料編纂官補　書記

（註）文部省の官吏には上述の者の外、教員檢定委員會、醫師開業試驗委員會、體育研究所國民精神、文化研究所等幾多の官制による職員がある。

教育事務に從事する文官

第三、教育事務從事の北海道廳・府・縣・郡・島廳・朝鮮總督府・朝鮮總督府道府郡島・臺灣總督府州廳郡市・樺太廳・關東廳又は南洋廳の官吏（註一、二）

（註一）本項に該當する官吏は之を一々列擧することをやめ、例示的に說明すれば、總督府に於ては學務局の官吏、地方行政官廳にあつては學務部學務課の官吏、例へば、學務局長・學務課長・視學・學務屬などである。又一般行政を司掌する知事內務部長等は之を教育事務に從事する文官と認むることは出來ないが、教育事務專務の官吏でなくても其の一部を分擔するものであれば、教育事務に從事する官吏と認めてもよい。例へば、郡書記で教育事務の外尙ほ勸業衞生等の事務を管掌する課長の如き者である。

（註二）府縣社會教育主事（地方社會教育職員制）、社會事業主事（地方社會事業職員制）、學校醫（地方學校衞生職員制）は教育に從事する文官ではなく待遇職員である。

【例規】學務部社會課勸務ノ文官ハ教育事務ニ從事スル文官トハ認メラレス

臺灣公立中學校及實業學校の職員

第四、臺灣公立學校の職員て國庫から俸給を受くる者（註）

一、臺灣公立の中學校及び實業學校（實業補習學校を除く）**の職員**（臺灣公立學校官制第一條第十四條）

學校長　教諭　助教諭　主事　舍監　訓導　書記

（註）一般公立學校の職員は國庫から俸給を受けないが、獨り、臺灣の右記公立學校の職員は國庫から俸給を受くる文官である。從つて、本法の教育職員の中に入らない。併し教育文官として官立學校職員と同一の取扱ひを受ける。

【例規】臺灣公立實業學校教諭ハ教育文官ニシテ教育職員ニ非ス從テ恩給法第六十二條第四項ニ依ル加給ヲ爲スベキモノニアラス

第五、教育事務從事の從前の區、統監府又は關東總督府の官吏

附　私立學校の教職員

私立學校職員の恩給

一、前述する如く、官立又は公立學校の教職員は、文官として又は教育職員として恩給給與を受けるが、獨り、私立學校の教職員に至つては斯る保障を享けることなく、常に退職後の生活の不安を感じつゝある。されば、私立學校にも一定條件のもとに在外指定學校に於けるが如く恩給法上の指定制度を設け、私立學校職員に對しても公立學校職員と同樣

の恩給法上の取扱をすることは國家教育上最も緊要のことであると考へられる。(註)

(註) 思ふに、教育事業たるや國家の利益のための仕事であつて一私人の利益のための仕事ではない。故に、設立經營者が私法人であらうと、公法人であらうと其れがため是等の學校職員に高下もなければ、又、其の職務に輕重のある筈はない。かつ、國家の教育事業は私學に俟つことが甚だ大で、これを學校數に見ても明かである。この意味に於て、私立學校に對しても國家又は地方公共團體が補助金を與へつゝある現狀であれば、百尺竿頭一歩を進めて私立學校職員に對しても恩給の途を講ずれば、私學の實質は加はり延いて國家教育の向上發展ともなる。

財團法人私立中等學校協會

二、されど、現今の國家財政上では私立學校職員を官公立學校職員と同樣の恩給法上の取扱を望むことは到底不可能である。是に於て、大正九年私立中等學校の關係者其他の篤志家の寄附行爲によつて「財團法人私立中等學校協會」なる法人が設立され、こゝに私立中等學校職員にも些少ながらも恩給給與の制度が實施せられるようになつた。(註) 尙ほ、この財團に對しては文部省も多額の補助金を交付し、畏くも御內帑金の御下賜があつたりして財團の基礎は愈々鞏固となりつゝある。

(註) 財團法人私立中等學校協會寄附行爲、財團法人私立中等學校寄附行爲實施規程

第四款　待遇職員

恩給法第二十四條——待遇職員の意義

待遇職員の意義

一、待遇職員とはすべての官吏待遇をいふのではない。恩給法第二十四條に掲げられた官吏待遇者をいふ。即ち、

施行令第十條——勅令指定の待遇職員

一、判任官以上の待遇を受ける神宮司廳職員、神宮神部署職員及官國幣社の神職

二、判任官以上の待遇を受ける監獄職員（看守、女監取締等の如き警察監獄職員は除く）、感化院職員及び矯正院職員

三、地方待遇職員令に依り判任官以上の待遇を受ける者にして、勅令（恩給法施行令第十條）を以て指定する者

四、前三號に掲げる者を除くの外、國庫より俸給又は給料を給する待遇職員にして、勅令（恩給法施行令第十一條）を以て指定する者

社會教育主事

二、右の待遇職員の中で、第二號及び第三號の地方待遇職員令により判任官以上の待遇を受ける者で、特に勅令（恩給法施行令第十條）により指定された者の中で、職務の關係上、特に教育職員と關係のあるものみに付て例示して見よう。

一、地方社會教育職員制による職員（大正十四年十二月勅令第三百二十四號を以て職員制制定 大正十五年勅令第三百四號を以て追加）

社會事業主事

社會教育主事（奏任官待遇）社會事業主事補（判任官待遇）

二、地方社會事業職員制による職員（大正十四年十二月勅令第三百二十三號を以て職員制制定）（大正十五年勅令第三百四號を以て追加）

社會事業主事（奏任官待遇）社會事業主事補（判任官待遇）

學校衛生技師

三、地方學校衛生職員制による職員（大正十三年六月勅令第百四十八號を以て職員制制定）（大正十四年勅令第五十三號を以て追加）

學校衛生技師（奏任官待遇）

體育運動主事

四、地方體育運動職員制による職員（昭和五年八月勅令第百四十六號を以て職員制制定）（昭和七年四月勅令第六十號追加）

體育運動主事（奏任官待遇）

感化院の職員

五、道府縣立感化院職員令による職員（大正九年六月勅令第百八十一號を以て職員制制定）（大正十二年十月一日）

院長　教諭　院醫　保姆　書記

教育職員と待遇職員との在職年の通算關係

三、上述の如き、恩給法第二十四條第一項第三號の勅令によつて指定せられた待遇職員は在職年の通算については、從來兎角不利益を受けてゐたのであるが、恩給法施行令第四十條の追加規定が制定せられてからはその不利益もなくなつた。

【恩給法施行令第四十條】第十條各號ニ掲クル官制ニ依リ廢止セラレタル官制又ハ其レニ依リ廢止セラレタル官制ニ依リテ判任官以上ノ待遇ヲ受ケタル職員ハ在職年通算ノ關係ニ於テハ之ヲ當該各號ニ掲クル官制ニ依ル職員ト看做ス

第五款　宮內職員

宮內職員の恩給

一、宮內職員は宮內省恩給令（大正十二年九月八日皇室令第十六號）によつて宮內職員の恩給を受ける。從つて、宮內職員と教育職員、文官、軍人等の如き公務員とは其の適用せられる恩給法規を異にする。しかし、兩者の間には、在職年の通算關係（註一）も認められゝば、又、これがため再就職による恩給の停止及び恩給の再任改定（註二）も行はれるので一應、宮內職員に付ても說明して置かう。

宮內職員の意義

二、宮內省恩給令第十七條によれば、

本令ニ於テ宮內職員トハ宮內官竝皇宮警手及勅裁ヲ經テ宮內大臣ノ指定スル其ノ他ノ判任待遇職員ヲ謂フ但シ女官及俸給ヲ受ケサル官職ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

となつてゐる。そこで學習院又は女子學習院の院長、教授、助教授、事務官、學生監、書記は宮內職員として宮內官の恩給規程によつて恩給を受ける。

三、大正十二年の改正恩給法によつて、學習院職員と教育職員との間に新に在職年の通

算が認められたが、昭和八年の改正恩給法施行後は、更に進んで教育職員の在職年はすべての宮内職員の在職年との通算關係が認められるようになつた。

（註一）

【恩給法第四十二條】左ニ掲クル年月數ハ之ヲ在職年ニ通算ス

一、宮内官ノ恩給規程ニ依リ宮内官恩給權ノ基礎ト爲ルヘキ宮内職員トシテノ在職年月數

【宮内省恩給令第二十八條】恩給法ニ依リ公務員ノ恩給權ノ基礎トナルヘキ公務員及公務員ニ準スヘキ者トシテノ在職年月數ハ之ヲ宮内職員トシテノ在職年ニ通算ス

（註二）

【恩給法第五十八條】普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

一、公務員又ハ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮内職員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄

【宮内省恩給令第四十三條】普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

一、宮内職員又ハ公務員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄

【恩給法第五十七條】前四條ノ規定ハ宮内官ノ恩給規程ニ依ル恩給ヲ受クル者公務員ト爲リ退職シタル場合ニ付之ヲ準用ス

【宮内省恩給令第四十一條】前三條ノ規定ハ恩給法ニ依ル恩給ヲ受クル者宮内職員ト爲リ退職シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第三節　恩給の種類

恩給法第二條――恩給の種類

年金と一時金

一、恩給は終身（或は一定期間）給與されるものと、一時即ち一回限り給與されるものとの二つがある。前を年金（年金恩給）といひ、後を一時金（一時金恩給）といふ。年金として給與されるものには、普通恩給・增加恩給・傷病年金・扶助料とがあり、一時金として給與されるものには、一時恩給・傷病賜金・一時扶助料とがある。唯單に恩給といふときは、これ等のすべてのものを包括する。（註）

年金恩給の支給期

（註）年金たる恩給は、原則としては毎年一定の時期即ち、一月、四月、七月、十月の四期に其の支給の前月分迄を支給する。支給期月たる月の何日に支給するかは、各支給廳の任意に定めるところであるが、國庫支辨の恩給の支給日は、各支給期月の十一日より二十日迄になつてゐる。（年金恩給支給規則第三條）

普通恩給

二、如何なる場合にこれ等の恩給が給與せられるかは、第二章第四節各種恩給の給與せられる場合の所で詳しく述べることとして、茲では大體の説明に止めて置かう。

普通恩給は、公務員が、所定の普通恩給年限在職して適法に退職したものに對して給與される。換言すれば、公務員の在職年が基礎となつて給與されるところの年金である。準

公務員(準軍人を除く)は在職年のみを基礎としては、原則として普通恩給は給與されない。

一時恩給

一時恩給は、公務員が引續き三年以上在職し、しかも普通恩給年限に達しないで適法に退職したとき、其の在職年が基礎となつて給與される一時金である。準公務員(準軍人を除く)には一時恩給を給與されることは絕對にない。

増加恩給

増加恩給は、公務員又は準公務員が公務上の傷病から不具癈疾になり、これがため退職した場合に、其の不具癈疾が基礎となつて、常に、普通恩給と併せて給與される年金である。既に述べた如く、普通恩給は公務員の所定年限在職して退職したものに對してのみ給與されることを原則とするが、増加恩給に併給せられる普通恩給は、例外として所定の恩給年限に達しないでも、又、準公務員にも給與せられる。

傷病年金

傷病年金は、公務員又は準公務員が公務のため永續性の傷痍を受け、又は疾病に罹つて、不具癈疾の程度に至らないまでも、或る一定の程度に達し、これがため其の職に堪へずして一年内に適法に退職したる者に對し給與される年金である。

傷病賜金

傷病賜金は、下士官以下の軍人が傷病年金を給せられる程度に至らない公務上の傷病のため退職したものに給與せられる一時金である。一般公務員は、之を受くる場合は絕對になく、下士官以下の軍人に特有のものである。

扶助料

扶助料は、普通恩給を受くる者、又は其の死亡を退職と看做せば當然普通恩給を受くべき者の死亡したときに、其の者の遺族に給與される年金である。

一時扶助料

一時扶助料には、二つの種類がある。一は兄弟姉妹の受くる一時扶助料で、年金たる扶助料を給せられる場合に、兄弟姉妹以外の遺族のないときに特に給與せらる一時金である。他は其の死亡を退職と看做せば一時恩給を受くべき者の死亡したとき、其の者の遺族に給せられる一時金である。

恩給の種類の決定

三、恩給は之を受くる公務員の種類により軍人の恩給、文官の恩給、教育職員の恩給といふが如く區別することが出來る。玆に軍人二年、警察監獄職員六年、文官三年の在職年を基礎として恩給を受くる場合は、公務員退職當時の官職名に依り其の種類を決定すべきものであつて、以上の如き場合は文官の恩給となる。

- 恩給
  - 年金（終身又は一定期間）
    - 普通恩給……公務員・準軍人
    - 增加恩給……增加恩給で俸給せられるときに限り準公務員にも給與せらる　公務員・準公務員
    - 傷病年金……公務員・準公務員
    - 扶助料……遺族
  - 一時金（一回限り）
    - 一時恩給……公務員・準軍人
    - 傷病賜金……下士官以下の軍人
    - 一時扶助料……遺族

恩給の發生

第四節　恩給を受くる權利の消滅

第一款　恩給を受くる權利の發生及び消滅の時期

恩給法第三條――恩給給與期間

一、公務員・準公務員が所定の要件を充たして退職した時は、直ちに所定の恩給を受くる權利を取得する。例へば、教育職員が在職二十年で適法に、即ち失格原因によらずして退職したときは、其の退職と同時に普通恩給を受くるの權利が、當該教育職員のために發生する。併しながら、この權利の確認を得るがためには、教育職員たりし者の恩給請求によつて裁定官廳の裁定を經なくてはならぬ。しかし、この裁定によつて始めて恩給權が發生するものではない。換言すれば、權利の發生は退職當時にあつて、裁定はただ權利の確認を受くるに過ぎない。

恩給の裁定

二、右の如く恩給を受くるの權利は、退職と同時に發生するから、退職した日の屬する月が恩給を給すべき事由の發生した月である。また、年金恩給を受くるものが死亡したときは、其の死亡と同時に恩給權は消滅する。かくの如く、權利の發生又は消滅と同時に恩給給與を始めたり、又は止めたりすることが、權利の本質上當然のことであるが、それでは日割計算となつて給與上の取扱の不便が多いので、恩給法第三條の規定を設けて給與事由の發生、即ち要件の完成した月の翌月から權利の消滅した月まで給與することにした。

恩給の消滅

恩給給與期間

例へば、四月五日に退職したときは五月の月から給與を始め、十月二日に死亡したときは十月の月まで給與する。其の間を恩給給與期間といふ。

失踪者の恩給

三、生死が一定期間分明しないので、其の者が失踪宣告を受けたときは恩給權は消滅する。又、失踪宣告が取消された場合は恩給權は回復する。この回復の效力は失踪宣告取消後の將來に向つてのみ發生する。例へば、昭和二年五月十日失踪宣告を受けたる者が、昭和八年二月十日失踪宣告の取消があつたときは、この者は八年二月から恩給を受けることが出來るのであつて、二年五月から八年一月までの恩給を溯つて受けることは出來ない。

【例規】民法第三十二條ニ依リ失踪宣告取消サレタルトキハ恩給關係ニ付テモ同條ノ規定ヲ準用シ恩給權回復ノ效カハ失踪宣告取消後將來ニ向ツテノミ發生スルモノト解ス

【例規】公務員死亡後其ノ子タル胎兒出生シタル場合ニ於テ其ノ扶助料ノ給與ハ公務員死亡ノ日ノ翌月以後現實ハ胎兒出生ノ日ヨリコレヲ給與スルヲ妥當ト爲スヘキモ本條月計算ノ趣旨ニ依リ出生ノ月ヨリ扶助料ヲ給ス

第二款　恩給を受くる權利の消滅する場合

恩給法第五條――消滅時效
恩給法第六條――時效中斷
恩給法第七條――時效停止
恩給法第九條――恩給權消滅

恩給を受くる權利の消滅は、これを凡ての恩給に共通なる消滅時效の場合と年金恩給にのみる失權の場合とに分けられる。

消滅時效の意義

一、時效に因る場合

一、消滅時效とは、權利の消滅原因たる時效で、權利を永く行使しないものに對して其の權利を失はせることである。そこで、恩給權の消滅時效とは恩給を受くる權利を有するものが、其の權利を行使し得るに拘らず、これを行使しないで(恩給の請求をしないで)七年間を徒過したがため其の權利を失はせることである。この七年を消滅時效の期間といふ。

七年の時效期間

この期間の計算は、曆によるもので、起算日に付ては、恩給給與の事由の發生した日の翌日を以てする。尙ほ事由の發生した日とは、通常の場合は退職日で、退職後不具癈疾となつた場合は、不具癈疾となつた日である。要するに、すべての恩給は七年間請求をしないときは、時效によつて其の權利は消滅する。

毎期支給請求權の時效

茲に注意すべきことは、茲に謂ふ所の時效は恩給請求權の時效で、恩給を受くべき權利を有するものが、七年間恩給請求の手續をしない場合と云ふ。故に、一旦恩給請求をして恩給の裁定を受け恩給權は確定した後、其れから毎期支給せられる恩給金の支給請求權の時效とは異なる。この毎期の支給請求權の時效に付ては、本法には別段の規定がないから一般法の規定による。即ち、會計法第三十二條並に府縣制第百十六條第六項(註)によれば、

斯る請求權の時效は五年となつてゐる。

そこで、恩給年限に達して適法に退職した者が、退職日の翌日から起算して七年内に、適式の普通恩給請求書を裁定官廳に提出しないときは、この者は時效によつて折角有するところの普通恩給を受くる權利を失ふ。然るに、七年内に恩給請求し恩給の裁定を經、給與さるべき恩給金額は決定したが、一年を四期に分つて毎期支給せられる恩給金の請求を五年間しないときは、該期の支給請求權のみが時效によつて消滅する。併し、恩給請求權は消滅するものでない。

（註）【會計法第三十二條】金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニシテ時效ニ關シ他ノ法律ニ規定ナキトキハ五箇年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

【府縣制第十六條第六項】府縣ノ收入金及支拂金ニ關スル時效ニ付テハ國ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル

時效中斷

二、時效中斷とは、既に進行した時效を斷絶することである。恩給を受くべき權利を有する者が、適法の恩給請求の手續をなすまでは、時效は進行（時效期間が滿了に近づくこと）する。然るに、この者が一年内に再び公務員又は宮内職員として再就職するときは、これによつて時效の進行は中斷される。換言すれば、再就職といふ事實の發生によつて、既

中斷事由

時效の中斷は普通恩給增加恩給傷病年金の請求權に付てのみ

に進行しつゝある時效に付、其の既に經過した期間が無效となつて、再就職を退職したとき新なる時效が進行を始める。このことを時效の中斷といふ。

注意すべきことは、この時效中斷は、普通恩給・增加恩給又は傷病年金の請求權に付てのみであつて、一時恩給・傷病賜金の請求權には認められない。そこで一時恩給を受くべき者が退職後一年内に再就職しても、これがため時效は中斷されない。この場合最初の退職から七年を經過したときは時效によつて先きの一時恩給請求權は消滅する。

要するに、この規定は公務員が再就職するときは、普通恩給の給與は直ちに停止されるから、僅か一年内の期間に給與したり、停止したりするの手數を省くため、かつは退職後間もなく再就職したときは、前の恩給の請求を失念することがあるだらうとの推定のもとに設けられた規定である。

時效停止

三、時效の停止とは、一時時效の進行を停止することである。一旦、進行を始めた時效の完成を妨害するものが二つある。前の時效中斷と茲に謂ふ時效停止がこれである。しかし兩者は判然區別がある。時效停止は、たゞ一時其の進行を休止するまでゞ其の進行した期間は無駄にはならぬ。そこで、時效が再び進行し始めると前の進行した期間も加へられる。

この點に於て、時效中斷が經過した期間を全然無效にするものと相異する。

上述の如く、すべての恩給請求權は、これを七年間行使しないときは消滅する。ところが時效完成の間際に、天災事變其の他のため恩給請求することが不可能となつた場合はその事實が止み其の後暫らくの間時效の完成を猶豫する。之が恩給請求權の時效停止である。

停止事由

一、時效期間滿了前二十日內（即ち時效完成間際）に天災事變のため請求することが出來ない時は、其の妨碍の止んだ日から以後二十日に請求すればよい。

二、扶助料の請求の場合に前權利者が生死又は所在が不明なとき若しくは請求權者が無能力者であるがため、法定代理人を要するにこれが無いときは、時效の完成を其の事由の止むに至つた日から六ヶ月まで猶豫する。

尙、時效期間滿了前に適式の請求書を發したことの通信官署の公證あるときは（例へば郵便局の消印）、時效期間內に到着しないでもこれを期間內に到着したものと看做される。

年金恩給の一般消滅原因

二、失權に因る場合

一、凡て恩給請求權は前項の時效によつて消滅するが、年金恩給即ち恩給普通・增加恩給・傷病年金及び扶助料を受くる權利は次の場合にも亦消滅する。

失權原因

一、死亡したとき

二、死刑又は無期若くは二年を超える懲役若くは禁錮の刑に處せられたとき、（註）在職中の職務に關する犯罪（過失犯を除く）に因り禁錮以上の刑（陸軍刑法又は海軍刑法に依る一年未滿の禁錮の刑を含まず）に處せられたとき

三、國籍を喪失したとき

（註）改正法前は六年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられなければ失權しなかつたものを改正法は二年を超える處刑に改めた。殊に在職中の職務犯を重くして禁錮以上の刑であれば失權することにした。

扶助料失權原因

扶助料を受くる權利を有する遺族は、更に次の場合にも其の權利を失ふ。（註）

一、其の家を去つたとき

二、妻・子又は夫が婚姻したとき

三、不具癈疾のため生活資料を得るの途なく、且、これを扶養する者のない夫又は成年の子が其の事情の止んだとき

（註）扶助料權の消滅は第三章遺族の章に讓る。

死亡

死亡とは事實上の死亡のみでなく、民法上失踪の宣告を受けた場合も包含する。失踪宣

告とは、一定期間（普通は七年、特殊の危難のあつたときは三年）生死不明な不在者に對し、死亡者と看做すとの裁判である。

刑に處せられたときとは、有罪の判決の確定したときである。されば、控訴又は上告中のものは判決が確定してゐないので刑に處せられたとは云へない。

【例規】非常上告又ハ再審判決ニヨリ原判決ガ破毀セラレ右條項ニ該當セサルニ至リタルトキハ當然恩給ヲ受クル資格若ハ權利ハ原狀ニ回復シ原判決確定ノトキニ遡リ恩給ヲ受クベキモノトス

死刑・無期懲役又は禁錮・二年を超える懲役又は禁錮の刑の言渡があつて、其の判決が確定すれば、たとへ、恩赦によつて死刑を免せられ、又は刑の執行が二年以下に減免されても年金恩給を受くる權利を失ひ、決して恩給權を回復しない。そこで、二年以下の懲役又は禁錮では恩給權は消滅しない。たゞ其の刑の執行中恩給給與を停止されるまでゞある。

茲に注意すべきは、在職中の職務に關する犯罪（過失犯は除く）に限り、（註）禁錮以上の刑に處せられたときは、假令、それが二年以下の禁錮であつても恩給を受けるの資格若くは權利を失ふことである。これは一般の犯罪より特に職務犯を重く見たのである。例へば、失格原因なくして退職し、普通恩給を受けてゐる者が在職中の瀆職が發覺して收賄罪として、二ヶ月の禁錮の刑に處せられたときは、爾後普通恩給はこれを受けられない。

一時金恩給は時效による外は消滅しない

國籍喪失

但し、其の在職が普通恩給を受けた後の再在職であれば、其の再在職によつて生ずる權利だけが消滅する。例へば、五百圓の普通恩給を受ける者が、再就職して退職したため、普通恩給は改定され六百圓の改定普通恩給を受けるようになつた。この者が、再在職中の職務上の犯罪で二ヶ月の禁錮に處せられたときは、六百圓の改定普通恩給は消滅するが、改定前の五百圓の普通恩給は依然としてこれが給與を受けることが出來る。

（註）在職中の「職務ニ關スル犯罪」とは瀆職罪の如く職務にあることが犯罪の成立要件たる場合は勿論、苟くも、在職と犯罪との間に相當因果關係が認められる限りは職務に關する犯罪である。

國籍を失つたときとは、日本臣民たるの身分を喪失したときである。例へば、日本人が外國に歸化して其の國の國籍を取得したとき、又は外國人の妻となつて夫の國籍を取得したときなどは日本の國籍を失ふ。（國籍法第十八條―第二十一條參照）其の人が永く日本の領土外に居住することは國籍には關係がない。從つて、恩給にも何等の關係のないことである。

三、前述の死亡・處刑・國籍喪失による恩給權の消滅は、年金恩給に限るもので一時恩給傷病賜金・一時扶助料の如き一時金たる恩給權は、これがため消滅するものではない。例

へば、五年在職して適法に退職した者が、未だ一時恩給の請求をしない內に偶〻三年の禁錮に處せられてもこれがため一時恩給請求權は消滅しない。

第五節　二つ以上の恩給を給與される場合

恩給法第八條――恩給の併給、選擇

第一款　恩給の選擇

恩給の選擇

一、恩給は、同一の在職年又は同一の傷病を理由として二つ以上の恩給を併給しないことを原則とする。例へば、師範學校長が在職二十年で退職したときは、此の者は文官として二十年在職したことになり、又、教育職員としても二十年在職したことにもなる。そこで一見、文官としての普通恩給と教育職員としての普通恩給と二つの恩給が受けられるようでゐるが、それでは師範學校長として事實上、二十年の在職年が二重に勘定されることになつて不合理である。從てこの場合、本人の選擇によつて文官の恩給か又は教育職員の恩給か何れか一方のみか給されない。又公務傷病を理由とする場合も同樣で、師範學校長が公務のため傷病を受け不具癈疾になつたときは、文官としても教育職員としても公務上の傷病を受けたのであるから二つの增加恩給權が發生するやうであるが、同一の傷病を理由とするので、いづれか一つの增加恩給しか給與されない。

（參考）小學校訓導（在職十年）より郡視學（在職八年）に轉任し更に縣視學（在職五年）に轉し尙更に郡長に轉任し在職五年にて退職したるときの恩給は教育職員としての普通恩給か（縣視學としての最終俸給に依る在職二十四年）又は文官としての普通恩給か（郡長として最終俸給に依る在職十八年）の何れかを選擇給與せられるのみであつて一方在職年に對しては一時恩給も給せられない。但し設例は改正法施行前の場合である。

二、既に普通恩給を受くるものが、前と同じ公務員又は異なる公務員として再就職して退職したときは、前後の在職年を通算して前の普通恩給を改定するまで決して二つの普通恩給を給しない。例へば、普通恩給を受くるものが再就職し十七年在職して退職しても後の在職年のみを基礎として新に普通恩給を給するものでなく、前の在職年數と後の十七年と通算して、これを一個の在職年として前の普通恩給金額と改定するまでゞある。

三、學習院教授其の他の者として、宮內官の恩給規程による恩給を受けてゐる者が、教育職員其の公務員となつて所定年限在職しても宮內官の恩給と、教員職員又は其の他公務員との恩給は併給されない。

第二款　恩給の併給

一、恩給は原則として同一人に二つ以上併給しない。次の場合の如き特に、併給を認められてゐるものはこの限りでない。

一、普通恩給と增加恩給と併合される場合（恩給法第四十六條四十七條五十條）

二、普通恩給と傷病年金と併給される場合（恩給法第四十六條ノ二）

三、傷病年金と一時恩給と併給される場合（恩給法第四十六條ノ二）

四、傷病賜金と普通恩給又は一時恩給を併給される場合（恩給法第六十六條）

二、現行恩給法は二つの普通恩給併給を許さないが、既に有する權利はこれを剝奪しない。そこで、從來の恩給法規によつて、現に二つ以上の普通恩給を併給されてゐるものは引續き併給される。從來の恩給法規では、各異なる公務員の在職年の通算が原則として認められなかつたので、自然普通恩給の併給される場合が度々あつた。例へば巡査としての退隱料を受くる者が、看守となつて十年在職して退職したときは、看守としての退隱料を受くることが出來た。ところが、大正十二年の改正恩給法によつて一般公務員は其の後新に二重の普通恩給給與はなくなつたが、獨り、教育職員のみは大正十二年十月以後に於ても例外をなして來た。（註）然るに、昭和八年の改正恩給法によつてこの例外もなくなつた。（第一編

從來から併給されてゐる者

第一章教育職員の當分規定撤廢參照）

（註）大正十二年の改正恩給法によつて、一般公務員で普通恩給を受くる者が再就職した時は、假令、前と異なる公務員として再就職した時でも從來の普通恩給の給與は停止された。そして、再在職を再び退職したときは、再在職年數を通算して前の恩給を改定して一の普通恩給を給し、後の在職年が普通恩給年限に達しても、この在職年に對し新な普通恩給を給することは絶對にしない。然るに、恩給法第九十九條の規定によつて教育職員と他の公務員との間には當分の内在職年の通算が認められぬので、教育職員が通算されない公務員として、再就職して退職した場合は、前後の在職年を通算して恩給を改定する譯にはいかぬ。換言すれば教育職員が通算されない公務員として再就職して退職したときは、後の在職年に對しては新な恩給を給與するより外は途がない。そこで二重の普通恩給を受ける場合があつた。例へば教育職員として普通恩給を受くるものが、文官として就職し在職十五年で適法に退職したときは、教育職員の普通恩給は固より文官としての普通恩給をも給與された。尙ほ斯るものが死亡したときは其の者の遺族は二重の扶助料を受くることになつた。

第六節　恩給の承繼

恩給承繼の意義

恩給法第十條――恩給の承繼

施行令第一條――承繼者及び其の者の順位

施行令第二條――承繼の方法

一、恩給を受くる權利を有する者が、死亡したために其の生存中の恩給で未だ其の支給

を受けなかつたときは、恩給法施行令第一・二條の規定によつて其の者の遺族又は遺族のない場合は、其の相續人が其の權利を承繼して其の恩給の給與を受くることが出來る。生存中の恩給で支給を受けなかつたものとは、前恩給權利者が生存中恩給を受くる權利を有しながら其の請求をしなかつたとき又は請求はしたが現實の支給を受けなかつた場合を云ふ。例へば退職後一時恩給を受けることの出來るものが、恩給の裁定を受けない內に死亡したとか、又は裁定は受けたがまだ現實の給與を受けない內に死亡したときの如きを云ふ。

二、茲に恩給といふのは普通恩給・增加恩給・傷病年金・一時恩給・傷病賜金に限つたわけでない。當然扶助料又は一時扶助料の如きも含まれるから、扶助料・一時扶助料を受くべき家族が之を受けないで死亡した場合は他の遺族が（遺族の遺族にあらず）之を受けることが出來る。

指定又ハ選定相續人ノ場合

【例規】恩給法施行令第一條第二項ニハ相續人ハ恩給者死亡ノ當時之ト同一戸籍內ニ在リタルコトヲ要スト規定スルモ相續人ガ指定家督相續人又ハ選定家督相續人ナル場合ハ公務員死亡ノ當時之ト同一戸籍內ニ在リタルコトヲ必要トセズ

承繼の順位

三、承繼の順位は扶助料の順位（二九二頁參照）と同じで、是等の遺族のない場合に始めて相續人となる。尙ほ前恩給權利者かまだ裁定請求をしないときは承繼權利者たる遺族又は相續人は自己の名義を以てまづ恩給の裁定請求せねばならぬ。最早裁定を經たるものは自己の名義を以て恩給の支給を請求すればよい。

第七節　恩給を受くる權利の讓渡・擔保・差押の禁止

恩給法第十一條――恩給の處分禁止

恩給の處分禁止

一、恩給を受くる權利は一種の財產權とも見ることが出來る。そこで、これを權利者の意思によつて自由に處分させてよいやうであるが、併し、そうすると折角恩給を給與する目的にも反するやうな結果が往〻起るので、これが處分行爲を絕對に禁止した。

【例規】恩給權ハ民法上ノ財產權ト認メズ從テ民法上ノ效果トシテ更正又ハ給與ヲ爲スヲ得ス

思ふに、恩給請求權は公務員たりし者又は其の遺族の一身に專屬する所の身分權で、且は公法上の權利として權利者の利益のためのみでなく、公益上からも必要があるために附與された權利である。そこで一時の急を逃れんがため之を他人に讓渡して、遂に一生の生活資料を失ふことのないやうに、法律は之が讓渡・擔保の處分行爲を禁止した。

恩給金立替業

斯の如く法律によつて、恩給を受くるの權利は之が移轉及び變更を絶對に禁止されてゐるに拘らず、公然と恩給金立替などの看板を掲げて恩給担保に金貸をしてゐる。一體、これ等の者はどんな方法で金貸をやつてゐるのかといふに、大抵恩給證書と恩給金受取の委任狀とを恩給權利者から受取つて置いて恩給權利者に相當の高利で一定の金錢を貸與する。そして自らが恩給證書と受領委任狀によつて直接恩給金を受取つて自己の債權の辨濟に充當するのである。この恩給の委任受領を禁止した規定がないので、公然かゝることが行はれてゐるのであるが其の實質に於て質入・書入れである以上は、如何なる方法にせよたゞ其の人が恩給權利者であるといふ單なる人的信用の許に貸與する場合の外は本法の禁止規定（第十一條）に違反するものと解すべきである。法律に背反する契約は當然無效であるから恩給權利者は何時でも恩給證書の返還を請求することが出來る。

【例規】

債權差押及轉付命令に對スル異議申立

住　所　……

債權者　氏　名

住　所　……

債務者　氏　名

第三債務者
内閣恩給局長　氏　名

右當事者間に於ケル債權取立に對シ大正十三年(ル)第一八二號貴廳發債權差押及轉付命令送達相成候處恩給ヲ受クルノ權利ハ恩給法第十一條に依リ之ヲ差押フルコトヲ得サルノミナラス恩給ノ支拂ハ貯金局長ノ權限に屬シ内閣恩給局長ハコノ點に關シ國ヲ代表セサルヲ以テ右差押及轉付命令ハ不適法ト被認候條異議申立候也

大正十五年三月十二日

東京區裁判所御中　　内閣恩給長　氏　名

恩給證書による低利金の貸出

【判例】恩給金受領者ガ更に恩給金ノ受領ヲ債權者に委任シ同時に債權者ガ其ノ受領シタル恩給金ヲ以テ債務ノ辨濟に充當スヘキコトヲ約スルハ縱令擔保名義ノ下に恩給證書ヲ債權者に交付スルモ債務者ハ何時にテモ委任ヲ解除シ之カ返還ヲ請求シ得ベキヲ以テ恩給法ノ禁止規定ヲ回避スル脫法行爲ト目スヘキモノに非ス（大正六年大審院判決）

（參考）右事案に於ては恩給金受領委任契約を一定期間内は解除せざる旨の特約なし。

尙ほ、恩給證書を以て金融に供することに付て、社會政策上の問題として考へなくてはならぬことは、今日の恩給給與は、定期（年四回）に分割給與されるので毎期の恩給では一時に比較的多額の金を必要とする場合、例へば不時の災害に對する支出又は營業資本とする場合には其の用を辨せない。これがため自然高利貸に一度に二年分三年分の前借をするようになる。斯の如く、自然的の必要から禁止規定はあつても依然恩給證書擔保による金融が行はれる。恩給局の調査によると正式手續によつて委任受領（金融業者に）が行はれて

ゐるものだけでも恩給の約二割ゐるから、其の他のものと入れると恩給證書が金融業者の手に入つてゐるものは、恐らく恩給全體の六割を下るまいとのことである。この弊害を除くためには、先づ國家が恩給權利者のために恩給證書によつて低利金融の途を講ぜねばならぬ。このことは、第六十四議會に於ても盛んに論議せられ、政府も恩給による低利貸付については充分考慮し、これが實現に努力するとの答辯であつた。

恩給差押禁止

二、恩給又は俸給は之を差押ふることの出來ないことは、民事訴訟法（第五百七十條第六百十八條）に規定する所である。該法によれば「職務上ノ收入・恩給其他ノ收入ガ一箇年間ニ三百圓ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ半額ヲ差押フルコトヲ得」と規定されてゐるが、民事訴訟法（明治二十三年制定）よりも新法たる現行恩給法では金額に何等の制限を置かず、絶對に差押へを禁止してゐるのだから、縱令、數千圓を受くる恩給もこれを差押ふることは出來ない。

國稅徵收法による差押

三、但し、恩給も恩給權利者が國稅又は地方稅其の他公のために費すべき金錢などを滯納したときには、國稅徵收法又は國稅徵收の例に依つて差押へることは出來る。國稅徵收の例に依る場合とは、直接に國稅徵收法によるものでなく、其の法令に其の徵收方法を「國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ」とか「國稅徵收法ヲ準用ス」と定められた場合をいふ。（註）府縣制第百十六條、市制第百三十一條、町村制第百十一條

これは國民としての最大義務である納稅義務を果さない者にまで其の利益を保護するの必要がないからである。

第八節　恩給の裁定

恩給法第十二條――恩給の裁定官廳
施行令第三條――恩給局長以外の裁定官廳

第一款　恩給裁定の意義

裁定の意義

一、公務員・準公務員及び其れ等の者の遺族が所定の要件を充たすときは、直ちに、恩給を受くる權利を取得するものであるが、この權利を確認するためには、裁定官廳の裁定を受けねばならぬ。

裁定官廳の職能

裁定とは、當該公務員又は準公務員若くは遺族に、果して恩給を受くる權利がゐるかどうか、又有りとすれば恩給金額は何程になるかに付て裁量決定することである。そこで斯る裁定は如何なる者がなすかは公務員・準公務員たりし者の種類と恩給の種類とに依つて異

つてゐる。恩給法施行令第三條に掲ぐるものを除く外、原則として內閣恩給局長が裁定官廳として其の任に當る。

恩給證書又裁定通知書の交付

裁定官廳は、恩給請求書類を受付けたときは、先づこれを審査して書類に不備の點なくかつ恩給を受くるの權利ありと認めたときは、年金恩給に付ては恩給證書を、一時金恩給に付ては裁定通知書を作つて恩給請求者に交付する。裁定官廳に於て恩給請求書類に不備の點あることを認めたときは、相當の期間を定め其の不備を追完させることが出來る。請求者が其の期間內に不備の點を追完しないとき又は裁定官廳が恩給を受くるの權利がないものと認めたときは、其の理由を附けて其の請求を却下する。此の場合、恩給權利者が尙も恩給を受くる權利ありと思惟するときは內閣恩給局長に具申すればよい。

請求書類の不備

恩給證書裁定通知書の誤謬

權利者又は關係廳に於て、恩給證書又は裁定通知書に誤謬があることを見出したときは、證據書類を添附して其の旨を裁定官廳に通知する。此の場合、裁定官廳が果たして誤謬あるものと認めたときは、誤謬を訂正し又は裁定を改訂して、其の旨關係廳(貯金局)を經て權利者に通知し又は新證書を交付する。

裁定官廳は審査上必要あるときは、請求者又は申請者に出頭を命じ、又は必要な書類の提出を命ずることが出來る。

第二款　恩給請求書類の經由廳

恩給給與規則第二十二條——請求書類の經由廳

一、恩給の裁定は恩給請求書類によつて爲されるから、先づ、其の書類記載の事項が眞實であるか否かを調査する必要がある。然るに、裁定官廳が內閣恩給局長である場合は、自己の官廳で之れが眞僞を調査する材料がないから、自然、請求者の關係官廳に之が調査を依囑せねばならぬ。於是、裁定廳に恩給請求書類を提出する前、先づ關係官廳をして調査せしめ記載事項の眞實なるを證明さすの必要がある。これが經由廳を置かれた所由である。

經由廳の必要

二、如何なる官廳を經由廳とするかは公務員・準公務員の在職中の履歷書・證明書等に付き證明を爲し得る官廳、卽ち其の者の身分進退を取扱ふ官廳を以てすることが最も適當である。所謂本屬廳を以て經由廳とするを原則とする。

內閣恩給局長を裁定官廳とする場合の本屬廳

國庫の支辨に屬する恩給中、內閣恩給局長の管掌に係る恩給請求についての經由廳に付ては恩給給與細則第一條に規定する。卽ち此の場合の區分は次の如くである。(註)

一、高等文官・同待遇・高等官試補・軍人及び準軍人に在つては所管大臣に、判任文官・同

待遇者に在つては其の身分進退を取扱ふ廳の長官

二、陸軍大臣又は海軍大臣を經て差出すべきことを定められたもの及び本屬長官が陸軍大臣又は海軍大臣であるときは聯隊區司令官又は所屬隊長

三、在外指定學校職員は所管領事官

（註）國庫支辨に屬する恩給を請求する場合は、恩給給與細則（閣令）によつて本屬廳も定まつてゐるが、府縣の如き地方經濟支辨に屬する恩給を請求する場合には恩給給與細則（閣令）の適用を受けない。そこで其の府縣又は地方經濟團體の定むる所の恩給給與規則（府縣令）に從はねばならぬ。例へば大阪府の公立小學校教員たりし者で（奏任待遇を受へる者も含む）恩給請求をする場合は退職又は死亡當時の所屬學校長又は所長を經て府知事に提出せねばならぬことになつてゐる。この場合府知事は本屬廳であり且つ裁定官廳であるが本屬廳以下の下級廳をも經由せねばならぬ規定があればそれに從はねばならぬ。尚、この點については第二章第三節各種恩給請求手續（二百九頁以下）のところで述べることにする。

三、經由廳に於て恩給請求書類を受付けたときは、之を調査して不備の點がないときは恩給金額計算書を作り、尚ほ履歴書・證明書其の他の添附書類に付いて其の廳で證明出來るものは之を證明して速に裁定官廳に書類を送付する。

經由廳の職能

經由廳に於て恩給請求書類に不備の點のあることを認めたときは、相當の期間を定めて其の不備の點を追完させることが出來る。請求者が其の期間内に不備の點を追完しないとき、又は經由廳が恩給請求の理由ないものと認めたときは、經由廳は恩給金額計算書の作成をせずに、意見書を添へて恩給請求書類を裁定官廳に送付するのである。經由廳は如何なる場合でも恩給請求を却下するの權能を有せない。

第三款　教育職員（準教育職員）並其の遺族の恩給裁定官廳及び經由廳

一、内地の公立小學校及び之と同種學校の教育職員及び準教育職員並其の遺族の凡ての恩給（年金恩給・一時金恩給）は地方長官が裁定する。即ち地方長官が裁定官廳となる。尚恩給の裁定を受けるには恩給請求書類を裁定官廳に提出するのであるが、この請求書類を提出するに當り經由廳の定めあるものは、先づ經由廳に差出さねばならぬ。經由廳が恩給請求書類を受付けたときは、恩給金額額計算書を作り、又證據書類を添附する。この場合の經由廳は本屬廳（身分進退を取扱ふ廳の長官）即ち地方長官である。

内地初等學校職員の裁定官廳及經由廳

二、前掲以外の内地の公立學校又は圖書館の教育職員（師範學校長を除く）の一時恩給は地方長官が裁定する。其の他の恩給は凡て内閣恩給局長が裁定する。師範學校長は文官であるから一時恩給でも内閣恩給局長が裁定官廳である。この場合の經由廳は本屬廳（身分進退を取扱ふ廳の長官）で、奏任待遇者は文部大臣で判任待遇者は地方長官である。

本屬廳

内地其他公立學校職員の裁定官廳及經由廳

職員（教育職員、準教育職員）及遺族の種類	恩給の種類	經由廳	裁定官廳
內地公立小學校（小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、同種學校）職員及遺族	凡ての恩給	地方廳	北海道廳長官、府縣知事
植民地公立小學校（普通學校、公學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、同種學校）職員及遺族	凡ての恩給	地方廳	道州廳長官、知事、樺太廳長官
內地公立學校（中等學校、高等女學校、師範學校、實業學校、高等專門學校、實業專門學校）及圖書館職員並遺族	一時恩給（普通恩給、增加恩給、扶助料等）	判任官待遇者に在りては地方長官、高等官同待遇官に在りては文部大臣	北海道廳長官、府縣知事
植民地公立學校（中等學校、高等女學校、師範學校、實業學校、高等專門學校、大學、高等普通學校、女子高等普通學校）職員及遺族	凡ての恩給	地方廳	內閣恩給局長
在外指定學校職員及遺族	凡ての恩給	所管領事官	內閣恩給局長
道廳・府縣立師範學校長及遺族	凡ての恩給	文部大臣	內閣恩給局長
官立學校職員（文官）及遺族	凡ての恩給	所管大臣	內閣恩給局長

備考　一、關東州・南洋群島には公立學校はない。
二、臺灣公立中等學校實業學校の職員は國庫より俸給を受くる文官である。

第九節　恩給に關する權利の侵害された場合

恩給法第十三條――行政救濟手段
恩給法第十四條――裁決の羈束
恩給法第十五條――恩給審査會

第一款　行政救濟の方法

行政救濟の意義

一、行政作用が法規に違反したり又は公益を害したりすることは、固より、國家の目的に反することで、斯ることのないやうに國家は上級官廳をして監督させてゐる。併し、この監

督のみでは未だ以て充分でない。そこで行政作用によつて違法に權利を侵害されたり又は不當に利益を毀損されたと思ふときは、侵害を受けたものをして自ら之が救濟を求むるの手段をとらせる。之を行政救濟といふ。其の手段としては訴願と行政訴訟の二つがある。

二、恩給に關する權利の侵害に對しても、固より、訴願と行政訴訟との二つの救濟方法がある。しかし、この救濟を求めるには、まづ具申による救濟を求め、尙も其れに對して不服なとき、始めて訴願又は行政訴訟による救濟が求められるのである。そこで、行政處分によると恩給權侵害に對する救濟手段としてはまづ具申から始まる。

第二款　具申

具申の意義

一、總理大臣・各省大臣・植民地の總督又は長官・內閣恩給局長又は地方行政官廳の爲した行政處分によつて、恩給に關する權利が侵害されたと思はれるときは、其の行政處分を受けた後、一年內に內閣恩給局長に、某官廳の爲した某行政處分は、不當又は違法である旨と、其の理由とを書面に認めて、これを內閣恩給局長に提出して其の裁決を求めることが出來る。これを具申といふ。

具申の手續は恩給給與規則第三十九條以下に規定する。具申は文書を以て爲すべく具申書には、一、具申者の氏名年齡及び住所二、對手者たる行政廳三、具申の趣旨及び理由の事項を記載して、具申者記名捺印し、證據書類其の他必要なる書類を添付する。具申書には、右の事項の記載さへあれば適式のもので、別に、一定の書式の定めはないが、參考のため記載例を示して見よう。(註)具申書に證據書類を必要とするときは證第何號として添付する。

具申書の記載例

具　申　書

本籍
住所　　具申者　氏　　名

年　月　日

相手者タル行政廳

一、具申ノ趣旨
昭和　年　月　日〇〇官廳ニ於テ〇〇ニ關シテ爲シタル〇〇ノ處分ハ不當ナルヲ以テ之ヲ取消シ〇〇ヲ給與ストノ裁決アリタシ
二、事實
三、具申ノ理由
四、立證

昭和　年　月　日

內閣恩給局長　殿

氏　名㊞

具申が內閣恩給局長以外の者が爲した行政處分に對するものであるときは、具申書は其の處分を爲した行政廳を經由して差出ねばならぬ。

訴願

行政訴訟

第三款　訴願又は行政訴訟

一、訴願とは、行政處分を違法又は不當なりとする者が行政訴訟の手續によらずして、其の處分をなした官廳の上級行政官廳に對し再審査を請求し、其の上級官廳をして再審査の上何分の裁決をなさしむることである。例へば恩給に關する權利を侵害されたと思ふときは、先づ第一に具申によつて恩給局長の裁決を求め、其の裁決に對して尙も不服なときは、其の裁決を受けた日より六箇月內に內閣恩給局長を被訴願人として、內閣總理大臣に訴願することが出來る。訴願は如何なる手續によつて之をなすべきか、本法には別段の定めがないから一般訴願法に準據すべきである。內閣總理大臣がこの訴願の裁決をするには恩給審査會に諮問せねばならぬ。恩給審査會の組織及び職能は恩給審査會官制に定められる。

二、行政訴訟と訴願とは、其の間に性質上の區別はなく只形式上に於て裁決をなす機關を異にするまでゝある。具申に對して爲した內閣恩給局長の裁決に不服あるときは、內閣總理大臣に訴願して總理大臣の裁決を求むるか、又は行政裁判所に出訴して行政裁判所の判決を求むるかは恩給權利者の任意である。乍併一旦總理大臣に訴願したものが、其の裁決に不服があるからといつて行政裁判所に出訴することは出來ない。（行政裁判所法第十七條第三項）尙ほ、公務傷病の程度に付ては出訴することは許されない。これは、恩給法施行後の實績に徵して、行政訴訟事項として適當のものでないからである。（恩給法第十三條第二項但書）

傷病程度の認定を專門外の評定官に認定さすことは不適當である

第十節　恩給を負擔する者

恩給法第十六條——第十八條

恩給の負擔とは何人が恩給を給與すべきか、換言すれば、恩給給與義務者は誰人であるかをいふ。それで、恩給受給者に取つては餘り關係がないから簡單に說明して置かう。

恩給給與義務者

一、內地の公立の小學校・實業補習學校・幼稚園・盲學校及び聾啞學校其の他小學校に類する各種學校の敎育職員及び準敎育職員竝其の遺族の凡ての恩給は、其の學校又は幼稚園の所在地を管轄する府縣又は之に準ずべき地方經濟がこれを負擔する。換言すれば是等の者の凡ての恩給は地方費から支辨される。

二、前揭以外の學校の敎育職員及び準敎育職員竝其の遺族の恩給は原則として國家がこれを負擔する。換言すれば是等の者の恩給は國庫から支辨される。但し是等の者でも一時

改正法によつて一時恩給の分擔規定が出來た

恩給だけは之に俸給を給與した者が負擔する。即ち地方費支辨である。例へば、府縣立中學校職員の一時恩給は該府縣から支給される。一時恩給でも在外指定學校職員のものは國庫から支辨される。

前掲以外の學校とは、植民地の公立小學校及び之と同種學校・中學校・師範學校・高等女學校・實業學校・內地の公立中學校・師範學校・高等女學校・實業學校・高等學校・實業專門學校・專門學校・大學である。

三、官立學校の職員は文官として、其の遺族の恩給と共に國庫がこれを負擔する。

第十一節　恩給受給者の權利存否の調査

恩給法第九條ノ二――受給權の調査
施行令第一條ノ四――調査の方法

昭和八年の改正恩給法は新に勅令の定むるところに依つて裁定官廳をして、年金たる恩給を受ける權利を有する者に付て、其の權利の存否を調査させることにした。蓋し從來は往〻死亡、處刑、婚姻、去家其の他の事由によつて恩給を受ける權利が消滅してゐるにも拘らず、善意又は惡意でこれが屆出を怠つて、本人又は關係者が依然支給を受けてゐる者があつた。これがため過誤拂が一年に數十萬圓に昇るといふ有樣で、支給廳もこれが追徵することに非常の手數を要し、かつ善意の受給者に對して數年分を一時に追徵することは事實に於て氣毒の場合もあつた。そこで改正法はかゝることのないように裁定官廳は左の別によつて恩給受給者の身分關係の變動の有無を知るため隔年所定の月に戶籍抄本等の書類(註)を提出させ、これが權利の存否を調査することになつた。

戶籍抄本(除本)證明書等は提出すべき當月又は其の前月作成せられたものに限る(恩給令第三十四條ノ二)

(註)　恩給受給者は左の別によつて隔年每に戶籍抄本、但し妻以外の扶助料權者は戶籍謄本、遺族たる夫又は成年の子とし扶助料を受ける者は更に不具癈疾を證明する診斷書及び生活資料を得るの途なく、且之を扶養する者が無いことを證する居住地の市町村長又は之に準すべき者の證明書を裁定官廳に提出せねばならぬ。所定期月にこの書類の提出を怠つたら一期隔つた後の支給期後、例へば一月提出の場合であつたら七月から恩給の支給を一時差止められる。差止めであるから停止と異なり後日書類を提出すれば既往に遡つて支給される。

書類提出の年及び期月を分けたのは裁定官廳の事務上の便宜のためである

一、公務員又は準公務員としての恩給を受けてゐる者は一月
二、遺族としての恩給を受けてゐる者は七月
三、陸軍の軍人並準軍人警察監獄職員並に其の遺族は昭和の偶數年(例へば昭和十年、十二年、十四年の如く)
四、前號以外の公務員、準公務員並に其の遺族付昭和の奇數年

第二章　公　務　員

第一節　在職年の計算方法

第一款　在職年の始期及び終期

恩給法第二十五條――就職の意義
恩給法第二十六條――就職の意義
恩給法第二十七條――準公務員の就職退職の意義

一、就職の意義

就職の意義

一、本法にいふ就職は、恩給の基礎となるべき在職年計算の始期をなすがため一定の規定を設けた。

文官たると教育職員たると、將又官吏たると待遇官吏たるとを問はず、官吏たるの身分は、國家の特別選任行爲によつて生ずるもので、之を任官又は任命といふ。而して、任官又は任命は辭令書(官記)を本人若くは代理者に交付することによつて行はれ、其の辭令書

官吏に在りては任官待遇官吏に在りては任命

が本人に到達したとき、茲に始めて官吏關係を目的とする任官又は任命が其の效力を發生する。そこで、辭令書の日附は、任官又は任命には關係ない。併し、辭令書が何時本人に到達したものであるか否かを知ることは、實際問題として困難であるがため在職年の計算については、從來から便宜上辭令の日附を以て起算日としてゐる。例へば、三月三十一日附で發令され、四月五日に辭令を受取り、四月十日に就任したとすれば在職年計算は、三月の月も一箇月として計算する。

起算日

(參考)　俸給に付ては計算上の便宜のため辭令書の日附の翌日から起算する。(註)　かく在職年の起算は即日から、俸給の起算は翌日からすることには別に法律上の事由があるのではない。

(註)　公立學校職員俸給令第十六條により高等官等俸給令第二十五條に準用する。該條文によれば「俸給ハ新任增俸減俸トモ總テ發令ノ翌日ヨリ計算ス」と規定する。

二、任官又は任命には、官吏たることを命ずると同時に一定の職務の擔任をも命ずる場合と、任官によつてはたゞ單に官吏たることを命ずるに止まり、其後に一定の職務の擔任を命ずる場合とがある。この官吏に一定の職務の擔任を命ずることを補職といふ。例へば文部大臣に任ずとか、某縣知事に任ずとかいふときは前者で、公立中學校長に任じ東京府某中學校長に補すといつたやうな場合は後者である。

補職の意義

本法にいふ就職は、任官又は任命をいふのであつて補職には關係がない。但し、反對說がある。併し、實際問題として考へるときは、概ね、補職は任官又は任命と同一日附であるから補職の日を以て就職としても別に變りはない。

（參考）從來小學校訓導は官吏たることを命ずると同時に一定の職務の擔任を命ずるのであつた。例へば「大阪市某小學校訓導ニ任ス」の辭令であつたが、昭和七年八月一日から「市町村立小學校長及正教員ノ命免竝補職ニ關スル辭令式」が施行せられるようになつてからは、任命と補職とが區別されるようになつた。即ち、㋑何道（府縣）公立小學校訓導ニ任ス（新任辭記式）、㋺何道（府縣）何郡（市）何小學校訓導ニ補ス（補職辭令式）

任官と任命との別

三、任官と任命とは、其の實質に於ては何等異りないが、法令の慣用上、官吏の場合は任官といひ、待遇官吏の場合は任命といふ。終身官たる文官にありては、任官の外に復職、軍人にありては任官又は入營・入團・召集に依る部隊編入等を以て就職とする。

退職の意義

二、退職の意義

一、本法にいふ退職は、恩給の基礎となる在職年の計算について終期をなすのであるからこれも亦一定の規定を設けた。退職は、これを廣義に解すれば官吏關係の消滅する一切の場合を云ふ。（終身官は除く）從つて、官吏待遇の死亡又は國籍喪失に因つて官吏關係の消滅する場合をも包含される。併し、茲にいふ退職は斯る廣義のものでなく、官吏待遇官吏の生存中其の官を離れる場合のみをいふ。退職は、其の原因によつて之を免官・退官・失官（以上官吏）、免職・退職・失職・解職（以上待遇官吏）に區別することが出來る。

退職の種類

免官又は免職

二、免官又は免職とは、官吏待遇官吏たるの身分を失はしむることを目的とする行政處分で（辭令書交付）、官吏待遇官吏自身の願出によることもあれば、又は國家の單獨意思によることもある。自己の願出による場合は、依願免官又は依願免職で、（小學校令施行規則第二六條公立學校職員分限令第三條）國家が懲戒の爲にする場合は懲戒免官又は懲戒免職である。（文官分限令第三條・公立學校職員分限令第七條小學校令第四八條）公立の小學校教員には、懲戒免職でない特別處分による免職がある。（小學校令施行條規則第一二七條）法令上の用語ではないが諭旨免官（免職）といふことがある。これは、其の實質に於ては懲戒のためにする懲戒免官の輕いものであるが、其の形式に於ては自己の便宜に因る退職（依願免職）である。從つて、懲戒免官（免職）とは恩給法上の取扱を異にする。

依願と懲戒

小學校令施行規則第百二十七條諭旨免職

退官又は退職

退官又は退職（狹義）とは、前の免官・免職と異つて別に辭令書を用ふることなく法令の規定によつて當然其の官（職）を失ふことである。例へば、廢官・廢廳・廢校の場合（文官分限令第四條・公立學校職員分限令第四條）、休職の滿期の場合（公立學校職員分限令第五條小學校令施行規則第一二八條）、公立學校教員が禁錮以上の刑に處せられた場合（公立學校職員分限令第四條）の如きである。

失官又は失職

失官又は失職とは、一定の刑罰の宣告（多くは禁錮以上の刑）のあつたとき又は教員免許狀が其の效力を失つたとき、其の官（職）を當然失ふ場合を云ふ。（小學校令施行規則第一二九條・刑法施行令第三六條舊刑法第三三條）

解職

解職とは、其の職を解かるゝことである。一般的には官吏の待遇を受けない者、例へば代用教員などが懲戒免職に該當するやうな所爲のあつたとき、其の職を免ずるときに用ひられる言葉である。文官又は之と同一の待遇を受くる學校職員で、解職といふのは在外指定學校職員で、教員免許狀褫奪の處分を受けたとき、又は禁錮以上の刑に處せられたとき、或は破產若くは家資分散の宣告を受けたとき其の職を解かるゝ場合をいふ。所謂內地學校職員の當然退職又は失職に相當するものである。（在外指定學校規程第八條）

免職の場合

【小學校令施行規則】

第百二十六條　市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

一　不具廢疾ニ因リ又身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

二　傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ退職ヲ出願シタルトキ

三　休職者復職シタル爲其ノ代員ヲ要セサルトキ

第百二十七條　第百二十二條又ハ第百二十六條ノ事由ニ因ラスシテ休職又ハ退職ヲ命スル必要アリト認メタルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ休職ノ場合ニ於テ豫メ期間ヲ定メテ具申スルコトヲ要ス

【公立學校職員分限令】

第三條　公立學校職員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ職ヲ免スルコトヲ得

一　不具廢疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

二　傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ免職ヲ願出テタルトキ

三　學校編制ノ變更ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

前項第一號ノ規定ニ依リ其職ヲ免スルトキハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ文官懲戒委員會、判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ文官普通懲戒委員會ノ審査ニ付ス

懲戒免官の場合

【小學校令】

第四十八條　市町村立小學校長及教員職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リタルトキ又ハ職務ノ內外ヲ問ハス體面ヲ汚辱スル所爲アリタルトキハ府縣知事ニ於テ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責・減俸及免職トス

【公立學校職員分限令】

第七條　文官分限令第九條及第十條ノ規定ハ公立學校職員ニ關シ之ヲ準用ス

（文官懲戒令一二・一三・二四・二五・二九乃至三四條規定參照）

當然退職の場合

【小學校令施行規則】

第百二十八條　市町村立正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス

一　當該學校ノ廢セラレタルトキ

二　休職期間滿チタルトキ

【公立學校職員分限令】

第四條　公立學校職員ハ廢職若ハ廢校ノ場合又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ當然退職者トス

第五條　第八條第一項第三號乃至第五號ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレ又ハ第八條第二項ノ規定ニ依リ休職ト爲リ滿期ニ至リタルトキハ當然退職者トス

【小學校令施行規則】

第百二十九條　市町村立小學校教員ニシテ免許狀剝奪ノ處分ヲ受ケ又ハ其ノ免許狀ニシテ效力ヲ失ヒタルトキハ當然其ノ職ヲ失フ

【刑法施行令】

第三十六條　六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者及ヒ舊刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公權ヲ停止セラレタルモノト看做ス

【舊刑法】

第三十三條　禁錮ニ處セラレタルモノハ別ニ宣告ヲ用ヒス現在ノ官職ヲ失ヒ及其ノ刑期間公權ヲ行フコトヲ停止ス

失職の場合

退職の事由と恩給との關係

三、退職の事由と恩給との關係

一、前述の如く退職には其の事由が種々ある。如何なる事由によるものも一樣に退職として、恩給法上同一の取扱ひを受くるを原則とする。但し、或る特種の事由による退職に限り恩給を受ける資格を失ふことゝした。そこで、退職には恩給を給與せられる退職と、然らざるものと二種類がある。前者を恩給法上「適法なる退職」又は「失格原因なくして退職したる者」といふ。

失格原因となる退職（12の場合）

適法の退職

(一)　恩給を給與されない退職

1、懲戒懲罰又は教員免許狀褫奪處分による退職

2、在職中禁錮以上の刑を受けたるものゝ退職

3、公務員が二つの官職を併有するときは一方の公務員を退職するも他の公務員（又は宮内職員）として在職するときの退職　(註)

(註)　總ての公務員を退職するまでは恩給は給與されない。（恩給法第五十二條一項第五十三條）

(二)　恩給の給與される退職

1、自己の便宜に因る退職

2、小學校令施行規則第百二十七條による免職

3、休職滿期に因る退職

4、教員免許狀褫奪處分によらない他の事由により免許狀が效力を失つたための失職

5、廢校・廢職又は定員減少に因る退職

6、學校編制の變更に因り過員を生じたるによる退職

7、不具癈疾により又は身體若くは精神の衰弱に因りて職務を執るに堪へざるによる免職

8、休職者復職したため其の代員を要せざるときの免職

9、諭旨免職

諭旨免職は法令上の言葉ではない。只免職の原因を特に言現はしたるまでゞあつて形式上は本人の願出による免職卽ち自己の便宜による退職なのである。

二、大正十二年の改正恩給法以前の恩給法規によれば、自己の便宜による退職は恩給の給與されない失格原因とされてゐた。

第二款　在職年計算上の通則

第一項　同一公務員としての在職年

一、引續いた在職年

恩給法第二十八條――在職年計算通則
施行令第三十五條――卽日又は翌日の再就職

一、公務員の在職年數は、普通恩給又は一時恩給の要件となるから之が年月數の計算に

従來の事故退職

引續いた在職年の計算

勤續在職年

ついても一定の規定を必要とする。公務員の在職年は之を同一公務員としての在職年と、異なる公務員としての在職年とに分けて考へなくてはならぬ。例へば教育職員としてのみ在職した場合と、始めは教育職員として在職し、後に文官又は待遇職員等として在職した場合の如きである。まづ同一公務員としての引續いた在職年の計算方法に付て說明しよう。

【例規】一、公立學校書記無給ノ在職年ハ恩給法上通算シ得サルモノトス

二、公務員ノ俸給及在職年ハ普通恩給又ハ一時恩給ノ要件ニシテ俸給ナキ在職年ハ恩給法上之ヲ願ミルコトヲ得ヌ故ニ無給公務員後ニ有給トナルモ無給期間ハ之ヲ除算スヘキモノトス

三、恩給法ニ於テハ兼任ノ在職年ハ願ミサルヲ以テ恩給ノ在職年計算上之ヲ通算スルコトナシ

四、教育職員ノ恩給法施行前ノ在職年計算ニ付年金タル恩給ヲ受クルノ權利ガ時效ニ罹リ消滅シタル場合ニハ其ノ恩給ノ基礎在職年ハ之ヲ除算スルモ退職給與金請求權カ時效ニ罹リタルトキハ其ノ退職カ瑕疵ナキ限リ其ノ基礎在職年ハ後ノ年金タル恩給ノ基礎在職年ニ通算スルコトヲ得ルモノトス

二、引續いた在職年卽ち勤續在職年とは、途中一度の退職をも挿まないものを云ふ。例へば、甲小學校訓導として就職したものが甲小學校訓導を退職した時の如き。又は途中乙小學校訓導に轉じ更に丙中學校教諭に轉任して丙中學校教諭を退職したる時の如き、幾回の轉任があつても轉任は之を退職とせず勤續と看做すのであるから最初の就職から最後の

退職までを引續いた一個の在職年とする。

勤續在職年の計算

三、右の如く引續いた(勤續)一個の在職年の計算は、之を就職の月から起算して退職又は死亡の月を以て終る。其の間の計算は暦による月計算である。それで、就職及び退職の月は一箇月に滿たないでも之を一箇月として計算する。例へば、大正十年二月二十八日に就職し大正十三年三月一日退職した者の在職年月數は、十年二月を一箇月として起算し、十年は十一箇月となり、十一年が一箇年、十二年が一箇年、十三年が退職の三月まで入れて三箇月、都合三年二箇月となる。

(註)　俸給の計算は就職の月は日計算でかつ辭令の日附の翌日から起算するが、在職年の計算は上述の如く辭令の日附の當日から起算する。例へば、三月三十一日附で任命されたときは、俸給は四月一日から支給されるが、在職年は三月の月も當然一ヶ月として計算される。

廢職廢校等によつて退職したる者が即日又は翌日再就職したとき

四、例外規定として注意せねばならぬことは恩給法施行令第三十五條の規定で、之に依れば廢官・廢職・廢廳・廢校又は官職名改定の際其の廢改に係る官職に在る者、又は定員の減少により退職したる者が、即日又は翌日他の官職に任せられたときは、引續いた即ち勤續在職年と看做されることである。但しこれは、廢官廢職定員減少等によつて當然退職した場合のことで、其他の理由で退職したものが、即日又は翌日再就職してもこれは勤續とは看做されぬ。(註一)

從來の取扱

五、然るに、從來の恩給法規ではこの點が區々に取扱はれてゐた。即ち、在職中に廢官廢職・廢廳・廢校等によつて當然退職した者が、即日他の在職年の通算される官職に任命せられたときは、之を轉任と看做し勤續在職とすることは同一であつたが(明治二十六年勅令第百九十八號明治二十七年文部省令第三號)翌日任命された者に付ては、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法、府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法では之を勤續として文部省は取扱ひ(註二)官吏恩給法では之を非勤續者として取扱つた。法理論から云へば、文部省の取扱ひは一應違法と見なければならぬが、事實論から考へると一日も間隙もなく在職してゐるのであるから、之を勤續と見ても宛ち不當とは云へない。そこで、この疑問を解き取扱ひを統一するため、施行令第三十五條の規定が設けられた。

休職滿期の翌日再就職したとき

今一つ疑問の起るのは、休職滿期の翌日に再就職したときは之を勤續と看做すべきかである。これに付ては、何等の推定規定もないからこれを勤續と看做すことは出來ない。何となれば休職滿期によつて一旦退職した以上は、よし即刻再就職したにしても其の間退職といふ事實によつて、前の在職と後の在職とは判然區別されるので、之を强ひて勤續在職

と看做すには、どうしても、廢官・廢職の翌日再就職の場合に於けるが如く、法律が特に之を勤續と看做すといふ一定の規定を必要とする。（註三）

（註一）施行令第三十五條に規定せられた以外の事由で退職したものが、即日又は翌日再就職したときは、勤續在職年（恩給法第五十二條の　とは言はれぬが、一日の間隙もなく前後の在職年が事實上接續してゐるのであるから恩給法第九十條の繼續せる在職年といふには差支へない。

（註二）小學校訓導廢校と共に自然退職となり翌日他の小學校訓導に任ぜられたる後病氣退職となりたる者は、小學校教員退隠料及遺族扶助料法第四條第二項の勤續者として處理すべきものとす。（大正四年文部省議決）

（註三）小學校訓導休職期間滿了の日の翌日に他の市町村立小學校訓導に任命された事案に對し、行政裁判所は之を退職と就職との間に毫も間隙ないが故に勤續なりとした。（大正六年二月十九日判決）

引續かない在職年の計算

二、引續かない在職年

恩給法第二十八條――在職年計算通則

一、引續かない在職年とは、一旦退職した者が同一公務員として再び就職して退職した場合の如く、切々の二個以上の在職年のある場合を云ふ。例へば、小學校訓導（教育職員）が一度退職した後、中學校教諭（教育職員）として再就職して退職した時、又は更に公立圖書館司書（教育職員）として再就職して退職したときの如きである。法文に再就職といふのは二度目の就職に限らず、三度目、四度目の就職でも同じく再就職と云つてゐる。

退職した月に再就職したとき

かゝる場合の在職年月數の計算は、曩に述べた如くして個々の在職年月數を計算して、之を合算したものが最後の退職當時の在職年月數となる。

退職した月と同じ月に再就職した時は、後の在職年の計算は、就職の月の翌月からする。蓋し、退職と再就職とが同一暦月内にあるときは、前の計算方法によると、その月は退職の月として一ヶ月、就職の月として一ヶ月、都合前後の在職年に二ヶ月として計算せられるから、この重複を避けるために再就職の月の翌月から起算するやうにした。

二、前後の個々の在職年を合算したものを以て、最後の退職當時の在職年とするのであるが、其れが恩給の基礎となるには、次の規定のあることに注意せねばならぬ。

一時恩給の基礎となる在職年

（一）一時恩給の基礎となる在職年

一時恩給の基礎となるべき在職年の計算に付ては、最早一度一時恩給の基礎となつた在職年月數は、再び一時恩給の基礎となる在職年に合算しない。例へば、在職五年十一ヶ月で退職したものは、この五年十一ヶ月が當時の一時恩給の基礎となつて、俸給月額の五倍に相當する金額を一時恩給として給與を受くることが出來る。――よし請求がな

前後の在職年を合算することは出來ない

かつたにしても――この者が公務員に再就職して四年十月で退職したときは、前後を合算して十年九ヶ月が此者の在職年となる。併し、一時恩給の給與に付ては、後の四年十ヶ月の在職年のみが基礎となるのであつて前在職年は合算しない。從つて、此の場合俸給月額の四倍に相當する金額の一時恩給しか受けられない。尙、この場合前在職五年十一ヶ月は五年に對しては一時恩給を得てゐるが十一ヶ月の端數に對しては何等一時恩給の基礎となつてゐないように考へられる。そこで、前在職の端數の月數は後在職年に通算してもよいようであるが、これは許されない。何となれば、在職五年も在職年五年十一ヶ月も恩給金額には變りはないにしても、後の場合は五年十一ヶ月が基礎になつてゐないとはいへない。

要するに、一時恩給は個々の在職年に對して、其の都度都度に給與されるものであつて在職年の合算といふ問題は起らない。そこで個々の在職年が三年未滿であるときは勿論、三年未滿の個々の在職年を合算すれば三年以上となつても一時恩給は給與されない。例へば、最初二年十一ヶ月在職して退職したものが、更に一年十月再在職して退職したときは、前後を合算すれば四年九ヶ月となるが、一時恩給は給與されない。連續在職年が三年以上でなければならぬ。尙は曩にも述べたが如く、茲に四年十月在職して退職したものに一時恩給を給與する場合に、一時恩給金額は俸給月額に在職年數卽ち四を乘じたものであるが、此の金額は在職四年十月に對する金額で、四年十月の內四年のみに對するものではない。從つて在職の月數(十月)も當然恩給の基礎となつてゐるから、この十月を次の一時恩給の基礎となる在職に合算することは出來ない。

【例規】恩給法施行後ノ在職年ニ付一時恩給ヲ給スル場合ハ本條(恩給法第二十八條第二項但書ノ規定ニヨリ一在職毎ニ一時恩給ノ給否ヲ決シ通算ヲ認メサル旨ト解スルガ故ニ一年未滿(改正法施行後ハ三年未滿トナル)ノ在職年ハ後ノ一時恩給ノ基礎トナルコトヲ得サルモノト解ス

普通恩給基礎となる在職年

前後の在職年月を合算す

(二)　普通恩給の基礎となる在職年

前在職が普通恩給年限に達せず、後の在職年と合算して始めて年限に達するときは、前後の在職年月數を合算したものを以て普通恩給の基礎在職年とする。例へば、在職十五年三ヶ月で失格原因なく退職して一時恩給を受けた者が再就職し一年九ヶ月で失格原因なく退職したときは、前後を合算して十七年を此の者の在職年として、普通恩給金額を算定する。それで、一時恩給を受けたこと、卽ち一時恩給の基礎となつた在職年は、

一時恩給の基礎となつた在職年は更に普通恩給の基礎となる在職年となる

消滅した一時恩給の基礎となつた在職年の通算

普通恩給の基礎となる在職年には何等の故障なく合算される。（註一、二）

（註一）改正法施行前は俸給百圓を受けるものが、在職十四年十一月で失格原因なく退職し千四百圓の一時恩給を受け、其の後、再就職して在職一ヶ月で（一日でも一月となる）失格原因なく退職したときは、前後の在職年月數を合算して十五年となるから最後の在職當時の俸給を基礎として普通恩給を受けることが出來た。言はゞ、一時恩給は貰ひ得であつた。そこで、普通恩給年限間際にある者でも一時恩給を得るため退職する者が多くなり、自然、一時恩給額の激増をきたした。於是、改正法では大正十二年の改正法施行前の如く、一時恩給を得た者が普通恩給を受けるようなれば、一時恩給は一定條件のもとにこれを返濟せねばならぬように改正した。

（註二）大正十年法律第二十號によつて小學校教員退隱料及遺族扶助料法第四條第三項が削除せられない以前は、退職給與金（一時恩給）を受けた者が、退隱料（普通恩給）を受けるやうになつたときは、最初十年間に、退職給與金として受けた金額だけ退隱料年額から控除せられたものである。

消滅した一時恩給の基礎となつた在職年月數と雖も、これを普通恩給の基礎となる在職年に合算することが出來る。（註三）（在職年除算規定參照）

（註三）從來の退隱料法時代では、一旦年金恩給權の基礎となつた在職の月數は、後の在職年數には算入せられなかつた。例へば、前在職十五年十ヶ月で退職し退隱料を受けたものが、再在職五年二ヶ月で退職したときは前在職は、これを十五年として、後の五年二ヶ月に合算するので二十年二ヶ月とかならなかつた。

三、休職期間中の在職年

恩給法第四十條ノニ——休職期間中の在職年計算

休職期間中の在職年の計算

施行令第十九條ノニ——休職期間中の在職年計算方法

一、休職中は職務を執らないにしても、依然として、其の官職に在るものであるから（註）引續いた在職年中に算入せられることは勿論、休職滿期前に復職すると復職後の在職年は、復職前の在職年と引續いた、所謂勤續在職年となる。

（註）【公立學校職員分限令第十條】休職者ハ職務ニ從事セス及俸給ヲ減セラレ又ハ之ヲ受ケサルノ外總テ在職者ト異ナルコトナシ【小學校令施行規則第百二十五條】休職者ハ職務ニ從事セサル外總テ在職者ト異ナルコトナシ但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラス

從前の退隱料及遺族扶助料法に於ける學校職員の在職年數算定に關する規定に於ては、明文を以て休職又は非職中の年月數を在職年に算入する旨を規定してゐた。（明治三十二年勅令第百九十六號）

二、前述するが如く休職者と雖も官職に在る點に於ては在職者と異ならないから休職期間中の在職年は等しく在職年にこれを算入した。思ふに、かゝる從來の取扱は現實に職務を執ることを要せない休職期間と、現實に職務を執らねばならぬ在職期間との間に不均衡がある。そこで、昭和八年の改正法では、休職期間中の在職は固より在職年には算入するが、休職期間を其のまゝ在職年に算入しない。換言すれば、休職期間一年を一年の在職年としては算入しないように改めた。即ち、これを半減することにした。例へば、病氣のた

め休職を命ぜられ、其の休職期間が一年であつたならば、恩給法上の在職年計算に於てはこれを六月として計算する。尚、月の半、例へば二月十日付で休職になつたとき、又は三月十五日付で復職したとき其の月(二月又は三月)は現實に職務を執ることを要する日のある月であるからこの月は半減されない。尚又休職の事由は種々あるがそれは一樣に取扱はれ半減されることには例外はない。

第二項　官職併有の場合の在職年

恩給法第二十九條――官職併有の場合の在職年計算

併職

一、官職の併有とは、一人の公務員が時を同じうして二つ以上の官(職)に就いてゐる場合を云ふ。例へば、府縣立師範學校長であつて同時府縣立高等女學校長である場合(東京府女子師範學校長某が東京府立第二高等女學校長であるが如き)、又は公立學校職員が在職のまゝ軍人として服役中の如き、若くは公立農學校長であつて府縣の產業技師(待遇職員)であるが如き場合である。斯く如く、獨立せる二つ以上の官職を併有する場合は各官職から俸給を受ける。

兼職

併職に似て非なるものに兼職がある。兼職の場合は兼職に對しては無給又は手當を給與されるのみで俸給を給せられることはない。例へば、府縣師範學校教諭が府縣立高等女學校教諭を兼任する場合は、師範學校教諭としては俸給を受けるが、高等女學校教諭としては無給又は相當の手當を受けるのである。かゝる俸給を受けない兼職については、本法は一切これを不問とする。從つて、兼職の在職年が除算されることは勿論である。蓋し、本法が特に併有といふ言葉を用ひた點は、各官職が併行の狀態にある場合を意味し、兼職の場合の如く一方が本務であつて一方が兼務であるが如き主從の關係にない場合をいふ。

兼職の場合は任某師範學校教諭兼某高等女學校教諭であつて、併職の場合は任某師範學校教諭――任某高等女學校教諭の二つの辭令書になる。

官職併有の場合は利益なる在職年に依る

二、右の如く、官職を併有する場合は其の併職期間は在職年が重複してゐる。例へば、府縣技手で府縣產業技師である場合は、同一期間が文官としての在職年にもなれば、又待遇職員としての在職年ともなる。この重複せる在職年を、共に通算することが出來るとしたら、十年間府縣の技手と產業技師を併職したとすると、二十年在職したことになつて如何にも不合理であるから、いづれか一方の官職の在職年のみしか取らせないことにした。而して、いづれの官職の在職年によるも一般の場合同一であるが、たゞ一方の官職に加算年又は除算年のある場合に他の官職の在職年との間に差等がつく。例へば、文官が在職の

在職年の通算されない官職併有の場合

ままで（休職）軍人として戰地に四年從軍したときは、從軍期間は文官としてはたゞ事實上の四年の在職年しかないのであるが、軍人としては從軍加算年が加入せられて（第三十二條）從軍期間四年は十六年の在職年となる。この場合、軍人の在職年をとるか文官の在職年をとるかは大いに違ひがある。そこで、斯る場合は在職年計算に就て利益なる一方を取ればよいことになつてゐる。

茲に注意すべきことは、官職併有の場合、利益なる一方の在職年をとれといふことは、在職年の通算の出來得ることを前提要件としてゐる場合である。從つて、昭和八年の改正法施行前の教育職員の在職年の如く、軍人其他の者との在職年の通算されないものには、この恩給法第二十九條を適用することは出來ない。例へば、教育職員が軍人として召集されて戰地に二年從軍し、歸還後引續き教育職員として在職したとする。この場合、從軍期間は教育職員と軍人との二官職を併有してゐるので、教育職員としての在職年としては、事實上の二年しかないが、軍人としては加算年があるので從軍期間二年は八年の在職年となる。そこで利益なる軍人の在職年を取れば都合がよいが、これをとることは出來ない。

三、前述の如く、在職年の通算されない官職を併有する場合は、利益なる一方を取ることが出來ないので茲に面倒な問題が起る。例へば、教育職員が在職のまゝ軍人として從軍したときには、折角利益のある軍人の在職年によることが出來ないから、軍人として從軍したことは恩給法上在職年の計算について何にもならないことになる。すると、教育職員にとつて非常に不利益となる。そこで、この場合、軍人の在職年を獨立せるものと看做して、特に軍人の在職に對しては軍人としての恩給を給するより外は仕方がない。かくすると又從軍期間は教育職員としての在職年にも計算され、軍人としての在職年にも計算されて、一つ在職年が二重に計算されて恩給法第二十九條の規定に背するやうになるが、在職年の不通算から來る自然の結果で仕方がない。

教育職員の在職年不通算の廢止

四、教育職員も昭和八年の改正法によつて、軍人、其の他一般公務員との在職年の通算關係が認められるようになつたので、前述の如き不合理は今後は無くなつた。

（例一）設例の如き文官として在職中のもの軍人として從軍し、除隊後引續き文官として在職し失格原因なく退職し文官としての恩給を給與する場合の在職年の計算は、文官最初五年、次に從軍期間二年は軍人の在職年八年を取り、次に文官四年の在職年を通算して十六年とする。尙ほ、この場合、軍人の恩給を給與する場合の在職年計算は最初文官五年次に軍人八年を通算して十三年とする。

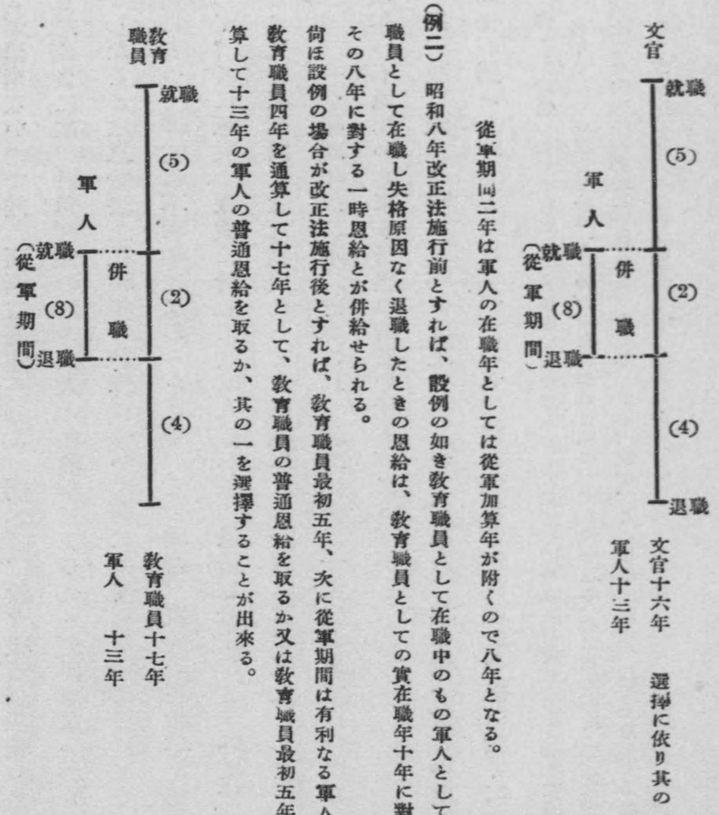

從軍期間二年は軍人の在職年としては從軍加算年が附くので八年となる。

（例二）昭和八年改正法施行前とすれば、設例の如き教育職員として在職中のもの軍人として從軍除隊後引續き教育職員として在職し失格原因なく退職したときの恩給は、教育職員としての實在職年十年に對する一時恩給と軍人としての八年に對する一時恩給とが併給せられる。

尙ほ設例の場合が改正法施行後とすれば、教育職員最初五年、次に從軍期間は有利なる軍人の八年を取つて、後の教育職員四年を通算して十七年として、教育職員の普通恩給を取るか又は教育職員最初五年、次に軍人の八年を通算して十三年の軍人の普通恩給を取るか、其の一を選擇することが出來る。

前設例の場合は、併有する各官職に付て、其の退職の時期が異なる場合であつたが、同時であるも理論には變りはない。たゞ一方の官職を退職しても一方の官職にある間は退職した官職に對する恩給請求權は發生しない。

第三項　異なる公務員としての在職年

通算の意義

一、公務員相互間の在職年通算

恩給法第二十八條——在職年通算の通期
恩給法第三十條——軍人及警察監獄職員恩給に付其の在職年計算特別規定

一、茲にいふ在職年の通算とは、一人の公務員が前後に於て異なる公務員として在職した場合に、異なる各職の在職年を合算して一つの在職年とすることである。例へば、始め教育職員として五年在職して退職したものが、其の後待遇職員として四年、更に文官として八年在職して退職したとき、此の者に文官としての恩給を給與する場合に、文官としての八年のみが此者の在職年となるのみではなく、教育職員の五年、待遇職員の四年をも通算して十七年が文官としての在職年となる。かくの如く、文官・軍人・教育職員・警察監獄職

員・待遇職員の各職間の在職年は、一定條件のもとに、(註)これを通算することが出來る。これは、大正十二年の改正恩給法が從來の法規を合同した結果で、公務員にとつては普通恩給を受くる機會が多くなつたわけである。

警察監獄職員又は軍人の在職年に他の公務員の在職年を通算する場合

二、異なる公務員相互間の在職年を通算するに當つて、著しく普通恩給最短年限を異にする者の間にあつては、これを、そのまゝ通算するときは不公平が起きてくる。例へば、軍人(下士官以下の軍人)、警察監獄職員は十二年を以て、一般軍人は十三年を以て、文官・教育職員・待遇職員は十七年を以て、普通恩給年限とする。この恩給年限を異にする各職間の在職年を同一に取扱ふことになると、教育職員として、十一年在職したものが警察監獄職員として一年在職すれば警察監獄職員としての普通恩給を受けることが出來て、各公務員の普通恩給年限に差等のあることが意味なさない結果ともなる。そこで、本條の規定が設けられた。即ち、軍人又は警察監獄職員の在職年に他の公務員の在職年を通算する場合は、恩給法第三十條の規定によつて、軍人(下士官以下)又は警察監獄職員の恩給の基礎となるべき在職年を計算するには、十二年(準士官以上の軍人は十三年)に達するまでは、軍人又は警察監獄職員以外の他の公務員としての在職年は其の十分の七の割合を以て通算する。

軍人警察監獄職員の在職年を他の公務員の在職年に通算する場合は、在職年の十分の七の割合で通算されるのはない

改正法施行前の在職年の通算

(設例)　最初警察監獄職員として五年、次に教育職員として十年、更に軍人として三年在職して退職した者が軍人の恩給を受ける場合、其の恩給の基礎となる在職年を計算するには、先づ軍人固有の在職三年に警察監獄職員の五年を加へて八年とし、軍人(下士官以下)の普通恩給年限十二年から、この八年を控除して四年を、教育職員の在職年を以て充當する。前述するが如く、教育職員としての在職一年を軍人としての在職一年として計算することは出來ない。軍人の四年は教育職員約六年(五年八月)に相當するから、教育職員の在職十年から六年を引いて軍人の在職十二年とし、其れ以上の在職年は一年を一年として計算してよい。それで教育職員の在職十年の内六年を引いた四年は軍人の在職年四年として通算することが出來る。結局此の場合軍人の在職年は十六年となる。軍人として固有の在職年又は警察監獄職員の在職年を通算して十二年以上となるときは、文官教育職員待遇職員としての在職年も其のまゝ控除せず通算してよい。

二、改正法施行前の教育職員と他の公務員との在職年の不通算

一、改正法施行前は恩給法第九十九條の當分規定によつて、獨り教育職員の在職年のみは、他の公務員即ち文官(教育文官を除く)・軍人・警察監獄職員・待遇職員の在職年と相互に通算されなかつた。それが、今回の改正法によつて恩給法第九十九條が削除せられたので教育職員の在職年も、廣く一般公務員の在職年との間に相互の通算關係が認められるようになつた。かつ、改正法はこの通算關係を現行法施行當時、即ち大正十二年十月一日以降に遡つて認めることを原則とした。しかしこの原則に對しては二三の例外も認めた。

二、恩給法第九十九條削除の結果は、改正法施行前の教育職員の在職年と他の一般公務員の在職年との通算關係が愈〻複雜となつた。（今後不明瞭の箇所も起つて來るように思はれる）左に一般的に注意すべき事項に付て說明して置かう。

1、現行法以前（大正十二年九月三十日以前）の教育職員の在職年と同日以前の一般公務員の在職年の通算は（それが現行法施行當日前後に繼續せざる限り）從前の規定（退隱料法）によつて決定せられる。（四四頁以下參照）

2、現行法施行後（大正十二年十月一日以降）の教育職員の在職年は、同日以後の一般公務員の在職年と相互に通算される。換言すれば、改正法によつて、大正十二年十月現行恩給法制定當時に遡つて、恩給法第九十九條の制限がなかつたと同樣の取扱ひを受ける。但し、大正十二年九月三十日以前の在職年と雖も現行恩給法施行の際（大正十二年十月一日）現に在職する者に付ては其の在職に繼續する在職に限り、大正十二年十月一日以前の在職年も廣く一般公務員の在職年と通算することが出來る。（恩給法第九十條第一項、改正法附則第十九條）

3、右の通算關係について例外をなす場合がある。次の如くである。

㋑　現行法施行後（大正十二年十月一日以降）恩給法第九十九條の規定によつて、現實に差額停止の利益を受けた期間の在職年は、大正十二年十月一日以後の教育職員の在職年でも一般公務員との在職年との通算が認められない。たゞこの期間の在職年は從來から認められた範圍の在職年との通算しか認められない。

（例）教育職員の普通恩給を受ける者が、大正十二年十月以降に教育職員として再就職して、再在職年中は普通恩給は差額停止を受けつゝ大正十四年九月まで再在職三年で退職した。其の後大正十五年七月再び非教育文官として再就職し四年在職して退職した。この者が更にまた昭和五年八月より差額停止の利益を受けずと（高俸給のため教育職員の普通恩給は全部停止された）教育職員として二年在職て退職ししたとする。この者の在職年の通算關係はまづ最初の教育職員として再在職三年は大正十二年十月以降の在職年でも恩給法第九十九條の規定によつて、差額停止の利益を受けた在職年であるから非教育文官の在職年と通算されない。しかし。最後の再在職二年は差額停止の利益を受けなかつた在職年であるから非教育文官との通算が認められる。

㋺　改正法施行後（昭和八年十月一日以降）に於ても、從來から差額停止の利益を受けてゐる官職にあるものは、其の引續たる官職を退職するまでは、其の在職期間は恩給法第五十八條の適用を受けない。そこで、改正法施行後の在職年と雖もこの第五十八條の恩給全額停止の規定の適用を受けなかつた期間の在職年は、一般公務員との在職

年との通算が認められない。

教育職員として特に注意すべきこと

4、準教育職員の在職年も半減せられて、教育職員の在職年に通算せられる。そこで、恩給法第四十二條第四號に定むる要件を具ふる限り、其の在職年は教育職員の在職年にも他の公務員の在職年にも通算される。而して、其の通算される在職年は大正十二年十月一日以後の在職に係るものは勿論、同日前の在職に係るものと雖も大正十二年十月一日の在職に繼續する部分に限つて、其の後の他の公務員の在職年に通算される。

5、玆に特に注意すべきことは上述の如く、改正法は大正十二年十月一日に遡つて、廣く、一般公務員との在職年の通算關係を認めることになつた。そこで既に改正法施行前に退職してゐる者でも改正法の規定によつて改算すれば新に普通恩給年限に達したり、又は在職年が延長したりするので、新に普通恩給を受ける權利が發生し又は普通恩給改定の問題が起るのではないかの疑問が生ずる。これに對しては、恩給局は、改正法附則第二條によつて、改正法施行前退職し既に恩給の確定せるものに對しては改正法の新規定を適用しないことにしてゐる。しかし、これ等の者も改正法施行後再就職して退職したときは新規定によつて、在職年の通算が認められる。

教育職員と宮内職員及び準教育職員との在職年の通算

三、宮内職員及び準公務員の在職年の通算

恩給法第四十二條――宮内官準公務員の在職年通

現行恩給法では、公務員相互間の在職年を通算するのみでなく、宮内省恩給令による宮内職員の在職年及び準公務員の在職年も一定の制限（恩給法第四十二條）のもとに通算される。例へば、準教育職員たる准訓導、助教諭心得、又は教諭心得等が引續き教育職員たる訓導、助教諭又は教諭となつたときは、教育職員としての就職に接續する準教育職員の勤續年月數は二分の一、（卽ち二年なれば一年）教育職員の在職年に通算される。準教育職員として五年在職して退職し其の後再び準教育職員としての五年の在職は通算されない。（接續せる在職年百七十一頁參照）（註）合は、最初の準教育職員としての五年の在職二年で引續き教育職員となつた場

（註）昭和八年改正恩給法施行前は、教育職員は恩給法第九十九條の規定のため、宮内職員又は準公務員との間に通算が認められなかつた。從つて、準教育職員が引續き教育職員となつたときでも準教育職員の在職年は通算されない。例へば、公立學校の准訓導又は教諭心得として六年在職したものが、在職中に資格を得て引續き訓導又は教諭となつて十四年在職して退職しても、準教育職員の在職年が通算されないから普通恩給年限に達せずして退職したことになり、普通恩給は給與されなかつた。しかしこれ等の場合も改正法施行後は全部通算されることになる。

大正十二年の改正恩給法から宮内職員の一員たる學習院職員の在職年だけは、教育職員の在職年に通算が認められた。

第三款　在職年の加算規定

第一項　加算の意義

加算年の意義

一、在職年の加算とは、事實上の在職年に計算上の在職年月數を算入することである。この計算上の在職年を加算年と云ふ。

或る在職年に對し加算年を附するの理由は、或る事實上の在職が激務又は難務若くは危險を伴ふ所の勤務で、普通職務に較べて執務者の能力の毀損が著しく大であるので、其の塡補を在職年數に於てせようといふのである。（註一）

職務を以て勤務する場合

右の如く、其の職務に對する加算であるから其の職務を以て激務・難務其他危險を伴ふ勤務に服した場合にのみ加算年の規定の適用がある。されば、職務外の行爲を以てその勤務に服したとて加算のあるべきものではない。例へば、航空加算に於て其の職務を以て飛行機に乘つた場合、換言すれば、飛行機に乘ることを職務としてゐる者が乘つた場合にのみ航空加算規定の適用があるので、敎官其の他の軍人が好奇心又は見學のため乘つたにしても加算年はない。尙ほ又、從軍加算でも職務を以て從軍した場合に限るから敎育職員が在職のまゝ軍人として召集され從軍したときの如きは、敎育職員としての職務を以て從軍したのでなくて、軍人としての職務を以て從軍したのであるから、從軍期間中は軍人の在職年には加算年があるが、敎育職員としての在職年には加算はない。

實在職年

恩給法上、公務員の在職年はこの加算年を加へたものを云ふ。併し、特に實在職年といふときは加算年を加へない事實上の在職年のみをいふ。

加算年は事實上の在職年に從たる關係に立つて之を算入するものであるから常に事實上の在職年と其の運命を共にする。（註二、三）

（註一）休職中は職務を執らないから加算年はつかない。

（註二）敎育職員には從軍加算・航空加算・潛水加算等の加算規定の適用のない。例へば、短期現役兵として服役中の小學校敎員が戰地に從軍したときは、從軍期間中は、軍人としては加算年があるが、敎育職員としては只の在職年が繼續するのみである。斯くの如く、官職併有のため同時に二つの在職年のある場合は、在職年の計算については利益なる一方を取ればよいから（第二十九條）、加算年のある軍人の在職年をとるのである。

（註三）從來の恩給法規では、從軍加算年と在勤加算年との二種類しかなかつたのを、大正十二年の改正恩給法から新に航空・潛水・外國交戰擾亂地・邊隊不健康地勤務の加算年等が認められた。尤も加算年に關する改正規定は大正十二年の改正法施行後事由の發生したものに限る。其れ以前のものは從來の加算規定によらねばならぬ。

第二項　加算年の種類

一、邊陬又は不健康の地域在勤加算

恩給法第三十八條――邊陬不健康地加算
施行令第十五條――地域不健康
施行令第十六條――加算年の計算

邊陬不健康地の加算

一、邊陬又は不健康の地域に、在勤することの不利益なことは言ふに及ばぬことである。しかして、如何なる地域が邊陬の地であり又は不健康地であるかは、程度の問題で至つて不明である。故に、勅令を以てこれが地域を指定してゐる。（施行令別表第二號）

加算率

この指定された地域に一年以上在勤したときは、其の地域によりて、一ヶ月に付三分の一ヶ月、又は三分の二ヶ月の加算年がある。引續き一年以上在勤することを前提要件としてゐるので、二回の在勤では一年以上となつても、一回の在勤では一年未滿であるときは加算年はない。

相互の轉任

二、邊陬不健康地から邊陬不健康地に轉任したときは勿論引續いた在勤となる。其の相互の地が加算率を異にする場合に、同曆月内に轉任のあつたときは其の月は常に加算率の多い方による。例へば、三分の二ヶ月を加算せられる北海道占守島の小學校教員が二分の一ヶ月を加算せらる北海道根室島の小學校に十一月十一日轉任したときは、十一月の月は占守島の加算率卽ち三分の二ヶ月を加算する。

在勤の意義

三、在勤とは、其の地に在住して勤務することである。休職中は、其の職務を執らないから在勤とは言はれない。蓋し、公務員は其の任地に在住して勤務することを原則とするが、時に、學事視察などのため出張して其地域に在住しないこともある。しかし、出張は一時的のものであるから依然在勤してゐるものと看做して加算年を附ける。但し、九十日以上の長期に亘つて其の地域を離れた場合は、特に恩給法施行令第十六條の規定によつて、全く、邊陬又は不健康地域を離れた月には加算がない。加算年の計算に付ては恩給法第四十條並に恩給法施行令第十六條の規定に從ふべきである。

加算年の計算

【例規】　恩給法施行前ヨリ本條ニ規定スル邊陬又ハ不健康ノ地域ニ在リテ引續キ一年以上在勤シタルトキハ恩給法施行ノ月ヨリ退職ノ月マデノ邊陬又ハ不健康地域在勤期間ニ對シ加算ス

【例規】　恩給法施行令別表第二號表中ニ謂フ五里以上ノ地方ト以内ノ地方トノ區別ハ停車場ノ中心點ヨリ半徑五里ヲ以テ劃シタル圓ノ内外ヲ以テ區別スベキモノトス

【例規】　恩給法施行令別表第二號表列記中都市ヲ以テ指定シタルモノニ付テハ其ノ加算地域ハ大體ニ於テ其ノ都市ニ所在スル本邦官廳ノ管轄區域ヲモ含ムモノトス

二、植民地在勤加算

恩給法第九十一條――植民地加算
施行令第三十二條――加算年の計算

植民地在勤加算

加算率

一、內地人卽ち朝鮮人・臺灣本島人・樺太土人などでない日本人が、朝鮮・臺灣・樺太・關東州・南洋群島の如き植民地に、一定期間以上引續き公務員として在勤するときは、其の在職一月に付半月を加算せられる。そこで、植民地の敎育職員又は文官は、十一年四ヶ月在職すれば、十七年在職したことになつて普通恩給を受けることが出來る。

要件

二、右は一定期間以上引續き在勤することを要件とするもので、敎育職員又は文官にあつては四年以上でなければならぬ。四年未滿の在勤では加算規定の適用はない。尙植民地加算年のある場合、他の加算年も同時に附けられるときは、恩給法第四十條の規定によつて最も利益な一つ加算年のみをつける。此の場合の加算年の計算は、恩給法第四十條並恩給法施行令第三十二條（施行令第十六條の準用）によるべきである。

三、其の他の加算

其他の加算

一、從軍加算（恩給法三十二條）

二、外國交戰地擾亂地域在勤加算（恩給法第三十三條）

三、戒嚴地勤務加算（恩給法第三十四條）

四、外國鎭戍勤務加算（恩給法第三十五條）

五、航空勤務加算（恩給法第三十六條）

六、潛水艦勤務加算（恩給法第三十七條）

七、不健康業務服務加算（恩給法第三十八條）

八、遠洋航海海上勤務加算（恩給法第三十九條）

九、國境警備・理蕃勤務加算（恩給法第九十二條）

現行の職制上、敎育職員が、職務を以て右に掲げたやうな勤務に服することは、先づ、無いと云つてもよい。從つて、これらの加算年の規定の適用を受けることはないから說明を省略して置く。

第三項　敎育職員の從來の加算年規定

既に述べた如く、本法施行前、卽ち大正十二年九月三十日以前の在職年の計算は從來の規定による。從つて、加算年の計算も從來の規定によらねばならない。そこで、從來の敎

育職員の加算年規定に付て説明してみよう。

公立學校教員退隱料法の加算規定

一、府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法の適用を受ける教育職員の加算年には次のものがあつた。

1、從軍加算

教育職員が職務を以て從軍したときは、これに從軍加算年を附する。從軍加算の規定はあつたが、教育職員として從軍することは今日まで皆無であつた。教育職員が在職のまま軍人として從軍したときは、軍人の在職年に付ては、從軍加算があるが教育職員の在職年には從軍加算はない。

2、在勤加算

市町村立小學校教員退隱料法の加算規定

朝鮮又は臺灣の公立學校職員で、官吏たる者は（明三三法七七・明四一法二・明四〇法四八）三年以上引續き其の地域に在勤したときは在職一月に付半月を加算した。（明三三法七五準用）

二、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法の適用を受ける教育職員の加算年には次のものがあつた。

1、從軍加算

教育職員として從軍したときの加算年で實際適用された場合はなかつた。

2、在勤加算

樺太廳立及び樺太公立小學校正教員（校長・訓導）たる者は三年以上引續き在勤したときは在職年の計算に於て、其の實在職年一月に付半月を加算した。（明四一法三五・明三三法七五）

第四款　在職年の除算規定

恩給法第四十一條――在職年の除算

第一項　除算される在職年

除算の意義

在職年の除算とは、或る事實上の在職年が恩給法上の在職年計算に付て控除せられることである。換言すれば、事實上の在職年月數が或る理由のもとに恩給法上の在職年とならぬことである。如何なる在職年は控除せらるるかといふに、

消滅した年金恩給の基礎となつた在職年

一、普通恩給又は增加恩給を受くる權利が消滅した場合に其恩給の基礎となつた在職年

普通恩給又は增加恩給を受ける權利が時效・處刑・國籍喪失によつて消滅したとき、其の消滅した恩給の基礎となつた在職年は、爾後恩給法上の在職年として用をなさない。再言すれば、恩給法上の在職年としての價値を失ふ。例へば、教育職員として十七年在職し失

格原因なく退職して普通恩給を受けてゐたが、外國に歸化（國籍喪失）したため普通恩給を受ける權利を失ひ、其後日本人たる身分を取得（國籍取得）し、再び教育職員として就職し五年在職して退職した時は、前在職十七年と後の在職五年とを合せて二十二年がこの者の事實上の在職年である。然るに、前在職十七年は國籍喪失といふ原因によつて、權利の消滅した普通恩給の基礎となつた在職年であるから恩給法上の在職年からは除算する。故に、此の者の在職年は後の五年しかない。

消滅した一時恩給の基礎となつた在職年は除算されない

上述の如く、普通恩給又は增加恩給の基礎となつた在職年は、其の恩給權が消滅した時は爾後在職年から控除されるが、一時恩給の基礎となつた在職年は、其の一時恩給請求權が時效（註）によつて消滅した時でも控除されることなく有效な在職年として通算される。例へば、五年在職して失格原因なく退職した者が、退職後七年間一時恩給の請求しないで、その儘にして置いて、其後再就職し十二年在職して失格原因なく退職したときは、前在職五年は一時恩給の基礎となつた在職年で且つ時效によつて消滅した恩給の基礎となつた在職年であるから、控除さるべきものゝやうであるが、併し、消滅した一時恩給の基礎となつた在職年は、在職年計算に於て除算されることなく完全に通算される。それで、この場合前後を通算すると十七年になるから普通恩給を受くることが出來る。

（註）一時恩給を受くる權利は時效以外の事由では消滅することはない。年金恩給を受くる權利が一定の處刑又は國籍喪失等の原因によつて消滅するものと異なる點である。

【例規】俸給ノ支給ヲ受ケサル兼務ノ在職年ハ之ヲ通算セス

【例規】公立學校書記無給ノ期間ハ恩給法上ノ在職年計算ニ付通算スルコトヲ得ス

【例規】小學校教員ガ教員ヲ目的トスル私立ノ學校ニ入學スル爲小學校令施行規則第百二十七條ニ依リ休職ヲ命セラレ其ノ休職期間ヲ當該學校在學中ト定メラレタルモノ恩給法施行前ニ自己ノ便宜ニ因リ當該學校ヲ退學シ之カ爲休職滿期トシテ自然退職シタル場合ハ休職滿期ニ因ル退職ナルヲ以テ自己便宜退職ニ非サルカ如キモ其ノ休職滿期ハ本人ノ意思發動ニ基ク效果ニシテ自己便宜退學カ休職滿期ノ原因ヲナスヲ以テ小學校教員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ其ノ在職年ヲ除算スヘキモノトス

【例規】教育職員ノ恩給法施行前ノ在職年計算ニ付年金タル恩給ヲ受クルノ權利カ時效ニ罹リ消滅シタル場合ニハ其ノ恩給ノ基礎在職年ハ之ヲ除算スルモ退職給與金請求權カ時效ニ罹リタルトキハ其ノ退職カ瑕疵ナキ退職ナル限リ其ノ基礎在職年ハ後ノ年金タル恩給ノ基礎在職年ニ通算スルコトヲ得ルモノトス

失格原因により退職したときの在職年

二、第五十一條の規定に依り公務員が恩給を受くる資格を失つたときの在職年

恩給法第五十一條の規定によれば懲戒・懲罰若は教員免許狀褫奪處分によつて退職したとき、又は在職中禁錮以上の刑を受けたときは、其の引續いた在職に付き恩給を受くることが出來ない。所謂失格原因による退職は其の引續いた在職年が無效となる。この無效と

なつた在職年は其の折無效であるのみでなく、其の後に於ても常に無效であつて在職年として計算せられることはない。例へば、中學校教諭が在職七年で懲戒免職となり、其の後（註一）再び中學校教諭として就職し、再在職十年で此度は失格原因なくして退職したときは、事實上は十七年在職してゐるが、前在職七年は懲戒免職となつたときの在職に引續いた在職年であるから恩給法上の在職年としては除算せられる。この教諭の恩給の基礎となる在職年は十年にしかならぬ。茲に注意すべきことは、失格原因によつて退職したとき其の在職に引續いた在職年が除算され、其の在職と全然離れてゐる在職年は控除されない。設例によれば次の如くなる。

設例一
- 任小學校訓導 依願免職 ―― 有效……通算
- 任中學校教諭 懲戒免職 ―― 無效……除算
- 任農業學校教諭 依願免職 ―― 有效……通算

設例二
- 任小學校訓導 任中學校教諭 任農學校教諭 懲戒免職 ―― 無效……除算
- 任小學校訓導 任中學校教諭 任農學校教諭 轉任 ―― 無效……除算

轉任は引續いた在職となるのである。

右の設例は、大正十二年改正恩給法施行後の在職についてであつて、施行前の在職に付ては、從來の規定によらねばならぬ。（註二）

（註一）懲戒免職となつたときは、二箇年を經過せねば教員の職に就くことが出來ない。（公立學校職員分限令第十條、小學校令施行規則第百四十三條）

（註二）從前の恩給法規では、一度失格原因で退職したときは其の引續いた在職年は勿論、其の以前の在職年の總べてが消滅した。所謂在職年から除算された。

刑期中の在職年

三、在職中二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられた場合其の刑の執行中の在職年

在職中禁錮以上の刑に處せられたときは、其の引續いた在職に付て恩給を受ける資格を失ふものであること、即ち在職年が無效になることは、第五十一條の規定によつて明かであり、且つ、禁錮以上の刑に處せられたときは、大抵の公務員は其れを理由として退職となる。獨り、軍人は禁錮以上の處刑があつても退職（免官、退役）とならないで在職のまゝ刑期に服することがある。そこで、この刑期中の在職年月數を如何にすべきかといふ問題が起る。是に於て、刑期中は事實上本來の職務に服してゐないのであるから、恩給の基礎となるべき在職年から除算される。

教育職員は在職のまゝ禁錮以上の刑に服することはないのであるから、別に關係はなし。（註一、二）

（註一）教育職員が禁錮以上の刑に處せられたときは當然退職者となる。（公立學校職員分限令第四條、刑法施行法第三十七條、舊刑法第三十三條）

（註二）教育職員在職のまゝ軍人として服役中、陸海軍刑法によつて一年未滿の禁錮の刑に處せられても其の職を失ふことはない。但し、一年以上の禁錮に處せられたときは、之がため其の職を失ふ。（舊刑法第三十三條）

【例規】在職中懲役ニ處セラレタルトキハ刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル場合ニ於テモ恩給ヲ受クル資格ヲ喪失ス、刑ノ執行猶豫ノ取消サルヽコトナクシテ猶豫期間ヲ經過スル資格ヲ回復スルコトナシ

【例規】本條第一項第二號（又ハ恩給法第九條第二號）ニ依リ恩給ヲ受クル資格（若ハ權利）ヲ失ヒタル者カ非常上告又ハ再審判決ニ依リ原判決破毀セラレ右條項ニ該當セサルニ至リタル場合ニ在リテハ當然恩給ヲ受クル資格（若ハ權利）ハ原狀ニ回復シ原判決確定ノトキニ遡リ恩給ヲ給スヘキモノトス

在職中職務に關する犯罪で處刑されたときの在職年

四、公務員退職後在職中の職務に關する犯罪（過失犯を除く）につき禁錮以上の刑に處せられたときは、其の犯罪の時を含む引續きたる在職年月數

本號は改正法が新に加へたる事項である。改正法施行前は一般の公務員は在職年中禁錮以上の刑に處せられたときは其の引續きたる在職につき恩給を受ける資格を失つたが、（恩給法第五十一條第一項第二號）退職後であれば、在職中の犯罪で一定の處刑を受けても失格することはなかつた。そこで、處刑がありそうな場合は判決確定前に退職すれば失格することを免れた。かく、在職中判決が確定すれば當然失格するのに判決確定前に退職すれば失格しないで恩給權を發生する。これはいかにも不當であるといふので、改正法は退職後に於いても同樣の事情が生じたときは失格又は失權するように規定を設けたのである。（恩給法第九條第二項參照）

（設例）㋑教育職員として、引續き五年在職中の者が在職中、職務に關する犯罪で在職中、禁錮以上の判決を受けたときは、この引續きたる五年の在職年に對しては、恩給法第五十一條第一項第二號の規定によつて一時恩給を受ける資格を失ひ、且つ、恩給法第四十一條第一項第二號の規定によつて後日如何なる場合にも、この五年の在職年は在職年計算から除算される。

㋺前例の場合に於て、退職後、判決が確定したとすれば五年に對する一時恩給はこれを受けたにしても、恩給法第四十一條第一項第四號の規定によつて、將來この者の在職年を通算する場合、この在職五年は常に除算せられる。

尙ほこの場合在職年が十七年以上である場合は一應普通恩給權は發生して普通恩給は受けることは出來ても、判決確定したる月の翌月から失權することになる。（退職當時に遡及して失權するのではない。）

不法に職務を離れたときの在職年

五、公務員が不法に職務を離れた月から職務に復した月までの在職年

公務員が適法に其の職務を離れること、即ち休職中とか、病氣のため療養中とか、產前產後の休養とかは、たとへ、長期に亘るものでも其の期間は當然在職年に計算せられる。

宮内省恩給令によつて除算される在職年

されど、不法に其の職務を離れたときは其の職務に復した月まで、其の期間だけ在職年から除算する。この事例は軍人の逃亡したときに往々起る問題であるが、教育職員等に於ても、無屆又は無許可で任意に其の職務を離れたときはこの規定が適用せられる。

六、宮内職員として在職年月數で宮内官の恩給規程で除算せらるべき在職年

大正十二年の改正恩給法からは、宮内職員の在職年も公務員の在職年に通算せられるので、宮内職員の在職年を通算するときは、宮内官の恩給規程で除算せらる在職年は（註）公務員の在職年に通算せられない。例へば、學習院教授（宮内職員）が教育職員となつた場合に、宮内官の恩給規程で除算せられる學習院教授の在職年は教育職員の在職年に通算せられない。

（註）宮内省恩給令による宮内職員の在職年の除算規定も本法の其れと同一である。

第二項　教育職員の從來の除算年規定

從來の除算規定

大正十二年の改正恩給法施行前の從來の恩給法規は、除算年に付て一般に嚴格であつた。例へば、官吏恩給法では二十歳未滿の文官の在職年は除算することになつてゐた。又、教育職員を始め大抵の公務員は自己の便宜に依つて退職したときはそれ以前の在職年全部が除算せられた。然るに、現行恩給法では前項に掲げた在職年のみが除算せられのて、自己の便宜に依つて退職したときの在職年も當然在職年として通算せられる。既に、屢々述べた如く、大正十二年九月三十日以前の在職年に付ては、從來の法規に從はねばならぬから、從來の除算規定についても一應の説明をして置かう。

公立學校職員退隠料法に於ける除算規定

一、府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隠料及遺族扶助料法の適用を受くる教育職員の除算年（註）公立學校職員退隠料及遺族扶助料法ニ於ケル學校教員ノ資格及在年算定ニ關スル件（明三二、勅一九六）

1、左記の原因によつて退職したときは、其の退職に繼續した在職年は勿論其の前の凡ての在職年月は在職年計算について除算する。

イ、自己の便宜に因る退職（公立學校職員分限令第三條第二號ノ後段）

ロ、懲戒免職（公立學校職員分限令第七條ニヨリ文官分限令第九條第十條ノ準用）

ハ、禁錮以上の刑に處せられたときの當然退職（公立學校職員分限令第四條

ニ、失職（註）教員免許狀が失效したときは其の職を失ふ

2、恩給若くは退隠料を受くべき職に在る者で、府縣師範學校及公立中學校の學校長・正

教員・舍監・書記を兼ねるときは其の兼職中の在職年月數

3、府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第十九條に依り退隱料を受くる者は其の退隱料を受くべき理由の生じた前の在職年月數

4、消滅した退隱料又は退職給與金の基礎となつた在職年（註）死亡・國籍喪失・重罪の處刑・七年間不請求によつて消滅する。

5、通算せらるべき他の公務員の在職年で其の恩給法規によつて除算せられる在職年

市町村立小學校職員退隱料法に於ける除算規定

二、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法の適用を受くる教育職員の除算年

（註）小學校教員退隱料等支給上在職年數定ニ關スル件（明二五、勅一八）

1、左記の原因によつて退職したときは、其の退職に繼續した在職年は勿論其の前の凡ての在職年月數は在職年計算について除算する。

イ、自己の便宜に因る退職（小學校令施行規則第百二十六條第二號ノ後段）

ロ、懲戒免職（小學校令第四十八條一項實業學校令第十二條）

ハ、失職（小學校令施行規則第二十九條舊刑法第三十三條）（註）免許狀が失效したるときは當然其の職を失ふ又、禁錮以上の刑に處せられたるときは、免許狀も失效すれば小學校令第四十九條又舊刑法第三十三條によつて失職する。

2、恩給若くは退隱料を受くべき職に在る者で市町村立小學校正教員を兼ねるときの其の兼職中の在職年月數

3、消滅した退隱料の基礎となつた在職年

4、通算せらるべき他の公務員の在職年で其の恩給法規によつて除算せらる在職年

第五款　在職年の種類

第一項　勤續（引續いた）在職年

引續いた在職の意義

一、引續いた在職とは、途中一度の退職をも挿まない連續せる在職をいふ。この引續いた在職を勤續在職ともいふ。例へば、甲小學校訓導として就職した者が、甲小學校訓導を退職したときは、就職から退職迄の間が引續いた在職年となる。

轉任の場合

二、轉任は、これを勤續と看做すから、幾回轉任しても最初の就職から最後の退職までが引續いた在職年となる。例へば、小學校訓導として就職した者が、中學校教諭に轉任し、更に高等女學校校長に轉じ、更に又縣視學に轉任して退官したときは、小學校訓導から縣視學までの在職が引續いた在職年となる。それで、視學の在職中懲戒免官を受けたときは、小學校訓導、中學校教諭、高等女學校長の全部の在職年が恩給法上無效となる。

休職の場合

三、休職中は唯職務に服せないだけで、依然として其の官(職)に在るものであるから(在職してゐるのであつて現職にないだけである)、休職期間中は引續いた在職年に算入せられるのである。

廃職廃轉等により退職した者が即日又は翌日再就職した場合

四、一旦退職した以上は、即日再就職しても退職といふ事實によつて前後の在職が切斷されて引續いた在職年とならぬ。但し、本法に於ては例外として、廃職廃校等の特種の事由によつて退職した者が、即日又は翌日再就職したときは、特に、これを勤續と看做して取扱ふのである。(施行令第三十五條)

五、恩給法第五十一條の「引續キタル在職ニ付」は、上述の如き勤續在職をいふ。但し、恩給法第六十二條第三項第四項の勤續在職年は茲にいふ勤續在職年よりも範圍が縮少されたものである。(第十節第二款第一項教育職員の普通恩給額の項參照)

實勤續在職年

第二項　實勤續在職年

一、實勤續在職年とは事實上の勤續在職年をいふ。事實上の勤續在職年とは、加算年を算入しない引續きたる在職年をいふ。例へば、北海道の根室諸島とか、東京府の小笠原島とかに在勤する公務員には、在職一月に付半月が加算されるから十年引續いて在職するときは、十五年引續いて在職したことになる。所謂勤續十五年といふことになるが、事實上は十年しか勤續してゐないから、實勤續在職十五年とは言はれない。要するに、加算年を入れない勤續在職年が實勤續在職年である。

二、恩給法第六十條第三項、第六十一條第四項、第六十二條第六項、附則第十條の實勤續在職年とはこの意義の在職年である。

接續せる在職

第三項　接續せる在職年

一、接續せる在職とは前二項に述べた如く一度の退職をも挿まないで引續いて居る場合は勿論、たとへ途中退職を挿んで、前の在職と後の在職とが觀念上明かに分れてゐるとも、前後の在職が連續してゐるときの在職をいふ。例へば、教諭心得が教諭に任命せられるため教諭心得を免せられ、引續き教諭として就職したとき、教諭心得と教諭との在職は接續せる在職と云ふことが出來る。實質に於て次項の繼續せる在職の場合と變らない。

二、恩給法第四十二條第一項の第三、四號の接續する在職とは、この意義の在職年である。又、接續する其の勤續年月數といふは、前例に於て教諭心得となつたものが一度退職し、其の後又教諭心得としては再就職し、引續き教諭として就職したときは、最初の教

諭心得としての在職は退職によつて切れてゐるから、二度目の敎諭心得としての就職からが勤續年月數となつて通算される。

第四項　繼續せる在職年

繼續せる在職

一、繼續せる在職とは、第一、二項の如く轉任等によつて引續きたる在職は勿論途中退職があつても、事實上一日の間隙もなく在職してゐる場合をいふ。例へば、本日退職又は退官したる者が、卽日又は翌日再就職したときは、前在　と後の在　とは觀念上退職といふことによつて切れてはゐるが事實上は連續してゐる。斯る場合の前後の在職を繼續せる在職といふ。要するに、卽日又は翌日再就職したときは、これを勤續と看做されない場合でも繼續せる在職と云ふことが出來る。所謂勤續の範圍の廣いものである。

二、恩給法第九十條の繼續する在職とはこの意義の在職年である。

第二節　俸給の意義

第一款　本俸及び準本俸の意義

恩給法第四十四條――俸給の意義
施行令第二十條――準本俸の意義

本俸及び俸給料の意義

一、本俸

本俸とは、加俸又は職務俸に對して言ふ語であつて、普通には俸給又は給料といつてゐる。しかし本法で單に俸給といふ場合は本俸の外に準本俸も含まれる。凡そ官吏・待遇官吏たる者は國家に對し無定量の服務義務を負ふもので、到底、他に生活資料を求むるの餘力を持たない。そこで國家は是等の者に生活維持のための資料を給與せねばならぬ。この生活資料の給與が俸給又は給料となるのである。換言すれば、俸給とは官吏待遇官吏に生活資料としての金錢給與であるといへる。尙ほ級俸定額を給與せられない俸給「何級俸當分何十圓ヲ給與ス」といふ所謂當分給を受けるものはこの當分給が本法にいふ俸給(額)となる。

當分給

準本俸の意義

二、準本俸

本俸に準すべきものとは、給與の目的が本俸の如く主として生活資料としての給與でなく、或る特殊の勤務に對する報酬又は勤續に對する加賞といふ意味に於て給與せられるものである。從つてそこに多少本俸と給與の目的を異にするが、併し、實際問題として考へるときは準本俸といつても定期的收入である以上は、普通、俸給と同樣に日常の生活費に

充當せられてゐる。そこで、恩給金額算定の基礎とする俸給の中に之を加算されることになつてゐる。故に、本法にいふ俸給とは、本俸、準本俸を合算したものをいふ。但し、準本俸として俸給に加算せられるものは教育職員にあつては次のものに限る。

年功加俸

一、年功に因る加俸

年功加俸は、公務員の年功卽ち長期勤續し其の成績が佳良なるものに本俸（普通俸給）以外に、勤勞に對する報酬の意味合で給與せられる金錢である。例へば公立の初等・中等學校職員が五年以上勤續するときは、一定の金額を給與せられるが如きである。（公立學校職員加俸令第一條、市町村立小學校教員加俸令第三條、師範學校長勤續加俸令第一條）（註一）

兼務加俸

加俸の名前はついても年功による加俸でない以上は茲に謂ふ加俸でない。例へば、舍監又は主事を兼ねるために給される兼務加俸、外國に在勤するために給與さる在勤加俸、其の他技術加俸の類は準本俸にならぬから俸給に加算されない。

特別加俸

二、市町村立小學校教員加俸令に依る特別加俸

茲に謂ふ加俸は、單級學校勤務加俸、複式學級擔任特別加俸、邊陬學校勤務特別加俸であつて、前述の年功に因る加俸とは給與の事由を異にする。（註二）

職務加俸

三、官立又は公立大學教授又は助教授の職務俸

大學の教授・助教授は一定の職務（例へば講座）を擔任するときは、本俸以外に職務俸を給せられる。（註三）

公立學校職員加俸令

（註一）公立學校職員加俸令

第一條　師範學校並公立ノ高等學校尋常科、中學校、高等女學校、實業學校、盲學校、聾唖學校及實業補習學校教員養成所ノ學校長、教諭、助教諭、舍監、訓導及保姆ニシテ五年以上勤續スル者ニハ年功加俸ヲ給ス

前項各職間ノ轉職ハ之ヲ勤續ト看做ス學校ノ廢止又ハ學校編制ノ變更ニ因リ退職シタル者六十日內ニ前項ニ揭クル職ニ就キタルトキ亦同シ

師範學校長勤續加俸令

第一項ノ實業學校ニハ實業專門學校ヲ、學校長ニハ師範學校長ヲ包含セス

師範學校長勤續加俸令

第二條　師範學校長ニシテ五年以上勤續スル者ニハ勤續加俸ヲ給スルコトヲ得

市町村立小學校教員加俸令

（註二）市町村立小學校教員加俸令

第三條　小學校教員ニシテ五年以上同一府縣內ノ市町村小學校ニ勤續シ地方長官ニ於テ成績佳良ナリト認メタル者ニハ年功加俸ヲ給ス

第五條　道廳府縣視學、島廳郡視學及師範學校訓導ニ在職シタル年數ハ之ヲ勤續年數ニ通算ス

第七條　市町村立尋常小學校ノ本科正教員ニシテ單級學校ニ勤務スル者ニハ年額六十圓以下ノ特別加俸ヲ給ス

市町村立尋常小學校ノ本科正教員ニシテ多級學校ノ一學年ヨリ四學年、五學年又ハ六學年ニ至ル兒童ヲ以テ編制シ

タル學級ヲ擔任スル者ニハ年額四十八圓以下ノ特別加俸ヲ給スルコトヲ得

邊陬地ノ市町村立尋常小學校ニ勤務スル本科正教員ニハ年額三十六圓以下專科正教員及准教員ニハ年額十八圓以下ノ特別加俸ヲ給スルコトヲ得但シ前二項ニ依リ特別加俸ヲ受クル者ハ此ノ限リニ在ラス

同一府縣内ニ於テ邊陬地ノ市町村尋常小學校ニ五年以上勤續スル者ニハ前三項ニ依ル特別加俸ノ外本科正教員ニ在リテハ年額三十六圓以下專科正教員及准教員ニ在リテハ年額十八圓以下ヲ加給ス

帝國大學高等官官等俸給令

（參考） 單級學校とは一學級を以て成立する獨立學校を云ふ。そこで本校と分校とあつて兩校共に一學級しかない場合でも本校と分校とを合せたものが一個の獨立した學校となるから玆謂ふ單級學校とは言はれない。しかしこれと類似してはゐるが分教場の設置された學校で本校も分教場も共に單級であつて、一人の正教員が輪番に巡回して授業してゐるものは單級學校勤務者と見て差支へないことになつてゐる。

（註三） **帝國大學高等官官等俸給令**

第二條　帝國大學教授助教授ノ俸給ハ分チテ本俸及職務俸トス

第三條　教授ニシテ學部長醫院長航空研究所長金屬研究材料研究所長化學研究所長傳染病研究所長又ハ温泉治療學研究所長ニ補セラレタル者ニハ職務俸千五十圓（一、〇五〇円）以内天文臺長演習林長ニ補セラレタル者ニハ職務俸八百圓（八〇〇円）以内教授助教授ニシテ臨海實驗所長植物園長農場長分院長藥局長又ハ圖書館長ニ補セラレタル者ニハ職務俸五百三十圓（五三〇円）以内ヲ給スルコトヲ得

第四條　各講座ニ職務俸ヲ附ス

各講座ヘ對スル職務俸ハ學科ノ種類職務ノ繁閑ニ從ヒ年額五百圓（五〇〇円）以上千六百圓（一、六〇〇円）以下トシ文部大臣之ヲ定ム但シ各講座ニ對スル職務俸ハ本俸ト合シテ五千百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

公立大學職員俸給

第五條　教授ハ其ノ擔任スル所ノ講座ニ對スル職務俸ヲ受ク

助教授ニシテ講座ヲ擔任スル者ハ其ノ講座ニ附スル職務俸ノ半額ヲ受ク

官立大學教官ノ職務俸ニ關スル件

官立大學ノ教授及助教授ニハ本俸ノ外學科ノ種類職務ノ繁閑ニ從ヒ俸給トシテ職務俸ヲ給スルコトヲ得

教授ノ職務俸ハ年額千九百五十圓（一、九五〇円）以下、助教授ノ職務俸ハ年額千二百五十圓（一、二五〇円）以下トス但シ職務俸ノ額ハ本俸ト合シテ五千三百五十圓ヲ、本俸及年功加俸ト合シテ五千九百五十圓ヲ超ユルコトヲ得ス

公立大學職員俸給令

第四條　教授及助教授ニハ學科ノ種類職務ノ繁閑ニ從ヒ職務俸ヲ給スルコトヲ得

教授ノ職務俸ハ千九百五十圓（一、九五〇円）以下、助教授ノ職務俸ハ年額千二百五十圓（一、二五〇円）以下トス但シ職務俸ノ額ハ本職ト合シテ五千三百五十圓、本俸及年功加俸ト合シテ五千九百五十圓ヲ超ユルコトヲ得ス

三、官職併有の俸給

二つ以上の官職を併有するものが、各官職から俸給を給せられる場合は、俸給額（準本俸も加入す）を合算したものを以て其の者の俸給額とする。

各官職から給與せられるものでなければならぬ。兼職手當、兼務加俸の類は俸給として給與せられるものでないから加算せられない。（註四）

（註四） 一、併職する場合に初めて各官職から俸給を支給せられるもので、兼職の場合は兼職の方は無給又は手當を

給與せられ俸給は給與されない。例へば、小學校訓導にして實業補習學校訓導を兼任するときは、小學校訓導と實業補習學校訓導とを併職するのでないから兼任に俸給を支給することは出來ない。たゞ兼任手當を給することが出來るのみである。

二、併し、公立學校職員で二校以上の職員を兼ね俸給の分割支給を受くるものは、本務校と兼務校とから受ける俸給を合したものを以て俸給額とする。俸給の分割支給の許されるものは、公立の學校職員が他の公立學校職員を兼任したる場合、又は公立學校、實業補習學校教員養成所相互間の兼任の場合には、公立學校職員俸給令第九條並實業補習學校教員養成所令第七條に依つて俸給分割支給が出來る。

三、公立小學校教員で一週三十二時間以上の教授を擔任する者には手當を給せられる。（小學校令施行規則第百五十九條）。又公立小學校長又教員で特に勤勞ある者には慰勞金を給せられることがある。（同法第百六十條）之等のものは俸給に加算することは出來ない。

【例規】月手當年手當ハ俸給ト謂フヲ得サルヲ以テ手當支給期間ハ恩給法上ノ在職アリト謂フヲ得ス

【例規】恩給法上公務員二以上ノ官職併有ノ場合トハ叙任ノ形式ヲ問ハサルモ少ナクトモ各官給ニ付俸給ヲ受クル場合ト解スヘキカ故ニ設例(甲)(乙)ノ場合共ニ俸給ヲ受クル場合ハ併有スル場合ニ該當ス

(甲)　縣立工業學校教諭　何　某
　　商工技手ニ兼任ス
　　月俸金……圓給與

(乙)　縣立工業學校教諭　何　某
　　商工技手ニ任ス
　　月俸金……圓給與

第二款　恩給額算出の基礎となる俸給計算

恩給法第五十九條ノ二――退職前の俸給年額の意義
施行令第二十四條ノ九――退職前一年内の俸給計算
施行令第二十四條ノ十――一級昇給の意義

① 退職前の俸給年額

俸給の變更

一、昭和八年の改正法に於て、恩給受給者にとつて最も不利益となる點は、恩給額算出の基礎となる俸給の變更である。改正法施行前は公務員の退職當時の俸給を以て恩給額算出の基礎とした。そこで動もすれば、恩給額增額の目的を以て退職日に昇給せられる名義上の俸給が甚しきに至つては、一時に四、五級も昇給せられる有樣であつた。（註）

（註）俸給又は給料の負擔者（給與主體）と、恩給の負擔者（給與主體）と異なる場合には其の弊が極端であつた。例へば、公立中等學校職員の俸給は、當該の地方經濟が負擔するが、是等の者の年金恩給は國庫（國家）が負擔する。そこで、府縣は財政上の苦痛がないので、名義上の昇給が盛んに行はれた。

かくあつては恩給額が公務員の在職中の經濟上の生活程度（卽ち俸給）を標準として決定するの趣旨にも反することになる。それかといつて、恩給法によつては、俸給を給與する